

平成25年度 第4回中央じん肺診査医会

平成25年11月8日

14:00 ~ 16:30

厚生労働省労働基準局第2会議室

議 事 次 第

1 不服審査

(1) じん肺管理区分に関する審査

(第1号事案～第15号事案)

再審査 1件

新規 14件

(2) 健康管理手帳の交付要件に関する診査 1件

(3) その他

2 その他

資料1 (じん肺管理区分決定に対する審査請求事案一覧)、

資料2 (じん肺管理区分決定に対する審査請求個別概要)、

資料3 (健康管理手帳不交付決定に対する審査請求事案一覧)、

資料4 (健康管理手帳不交付決定に対する審査請求個別概要)、

参考1 (じん肺管理区分決定に対する審査請求書等提出資料一式)、

参考2 (健康管理手帳不交付決定に対する審査請求書等提出資料一式)、

資料 1 : 部内限

中央じん肺診査医会

じん肺管理区分決定に対する
審査請求事案一覧

厚生労働省

審査事案一覧表(じん肺管理区分決定)

	管理区分決定を受けた者の氏名及び住所	審査請求の内容	処 理 状 況			裁決等	備 考
			管理区分決定申請の年月日及び原処分決定の年月日とその番号	管理区分決定のじん肺法の根拠条文(審査請求人等の身分)	審査請求の年月日及び受付年月日とその番号		
[1]				第15条第3項において準用する同法第13条第2項 (労働者であったもの)			
[2]				第15条第3項において準用する同法第13条第2項 (労働者であったもの)			
[3]				第15条第3項において準用する同法第13条第2項 (労働者であったもの)			
[4]				第15条第3項において準用する同法第13条第2項 (労働者であったもの)			
[5]				第15条第3項において準用する同法第13条第2項 (労働者であったもの)			
[6]				第15条第3項において準用する同法第13条第2項 (労働者であったもの)			
[7]				第15条第3項において準用する同法第13条第2項 (労働者であったもの)			
[8]				第15条第3項において準用する同法第13条第2項 (労働者であったもの)			
[9]				第15条第3項において準用する同法第13条第2項 (労働者であったもの)			
[10]				第15条第3項において準用する同法第13条第2項 (労働者であったもの)			
[11]				第15条第3項において準用する同法第13条第2項 (労働者であったもの)			

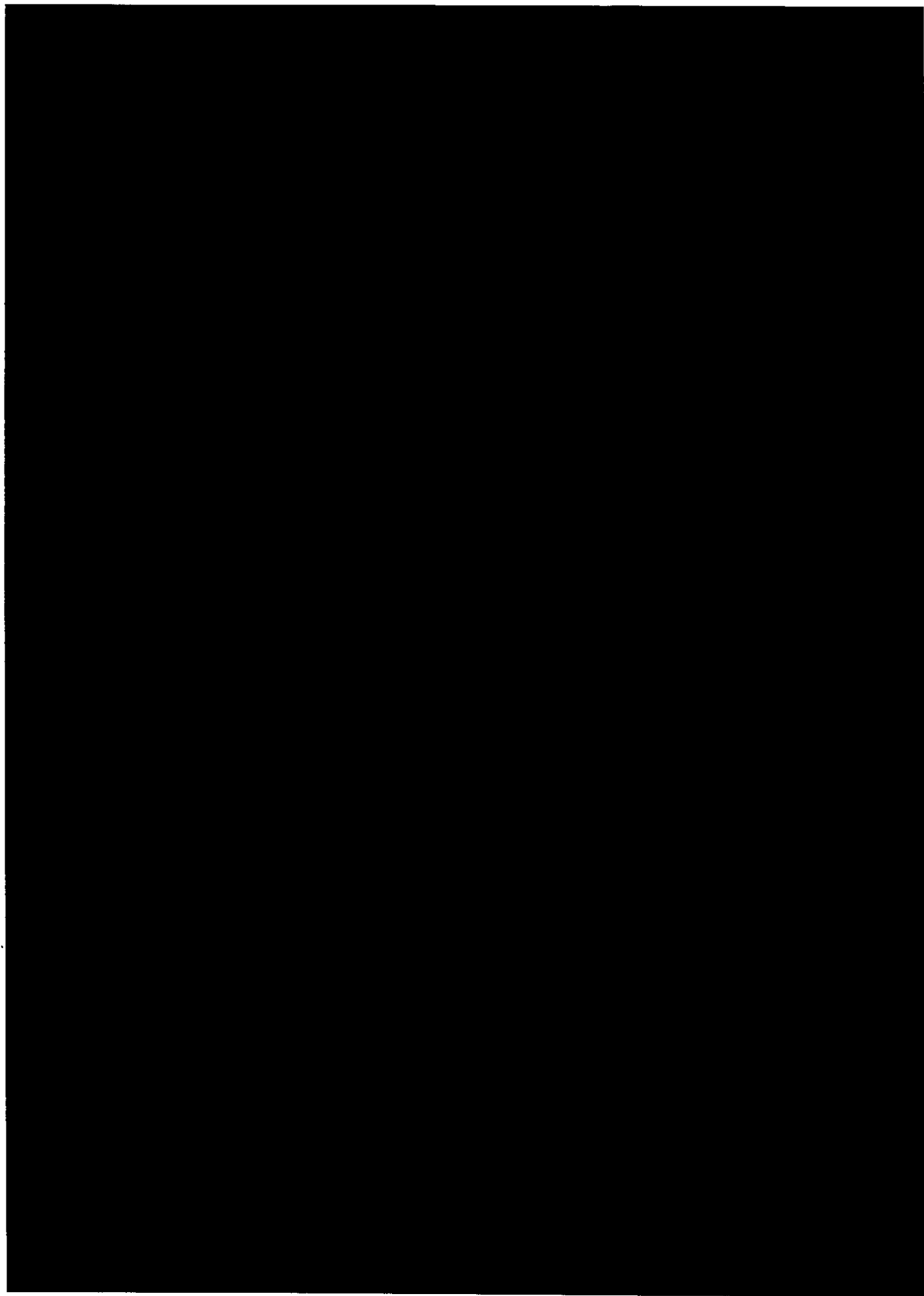
[illegible]

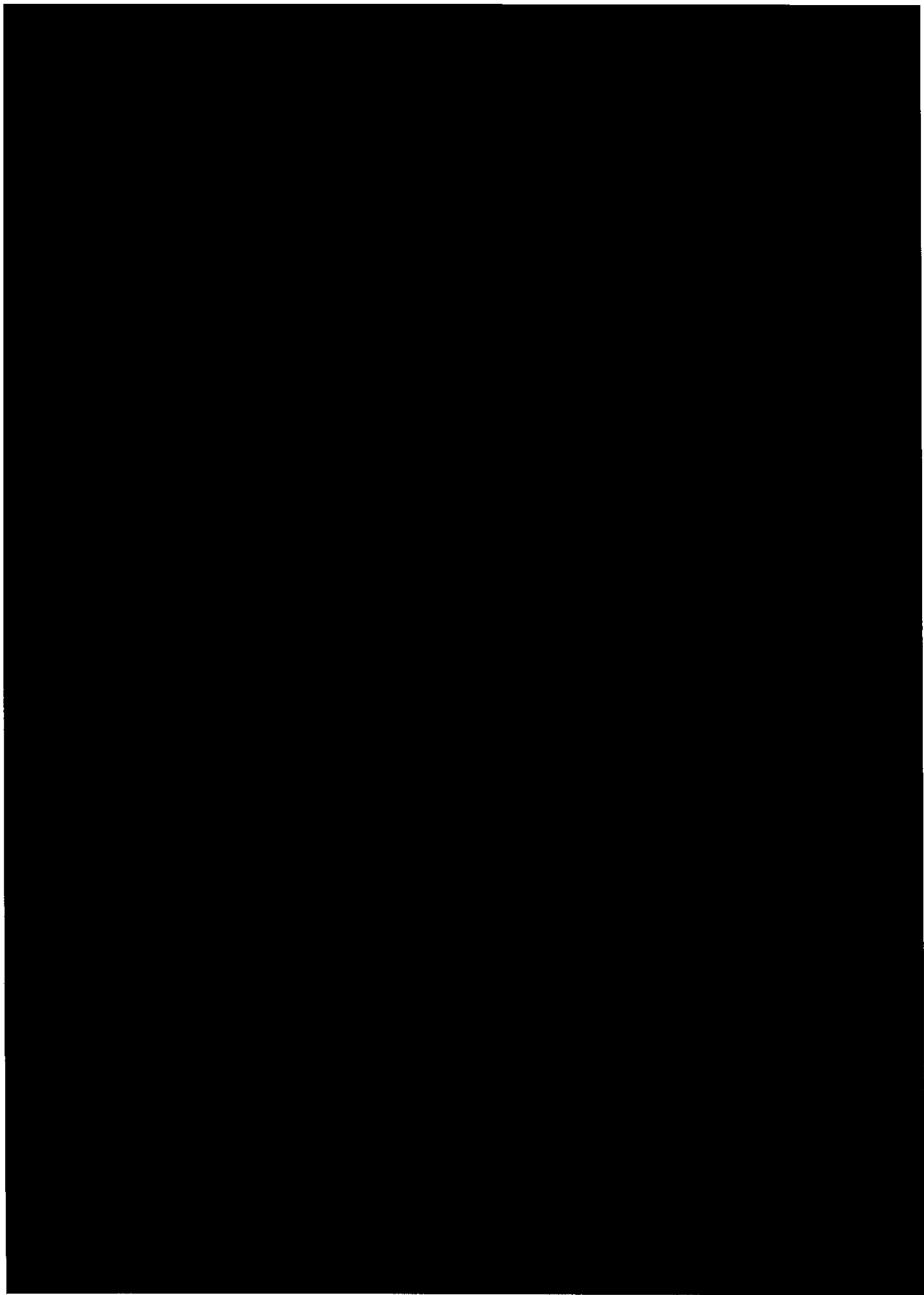
資料 2 : 部内限

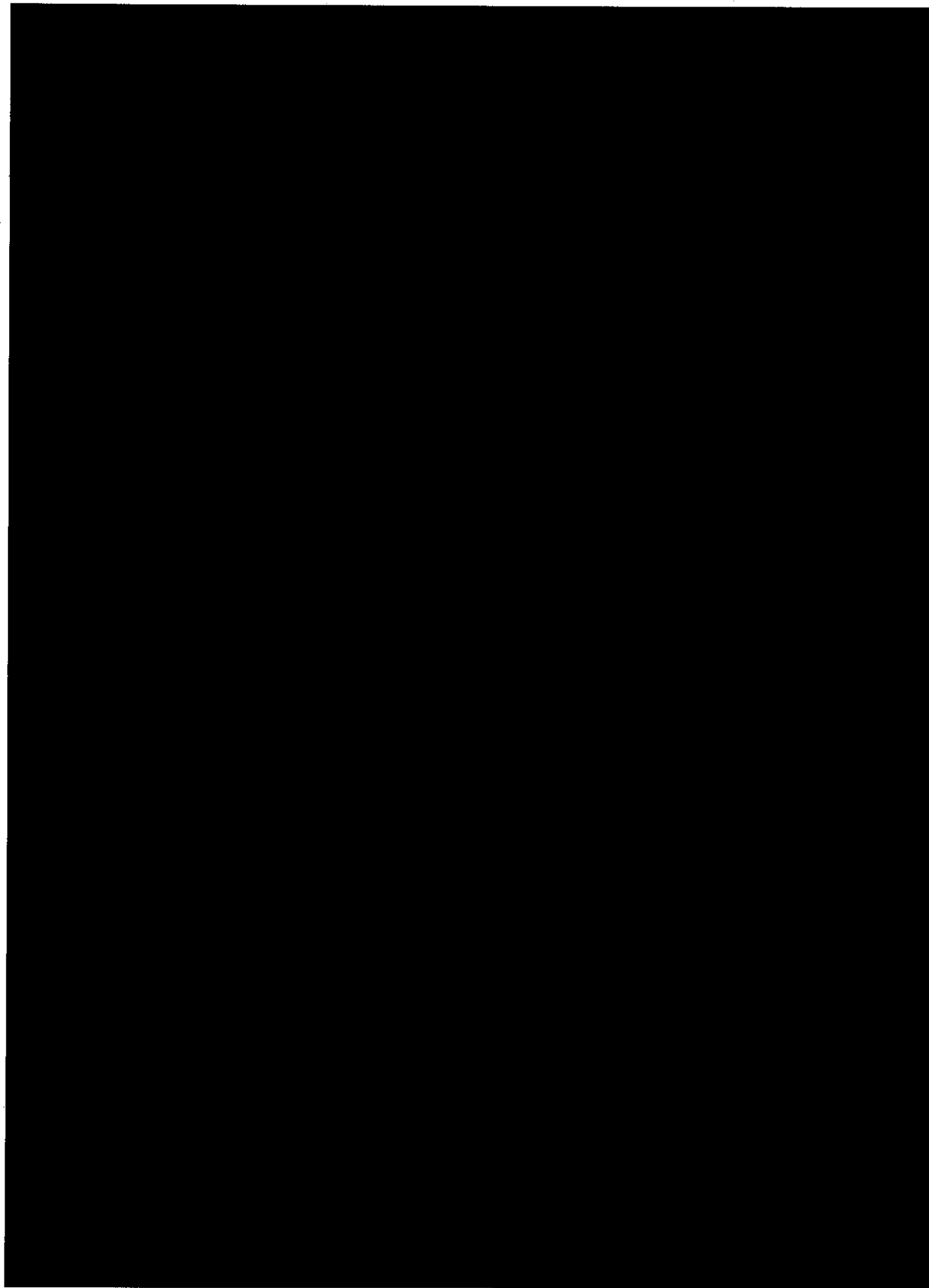
中央じん肺診査医会

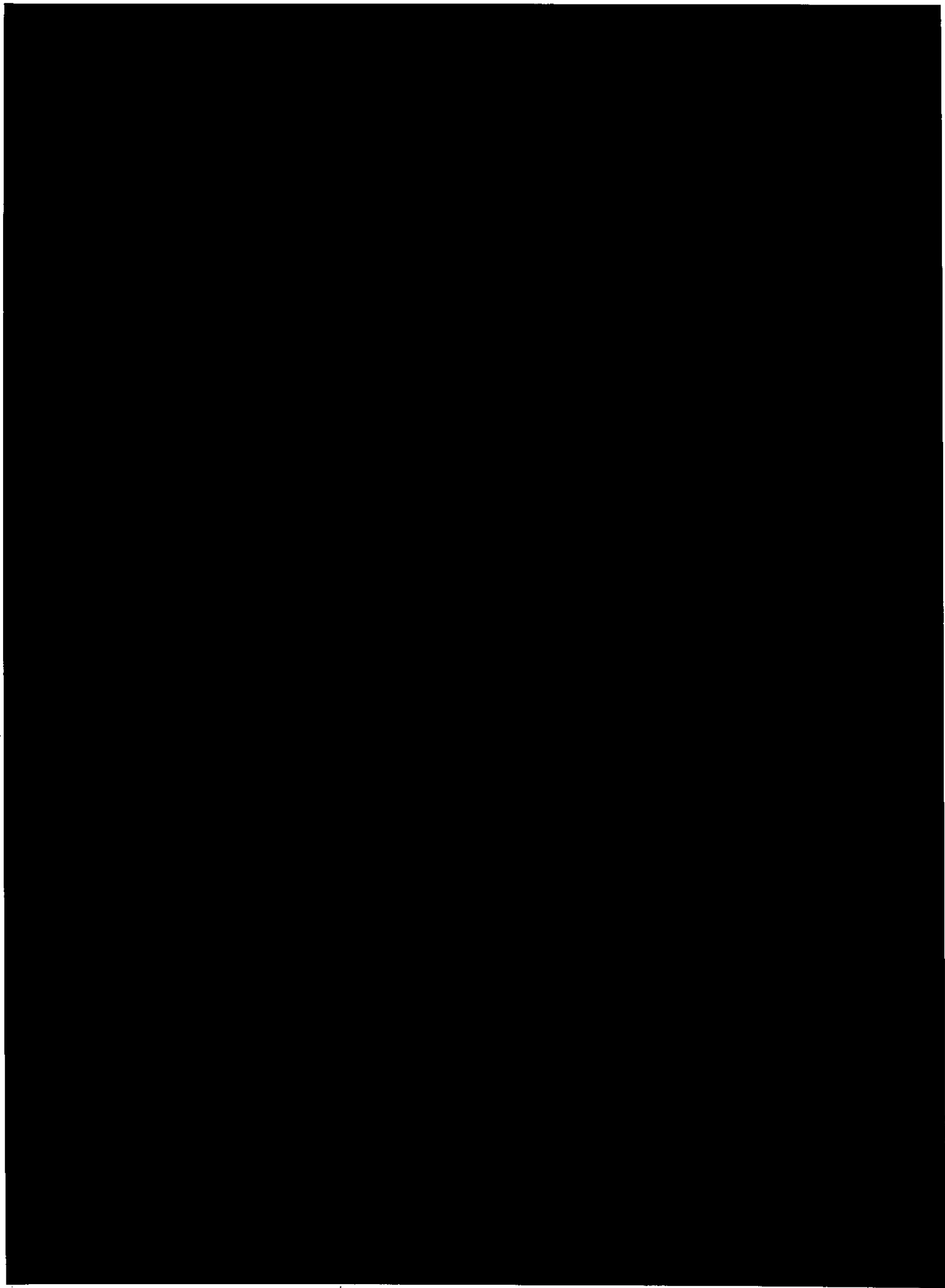
じん肺管理区分決定に対する
審査請求個別概要

厚生労働省









the 1990s, the number of people in the UK who are employed in the public sector has increased by 1.5 million, from 2.5 million in 1980 to 4 million in 1995. The public sector has also become an important employer of women, with 60% of the public sector workforce being female in 1995.

There are a number of reasons why the public sector has become an important employer of women. One reason is that the public sector has a high proportion of jobs that are traditionally held by women, such as teaching, nursing, and social work. Another reason is that the public sector has a high proportion of jobs that are part-time or flexible, which are more likely to be held by women. A third reason is that the public sector has a high proportion of jobs that are in the service sector, which is also a sector that is traditionally held by women.

The public sector has also become an important employer of women because of the increasing demand for public services. As the population of the UK has increased, so has the demand for public services such as health care, education, and social care. This has led to an increase in the number of people employed in the public sector, and a corresponding increase in the number of women employed in the public sector.

The public sector has also become an important employer of women because of the increasing demand for public services. As the population of the UK has increased, so has the demand for public services such as health care, education, and social care. This has led to an increase in the number of people employed in the public sector, and a corresponding increase in the number of women employed in the public sector.

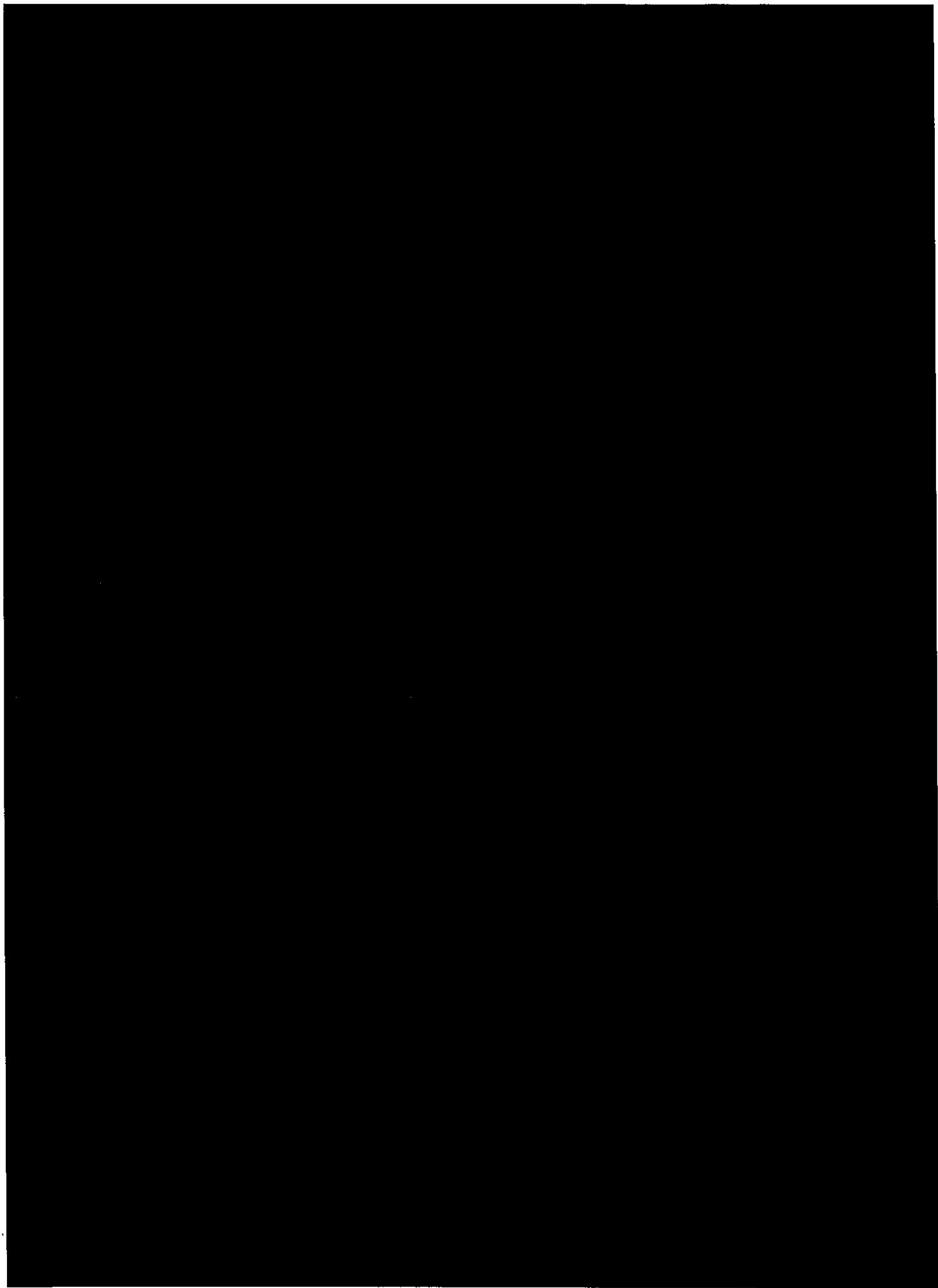
The public sector has also become an important employer of women because of the increasing demand for public services. As the population of the UK has increased, so has the demand for public services such as health care, education, and social care. This has led to an increase in the number of people employed in the public sector, and a corresponding increase in the number of women employed in the public sector.

The public sector has also become an important employer of women because of the increasing demand for public services. As the population of the UK has increased, so has the demand for public services such as health care, education, and social care. This has led to an increase in the number of people employed in the public sector, and a corresponding increase in the number of women employed in the public sector.

The public sector has also become an important employer of women because of the increasing demand for public services. As the population of the UK has increased, so has the demand for public services such as health care, education, and social care. This has led to an increase in the number of people employed in the public sector, and a corresponding increase in the number of women employed in the public sector.

The public sector has also become an important employer of women because of the increasing demand for public services. As the population of the UK has increased, so has the demand for public services such as health care, education, and social care. This has led to an increase in the number of people employed in the public sector, and a corresponding increase in the number of women employed in the public sector.

The public sector has also become an important employer of women because of the increasing demand for public services. As the population of the UK has increased, so has the demand for public services such as health care, education, and social care. This has led to an increase in the number of people employed in the public sector, and a corresponding increase in the number of women employed in the public sector.



the 1990s, the number of people in the UK who are employed in the public sector has increased by 1.5 million, from 2.5 million in 1980 to 4 million in 1995. The public sector has become a major employer in the UK, and its growth has been a major factor in the overall growth of the economy.

The public sector has also become a major provider of social services, and its growth has been a major factor in the overall growth of the economy. The public sector has become a major provider of social services, and its growth has been a major factor in the overall growth of the economy.

The public sector has also become a major provider of social services, and its growth has been a major factor in the overall growth of the economy. The public sector has become a major provider of social services, and its growth has been a major factor in the overall growth of the economy.

The public sector has also become a major provider of social services, and its growth has been a major factor in the overall growth of the economy. The public sector has become a major provider of social services, and its growth has been a major factor in the overall growth of the economy.

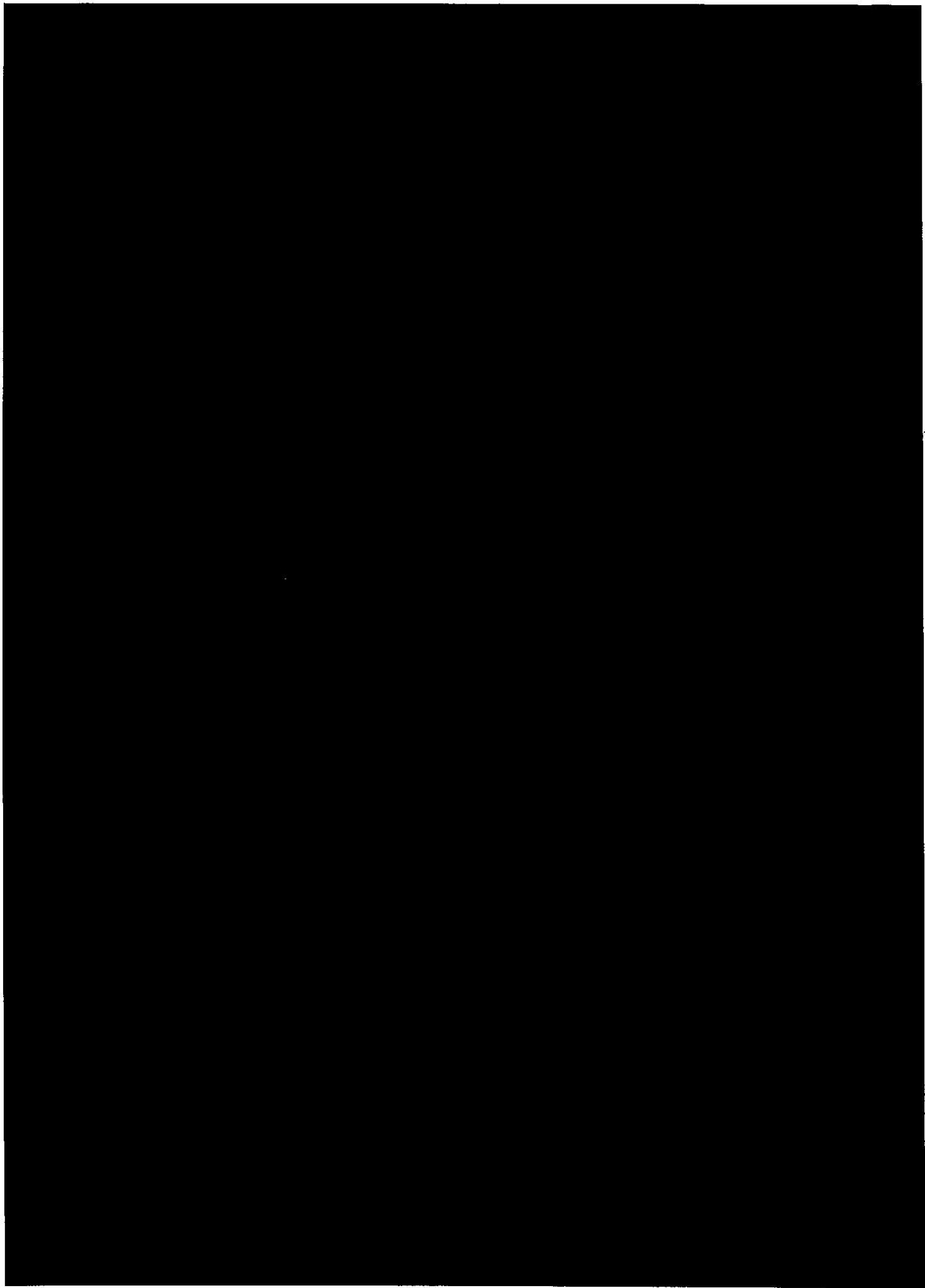
The public sector has also become a major provider of social services, and its growth has been a major factor in the overall growth of the economy. The public sector has become a major provider of social services, and its growth has been a major factor in the overall growth of the economy.

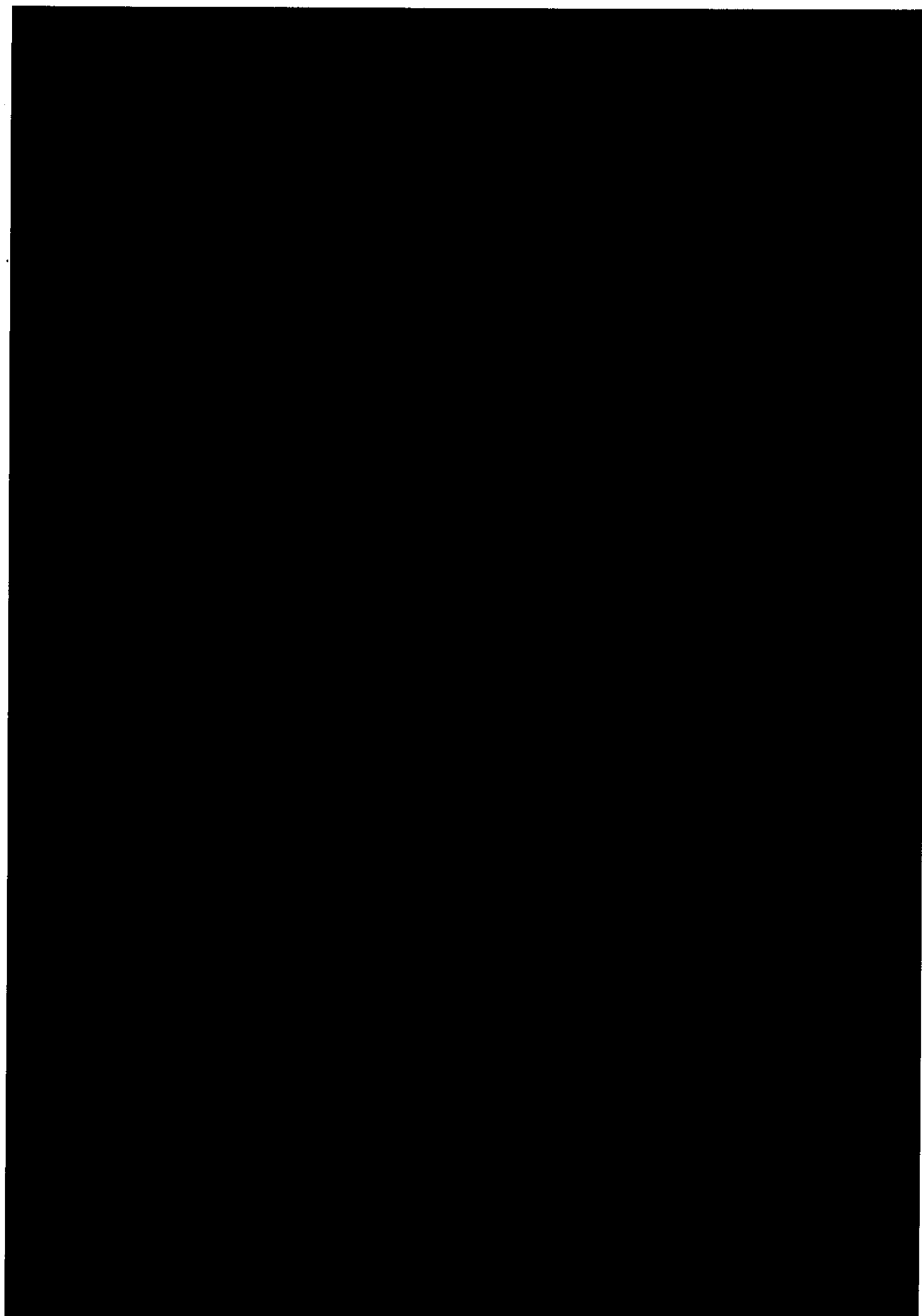
The public sector has also become a major provider of social services, and its growth has been a major factor in the overall growth of the economy. The public sector has become a major provider of social services, and its growth has been a major factor in the overall growth of the economy.

The public sector has also become a major provider of social services, and its growth has been a major factor in the overall growth of the economy. The public sector has become a major provider of social services, and its growth has been a major factor in the overall growth of the economy.

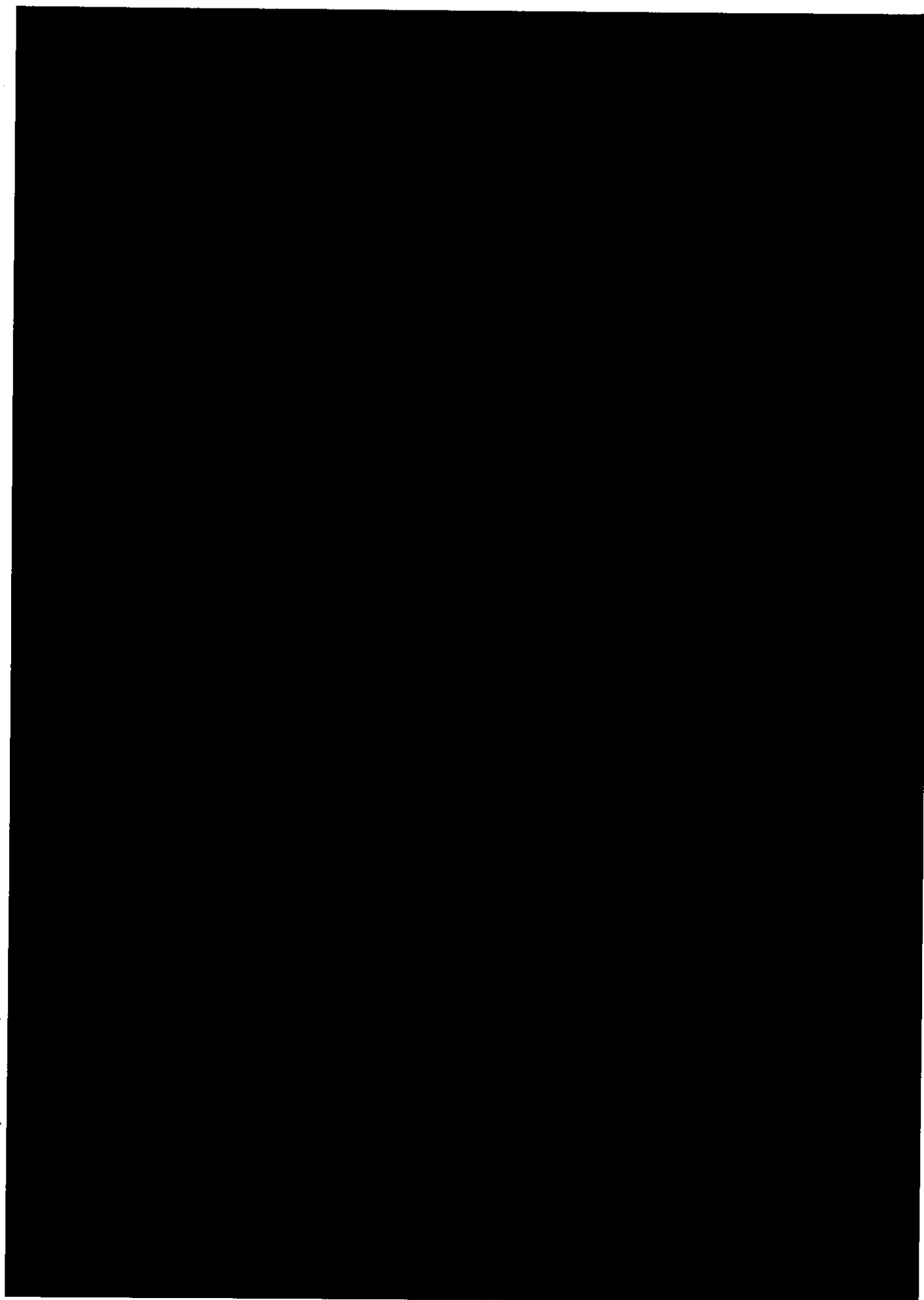
The public sector has also become a major provider of social services, and its growth has been a major factor in the overall growth of the economy. The public sector has become a major provider of social services, and its growth has been a major factor in the overall growth of the economy.

The public sector has also become a major provider of social services, and its growth has been a major factor in the overall growth of the economy. The public sector has become a major provider of social services, and its growth has been a major factor in the overall growth of the economy.





[The following text is a dense, handwritten manuscript, likely a letter or a page from a book. It is written in a cursive script and is mostly illegible due to the quality of the scan. The text appears to be a continuous paragraph or a series of connected sentences. The handwriting is somewhat slanted and the ink is dark. There are some visible punctuation marks, such as commas and periods, but the words themselves are difficult to decipher. The overall appearance is that of a historical document or a personal letter.]



資料 3 : 部内限

中央じん肺診査医会

健康管理手帳不交付決定に対する
審査請求事案一覧

厚生労働省

健康管理手帳不交付決定に対する審査事案一覧表

[illegible]

資料 4 : 部内限

中央じん肺診査医会

健康管理手帳不交付決定に対する
審査請求個別概要

厚生労働省

参考 1 : 部内限

中央じん肺診査医会

じん肺管理区分決定に対する
審査請求書等提出資料一式

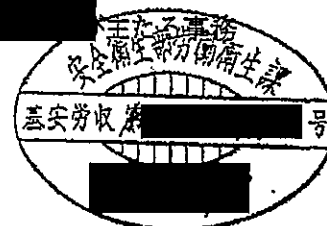
厚生労働省

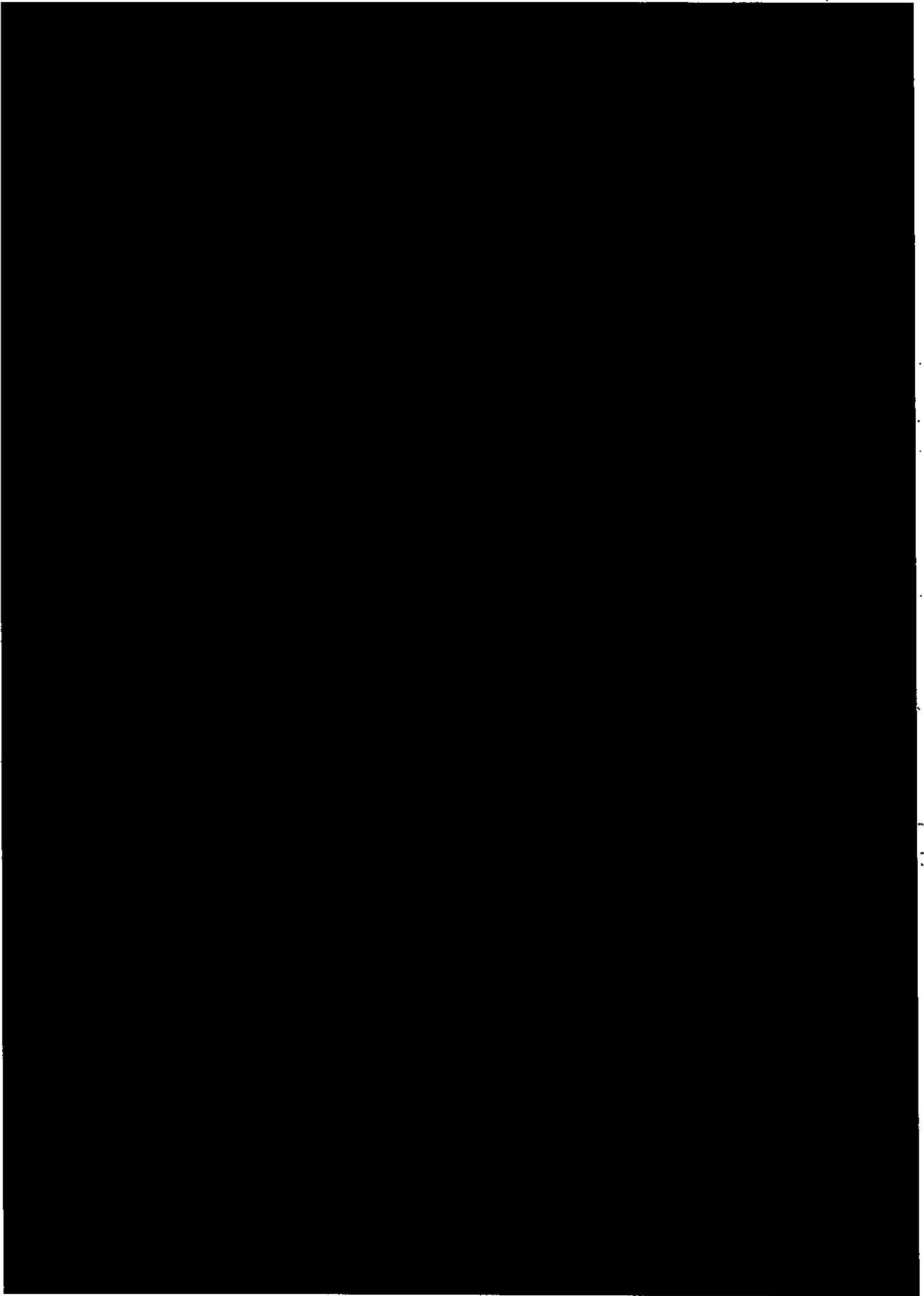
審 査 請 求 書

① 審査請求人の氏名、年齢及び住所		
審査請求に係る処分を受けた者の氏名、年齢及び住所		
審査請求に係る処分		
審査請求に係る処分をした都道府県労働局長		
審査請求に係る処分のあった年月日		
審査請求に係る処分のあったことを知った年月日		
② 審査請求の趣旨		
③ 審査請求の理由		
処分庁の教示		
④ じん肺法第19条第5項の利害関係者の氏名及び住所		
添付資料	1. エックス線写真 (CR 確認表添付) 2. じん肺健康診断の結果を証明する書面 3. その他の参考資料	枚 枚 部 通 通
平成 年 月 日	審査請求代理人 氏 名 住 所	
厚生労働大臣 殿		

備考

- ①及び④の欄は、法人その他の団体である場合に、その所在地を記入すること。
- ②及び③の欄は、具体的かつ簡潔に記入すること。





じん肺健康診断結果証明書

[Redacted content]

備考 第十七条第二項の規定によりたんに関する検査及びエックス線特殊撮影による検査以外の検査を省略したときは、当該省略した検査に係る欄の記入を要しないこと。

労働基準
平成 年 月 日

号
日

じん肺管理区分決定通知書

殿

労働局

平成 年 月 日本職あて 提出（申請）のあつたじん肺管理区分の決定に関する 提出（申請）に基づき、

じん肺法 第13条第2項（同法第16条の2第2項において準用する場合を含む。）
（第15条第3項において準用する同法第13条第2項）
第16条第2項において準用する同法第13条第2項 の規定により下記のとおり

じん肺管理区分を決定したので通知します。
なお、この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（決定があつた日から1年を経過した場合を除きます。）
また、この決定に対する取消訴訟は、この審査請求についての裁決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（裁決があつた日から1年を経過した場合を除きます。）
なお、決定の取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

記

氏 名	住 所	じん肺 管 理 区 分	備 考			療養 の 要 否
			じん肺健康診断の結果			
			エックス線 写真の像	肺機能 の障害	かかっ て いる 合併 症の 名称	
以 下	余 白	管理1	PR ₀	F (—)		要 否
		管理2	PR ₁	F (+)		
		管理3イ	PR ₂	F (++)		
		管理3ロ	PR ₃			
		管理4	PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)			
		管理1	PR ₀	F (—)		要 否
		管理2	PR ₁	F (+)		
		管理3イ	PR ₂	F (++)		
		管理3ロ	PR ₃			
		管理4	PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)			

備考 「じん肺健康診断の結果」の欄の記号は、それぞれ次の意味を表すものであること。

PR₀ じん肺の所見がない。

PR₁ エックス線写真の像が第1型である。

PR₂ エックス線写真の像が第2型である。

PR₃ エックス線写真の像が第3型である。

PR₄ (A, B) エックス線写真の像が第4型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のもの）である。

PR₄ (C) エックス線写真の像が第4型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるもの）である。

F (—) じん肺による肺機能の障害がない。

F (+) じん肺による肺機能の障害がある。

F (++) じん肺による著しい肺機能の障害がある。

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

労働局 地方じん肺診査医

じん肺管理区分の決定に関する意見書の提出について

標記について、下記のとおり意見を申し述べます。

記

労働者氏名	
診査年月日	
審査所見	

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

労働局 地方じん肺診査医

じん肺管理区分の決定に関する意見書の提出について

標記について、下記のとおり意見を申し述べます。

記

労働者氏名	
診査年月日	
審査所見	

検索結果（個人情報）

総件数

個人情報																
対象者氏名		性別	生年月日	年齢	電話番号											
(7桁)		健康管理手帳番号														
住所																
管理区分決定歴情報																
決定年月日	交付番号	決定局	組織	健康診断実施機関	管理区分	P.R	F	合併症	症状確認日	勤労・促進の別	指導年月日	作業転換年月日	作業転換実施通知書報告年月日	作業転換合意報告書報告年月日	作業転換指示年月日	再・追加検査物件提出命令年月日
粉じん作業歴情報																
事業場名					管轄局		業種		粉じん作業種類				粉じん作業従事期間計			

様式第 10 号

施 行 注 意

種 類

局 号 欄	立 案		年		月		日		
	決 裁		年		月		日		
	施 行		年		月		日	印	
	公 印						保 存 種 別		
	立 案 担 当 者 職 氏 名 印								
	労働基準部健康安全課								
庁内電話 番									

標 題

じん肺管理区分決定について

(伺 い)

 から申請があった標記について、地方じん肺診査医小林仁・江原茂の意見に基づいて、別案1「じん肺管理区分決定通知書」のとおり決定し通知してよろしいかお伺いいたします。

なお、御高裁のうえは、別案2により 労働局長、別案3により最終粉じん作業事業者あて決定通知書の写を添えて通知してよろしいか併せてお伺いいたします。

 労 働 局

じん肺診査状況

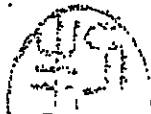
(提出又は申請の区分)

番号	受付 番号	受付 年月日	業 種	事業場名 (住所)	氏名 (生年月日)	粉じん作業 の内容 (従事年数)	申請等の内容		診査結果					資料返還 年月日	管理区分 決定年月	備考
							決定履歴(右側から新しい情報を表示)	今回の申請	所見等 (合併症)	既往 疾患	肺 機能	胸部 X線	作業 環境			

診査を行った結果は、診査結果欄に記載のとおりです。

じん肺診査医

第 〇 号
平成 〇 年 〇 月 〇 日



労働局長 殿
あこ

労働局長
(公印省略)

じん肺管理区分の決定について

標記について、貴局管内事業場を最終事業場とする下記の者よりじん肺法第15条第1項の規定に基づく申請があり、別紙「じん肺管理区分決定通知書」(写)のとおり決定しましたので、関係資料を送付します。

記

1 申請者氏名

2 最終粉じん事業場

3 所在地

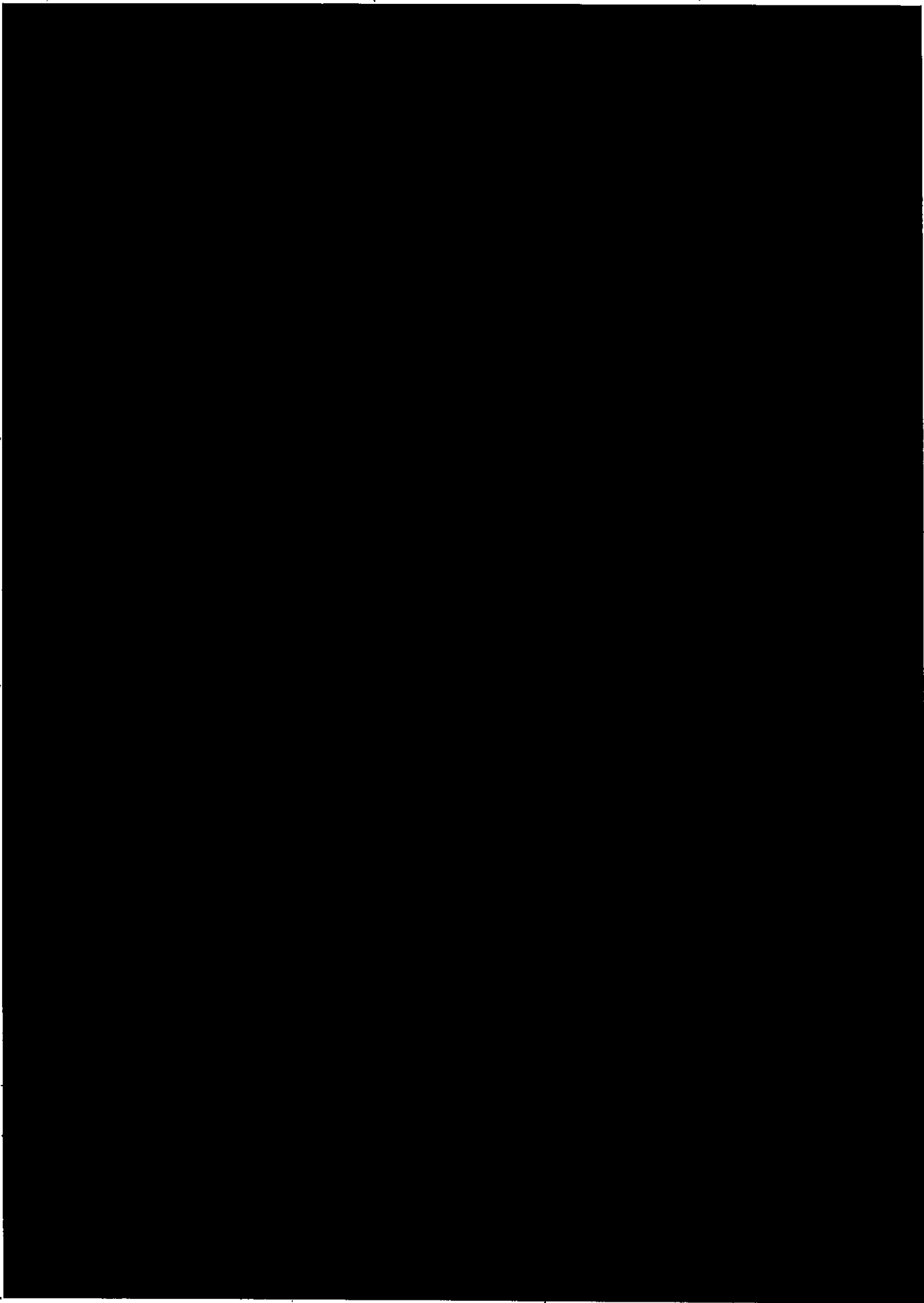
じん肺管理区分決定申請書

事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地
[Redacted]		
当該申請に係るじん肺管理区分決定対象者数 [Redacted]		
添付資料	1 エックス線写真 [Redacted] 枚 2 じん肺健康診断の結果を証明する書面 [Redacted] 枚 3 その他の参考資料	
じん肺法第十五条の規定 に基づく申請の場合	申請者は、上記事業場において、じん肺法施行規則第2条に定める粉じん作業に常時従事する [Redacted] であることに相違ありません。 平成 [Redacted] 年 [Redacted] 月 [Redacted] 日 職 [Redacted] 事業者 氏名 [Redacted] 印	
事業者への通知の諾否	[Redacted]	
平成 [Redacted] 年 [Redacted] 月 [Redacted] 日 [Redacted] 郵便番号 [Redacted] 住所 [Redacted] 申請者 氏名 [Redacted] 電話 [Redacted] [Redacted] 労働局長 殿		

備考

- 「事業の種類」、「事業場の名称」及び「事業場の所在地」の欄は、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者である場合は、その所属事業場について、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合は、常時粉じん作業に従事した最終の事業場について記入すること。
- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合には、「事業者への通知の諾否」の欄に、事業者証明を行った事業者あてにじん肺管理区分決定結果を通知することの諾否を記入すること。ただし、申請者がその事業場に現に使用されている労働者である場合には、記入しないこと。
- 「じん肺法第十五条の規定に基づく申請の場合」の欄の「事業者」及び「申請者」は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

労働局 健康安全課長 殿



施行注意

種類

局	号	欄	立案			
			決裁			
			施行		印	
			公印		保存 種別	
			立案担当者職氏名印			
			労働基準部健康安全課			
			庁内電話番			

じん肺管理区分決定について

(同. 62)

から提出のあった標記申請について、下記理由により最終粉じん作業場所を申請者が申立てしているとしてよろしいかお伺いいたします。

記

勞 働 局

勞 働 局

課長	主任安全専門官	専門官	係長	担当者
----	---------	-----	----	-----

電話確認記録書

平成 年 月 日

労働局労働基準部健康安全課

厚生労働技官

審 査 請 求 書

① 審査請求人の氏名、年齢及び住所			
審査請求に係る処分を受けた者の氏名、年齢及び住所			
審査請求に係る処分			
審査請求に係る処分をした都道府県労働局長			
審査請求に係る処分のあった年月日			
審査請求に係る処分のあったことを知った年月日			
② 審査請求の趣旨			
③ 審査請求の理由			
処分庁の教示		教示の内容	
④ じん肺法第19条第5項の利害関係者の氏名及び住所			
添付資料	1 エックス線写真 2 じん肺健康診断の結果を証明する書面 3 その他の参考資料		
平成 年 月 日		審査請求人氏名	
厚生労働大臣 殿			

備 考

- ①及び④の欄は、法人その他の団体である場合には、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- ②及び③の欄は、具体的かつ簡潔に記入すること。



労働基準法 第 号
平成 年 月 日

じん肺管理区分決定通知書

殿

労働局

平成 年 月 日本職あて [提出申請] のあつたじん肺管理区分の決定に関する [提出申請] に基づき、

じん肺法 第13条第2項（同法第16条の2第2項において準用する場合を含む。）
第15条第3項において準用する同法第13条第2項
第16条第2項において準用する同法第13条第2項 の規定により下記のとおり

じん肺管理区分を決定したので通知します。

なお、この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（決定があつた日から1年を経過した場合を除きます。）。

また、この決定に対する取消訴訟は、この審査請求についての裁決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（裁決があつた日から1年を経過した場合を除きます。）。

なお、決定の取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

記

氏 名	住 所	じん肺 管 理 区 分	備 考			
			じん肺健康診断の結果			療養 の要 否
			エックス線 写真の像	肺機能 の障害	かかつて いる合併 症の名称	
以 下	余 白	管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR ₀ PR ₁ PR ₂ PR ₃ PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)	F (—) F (+) F (++)		要 否
		管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR ₀ PR ₁ PR ₂ PR ₃ PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)	F (—) F (+) F (++)		要 否

備考 「じん肺健康診断の結果」の欄の記号は、それぞれ次の意味を表すものであること。

PR₀ じん肺の所見がない。

PR₁ エックス線写真の像が第1型である。

PR₂ エックス線写真の像が第2型である。

PR₃ エックス線写真の像が第3型である。

PR₄ (A, B) エックス線写真の像が第4型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のもの）である。

PR₄ (C) エックス線写真の像が第4型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるもの）である。

F (—) じん肺による肺機能の障害がない。

F (+) じん肺による肺機能の障害がある。

F (++) じん肺による著しい肺機能の障害がある。

じん肺健康診断結果証明書

厚生労働大臣 田村 憲久 殿

地方じん肺診査医

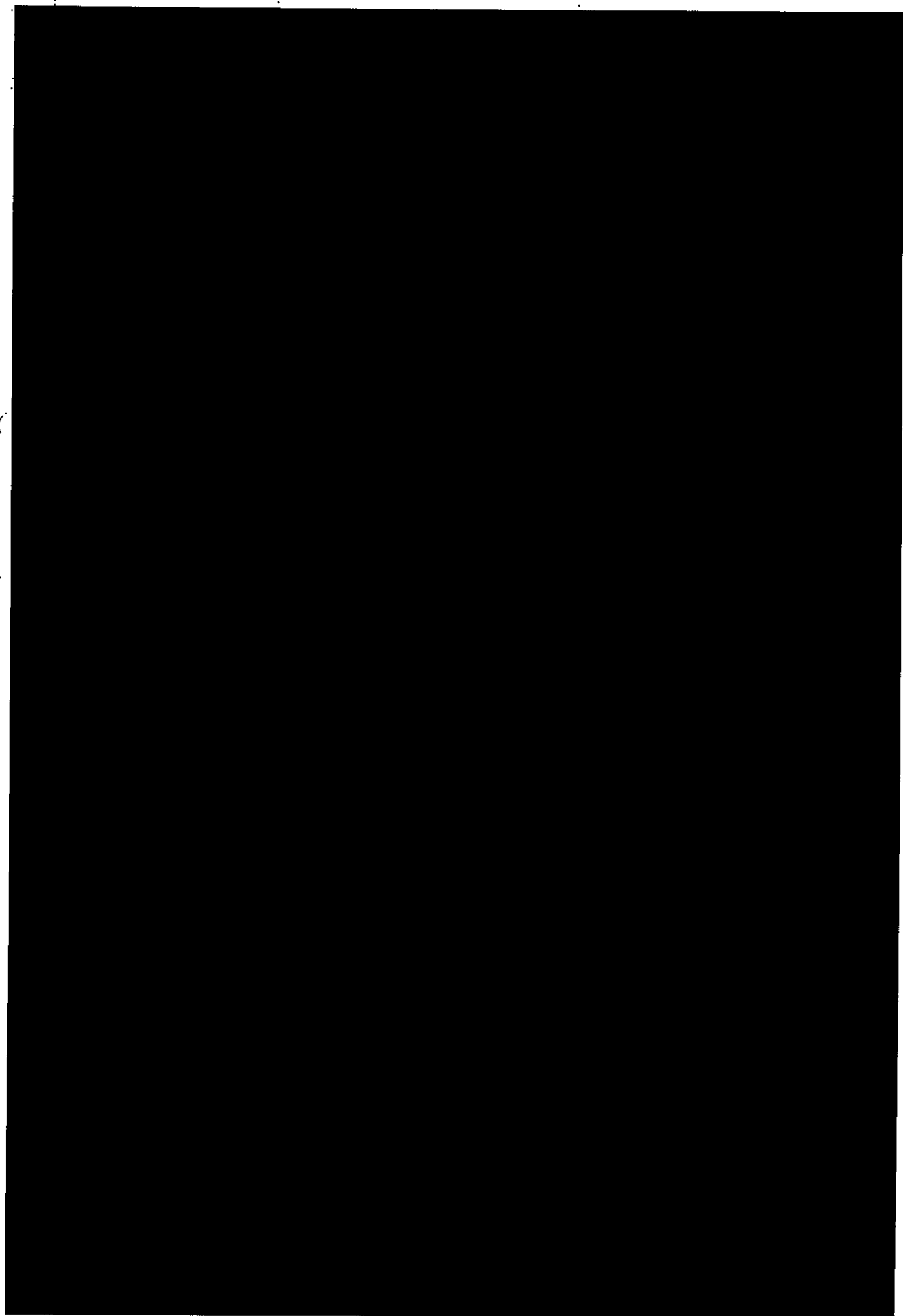
氏 名

氏 名

意見書の提出について

に決定を行なったに係るじん肺管理区分
について、下記のとおり意見を申し述べます。

記



the 1990s, the number of people in the UK who are aged 65 and over has increased by 1.5 million (1990-1999) and is projected to increase by a further 1.5 million by 2010 (Office for National Statistics 2000).

There is a growing awareness of the need to develop strategies to meet the needs of the ageing population. The Department of Health (1999) has identified the need to develop a new paradigm of care for the ageing population, one that is based on the concept of 'active ageing'. This paradigm is based on the idea that ageing is a process, not a state, and that the goal of care should be to promote the health and well-being of older people, rather than to simply manage their decline.

The concept of 'active ageing' is based on the idea that older people should be able to participate in the activities of everyday life, and that they should be able to do so in a way that is meaningful and enjoyable. This requires a shift in the way that we think about ageing, and a shift in the way that we deliver care to older people. It requires a move away from a focus on the physical and cognitive decline of older people, towards a focus on their health and well-being.

The concept of 'active ageing' is also based on the idea that older people should be able to live independently, and that they should be able to do so in a way that is safe and secure. This requires a shift in the way that we think about independence, and a shift in the way that we deliver care to older people. It requires a move away from a focus on the need for older people to be cared for, towards a focus on their ability to live independently.

The concept of 'active ageing' is also based on the idea that older people should be able to contribute to society, and that they should be able to do so in a way that is meaningful and enjoyable. This requires a shift in the way that we think about older people, and a shift in the way that we deliver care to older people. It requires a move away from a focus on the need for older people to be cared for, towards a focus on their ability to contribute to society.

The concept of 'active ageing' is also based on the idea that older people should be able to live in a way that is meaningful and enjoyable, and that they should be able to do so in a way that is safe and secure. This requires a shift in the way that we think about older people, and a shift in the way that we deliver care to older people. It requires a move away from a focus on the need for older people to be cared for, towards a focus on their ability to live in a way that is meaningful and enjoyable.

The concept of 'active ageing' is also based on the idea that older people should be able to live in a way that is meaningful and enjoyable, and that they should be able to do so in a way that is safe and secure. This requires a shift in the way that we think about older people, and a shift in the way that we deliver care to older people. It requires a move away from a focus on the need for older people to be cared for, towards a focus on their ability to live in a way that is meaningful and enjoyable.

The concept of 'active ageing' is also based on the idea that older people should be able to live in a way that is meaningful and enjoyable, and that they should be able to do so in a way that is safe and secure. This requires a shift in the way that we think about older people, and a shift in the way that we deliver care to older people. It requires a move away from a focus on the need for older people to be cared for, towards a focus on their ability to live in a way that is meaningful and enjoyable.

The concept of 'active ageing' is also based on the idea that older people should be able to live in a way that is meaningful and enjoyable, and that they should be able to do so in a way that is safe and secure. This requires a shift in the way that we think about older people, and a shift in the way that we deliver care to older people. It requires a move away from a focus on the need for older people to be cared for, towards a focus on their ability to live in a way that is meaningful and enjoyable.

検索結果（個人情報）

総件数

個人情報

対象者氏名	性別	生年月日	年齢	電話番号
(ﾌｻﾅ)	健康管理手帳番号			
住所				

管理区分決定歴情報

決定年月日	受付番号	決定局	投函 条文	健康診断実施機関	管理区分	P	R	F	合併症	症状確認日	調査・ 認定の別	指導年月日	作業転換年月日	作業転換実施 通知書報告年月日	作業転換合意 報告書報告年月日	作業転換 指示年月日	再・追加検査物件 提出命令年月日
-------	------	-----	----------	----------	------	---	---	---	-----	-------	-------------	-------	---------	--------------------	--------------------	---------------	---------------------

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

事業場名	管轄局	業種	粉じん作業種類	粉じん作業従事期間計
------	-----	----	---------	------------

--	--	--	--	--

じん肺管理区分決定申請書		
事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地
当該申請に係るじん肺管理区分決定対象者数		
添付資料	1 エックス線写真 枚 2 じん肺健康診断の結果を証明する書面 枚 3 その他の参考資料	
じん肺法第十五条の規定 に基づく申請の場合	申請者は、上記事業場において、じん肺法施行規則第 2 条に定める粉じん作業に常時従事する であることに相違ありません。 平成 年 月 日 職 事業者 氏 名	
事業者への通知の可否		
平成 年 月 日 郵便番号		
住所		
申請者 氏 名		
電話		
労働局長 殿		

備考

- 「事業の種類」、「事業場の名称」及び「事業場の所在地」の欄は、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者である場合は、その所属事業場について、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合は、常時粉じん作業に従事した最終の事業場について記入すること。
- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合には、「事業者への通知の可否」の欄に、事業者証明を行った事業者あてにじん肺管理区分決定結果を通知することの可否を記入すること。ただし、申請者がその事業者に現に使用されている労働者である場合には、記入しないこと。
- 「じん肺法第十五条の規定に基づく申請の場合」の欄の「事業者」及び「申請者」は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

(別紙)

CR 撮像表示条件確認表

申請者名

撮影日

比較読影に用いた写真(いずれかに○)

- () じん肺標準エックス線写真集(平成23年3月)電子媒体版
 () じん肺標準エックス線フィルム(昭和53年)

撮影条件

	審査受付条件	申請者の撮像表示条件
電圧	110~140 [kV]	
焦点被写体間距離	180~200 [cm]	
グリッド	高密度グリッド使用で撮影電圧が120[kV]前後の時は格子比12:1 上記以上の撮影電圧の時は格子比14:1とすること	
空間分解能(画素数)	フィルムサイズがフルサイズ(半切)の場合 イメージングプレート読み取り画素数3500×3500 [pixel] 以上とすること	

画像処理条件

	審査受付条件	申請者の撮像表示条件
階調処理	肺野部の最高濃度を1.6~2.0程度とすること	
周波数処理	低空間周波数(0周波数)成分に対して高周波成分(0.2cycle/mm以上) におけるレスポンスを1.0~1.2倍程度とすること (なお、濃度に応じて周波数応答を変化させる場合であっても、 上記範囲内であること。)	

メーカー毎画像処理条件(50音順)

メーカー	パラメータ	撮像表示条件	申請者の撮像表示条件
ケアストリーム ヘルス①	Density Shift	-0.3	
	Contrast Factor	1.6~1.8	
	Matrix Size	35~75	
	High Density Boost	0.05~0.1	
	Low Density Boost	0~0.05	

ケアストリーム ヘルス②	※	ア	イ	ウ	エ	ア・イ・ウ・エ(該当に○)
	Brightness	6	6	6	7	
	Latitude	-4	-4	-6	-5	
	Detail Contrast	-7	-8	-6	-8	

※ア〜エいずれかの条件を満たす必要がある。例えばアの条件の場合、Brightness 6、Latitude -4、Detail Contrast -7である必要がある。

コニカミノルタ エムジー①	肺野濃度	1.6~1.8	
	強調度	0.1~0.3	
	マスクサイズ	7	
	LUT	THX-2	

コニカミノルタ エムジー②	肺野濃度(H)	1.6~1.8	
	HEタイプ	HE-STANDARD2	
	HE 強調度(低濃度側強調)	0.00~0.30	
	HE 強調度(高濃度側強調)	0.00	
	HFタイプ	HF-STANDARD5	
	HF 強調度(低濃度側強調)	0.00	
	HF 強調度(高濃度側強調)	0.00~0.30	
	LUT	THX-2	

平成25年

6月じん肺審査会

じん肺健康診断における肺機能検査等

	氏名	性別	身長(m)	年齢(歳)	肺機能検査(1次検査)								肺機能検査(2次検査)				備考
					1秒量予測値(①) [男性]0.038×身長(cm)－ 0.028×年齢－1.178 (L) [女性]0.022×身長(cm)－ 0.022×年齢－0.005 (L)	肺活量予測値(②) [男性]0.045×身長(cm)－0.023 ×年齢－2.268 (L) [女性]0.032×身長(cm)－0.018 ×年齢－1.178 (L)	肺活量(③) (実測値)	努力肺活量 (④) (実測値)	1秒量(⑤) (実測値)	1秒率(%) (⑥) ⑤/④× 100	1秒量(%) (⑦) ⑤/①× 100	1秒率(%) (⑧) ⑤/②× 100	酸素分圧 (Torr) ⑨ (実測値)	減酸ガス分圧 (Torr) ⑩ (実測値)	肺動脈血酸素分圧酸素 (Torr) ⑪ 150－⑩/0.83 －⑨	肺動脈血酸素分圧酸素 (Torr) ⑫ AaDO2限界 値表より	
例	〇〇〇	男	〇.〇〇	〇〇													なし、やめた、吸っている 〇本/日×〇年 (〇～〇歳)
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	

平成24年

11月じん肺審査会

じん肺健康診断における肺機能検査等

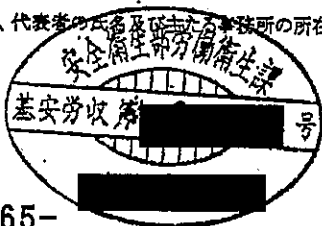
	氏名	性別	身長(m)	年齢(歳)	肺機能検査(1次検査)								肺機能検査(2次検査)				喫煙歴
					1秒量予測値(①)	肺活量予測値(②)	肺活量(③)	努力肺活量(④)	1秒量(⑤)	1秒率(⑥)	2秒量(⑦)	2秒率(⑧)	肺活量分圧(Torr)⑨	肺動脈分圧(Torr)⑩	肺動脈分圧(Torr)⑪	肺動脈分圧(Torr)⑫	
例	〇〇〇	男	〇.〇〇	〇〇	【男性】 $0.038 \times \text{身長(cm)} - 0.028 \times \text{年齢} - 1.178$ (L) 【女性】 $0.032 \times \text{身長(cm)} - 0.022 \times \text{年齢} - 0.005$ (L)	【男性】 $0.045 \times \text{身長(cm)} - 0.023 \times \text{年齢} - 2.258$ (L) 【女性】 $0.032 \times \text{身長(cm)} - 0.018 \times \text{年齢} - 1.178$ (L)	(実測値)	(実測値)	(実測値)	$⑤/④ \times 100$	$⑤/① \times 100$	$③/② \times 100$	(実測値)	(実測値)	$150 - ⑨/0.83 - ⑩$	AaDO ₂ 限界値表より	なし、やめた、吸っている 〇本/日×〇年 (〇~〇歳)
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	

審査請求書

① 審査請求人の氏名、年齢及び住所			
審査請求に係る処分を受けた者の氏名、年齢及び住所			
審査請求に係る処分			
審査請求に係る処分をした都道府県労働局長			
審査請求に係る処分のあった年月日			
審査請求に係る処分のあったことを知った年月日			
② 審査請求の趣旨			
③ 審査請求の理由			
処分庁の教示		教示の内容	
④ じん肺法第19条第5項の利害関係者の氏名及び住所			
添付資料	1 エックス線写真 枚 (CT 枚) 2 じん肺健康診断の結果を証明する書面 枚 (原本) 3 その他の参考資料 枚		
平成 年 月 日		審査請求人氏名	
厚生労働大臣 殿			

備考

- ①及び④の欄は、法人その他の団体である場合には、その名称、代表者の氏名及び住所の所在地を記入すること。
- ②及び③の欄は、具体的かつ簡潔に記入すること。



平成 年 月 日 第 号

じん肺管理区分決定通知書

殿

労働局

平成 年 月 日本職あて [提出 (申請)] のあつたじん肺管理区分の決定に関する [提出 (申請)] に基づき、

じん肺法 第13条第2項（同法第16条の2第2項において準用する場合を含む。）、
 第15条第3項において準用する同法第13条第2項、
 第16条第2項において準用する同法第13条第2項 の規定により下記のとおり

じん肺管理区分を決定したので通知します。

なお、この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（決定があつた日から1年を経過した場合を除きます。）。

また、この決定に対する取消訴訟は、この審査請求についての裁決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（裁決があつた日から1年を経過した場合を除きます。）。

なお、決定の取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

記

氏 名	住 所	じん肺 管 理 区 分	備 考			
			じん肺健康診断の結果			療養 の 要 否
			エックス線 写真の像	肺機能 の障害	かかつて いる合併 症の名称	
以 下	余 白	管理1	PR ₀	F (—)		要 否
		管理2	PR ₁	F (—)		
		管理3イ	PR ₂	F (+)		
		管理3ロ	PR ₃	F (++)		
		管理4	PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)			
		管理1	PR ₀	F (—)		要 否
		管理2	PR ₁	F (—)		
		管理3イ	PR ₂	F (+)		
		管理3ロ	PR ₃	F (++)		
		管理4	PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)			

備考 「じん肺健康診断の結果」の欄の記号は、それぞれ次の意味を表すものであること。

PR₀ じん肺の所見がない。

PR₁ エックス線写真の像が第1型である。

PR₂ エックス線写真の像が第2型である。

PR₃ エックス線写真の像が第3型である。

PR₄ (A, B) エックス線写真の像が第4型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のもの）である。

PR₄ (C) エックス線写真の像が第4型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるもの）である。

F (—) じん肺による肺機能の障害がない。

F (+) じん肺による肺機能の障害がある。

F (++) じん肺による著しい肺機能の障害がある。

じん肺健康診断結果証明書

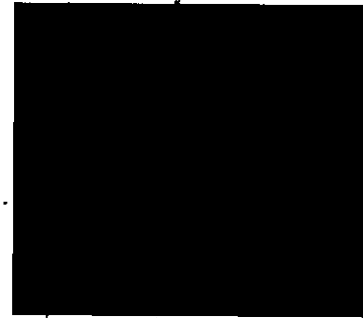
[Redacted content]

第13条第2項の規定により記入に属する検査及びエックス線特殊撮影による検査以外の検査を省略したときは、当該省略した検査に係る欄の記入を要しないこと。

平成 年 月 日

労働局長 殿

地方じん肺診査医



じん肺審査の結果について

じん肺審査の結果、下記のとおり意見を申し述べます。

記

意見書 枚

意見書

じん肺診査の結果について下記のとおり意見を申し述べます。

平成 年 月 日

地方じん肺診査医

記

1. 申請者氏名

2. エックス写真撮影年月日 平成 年 月 日

3. エックス写真撮影番号

4. 判断理由等

様式第 6 号 (第20条関係)

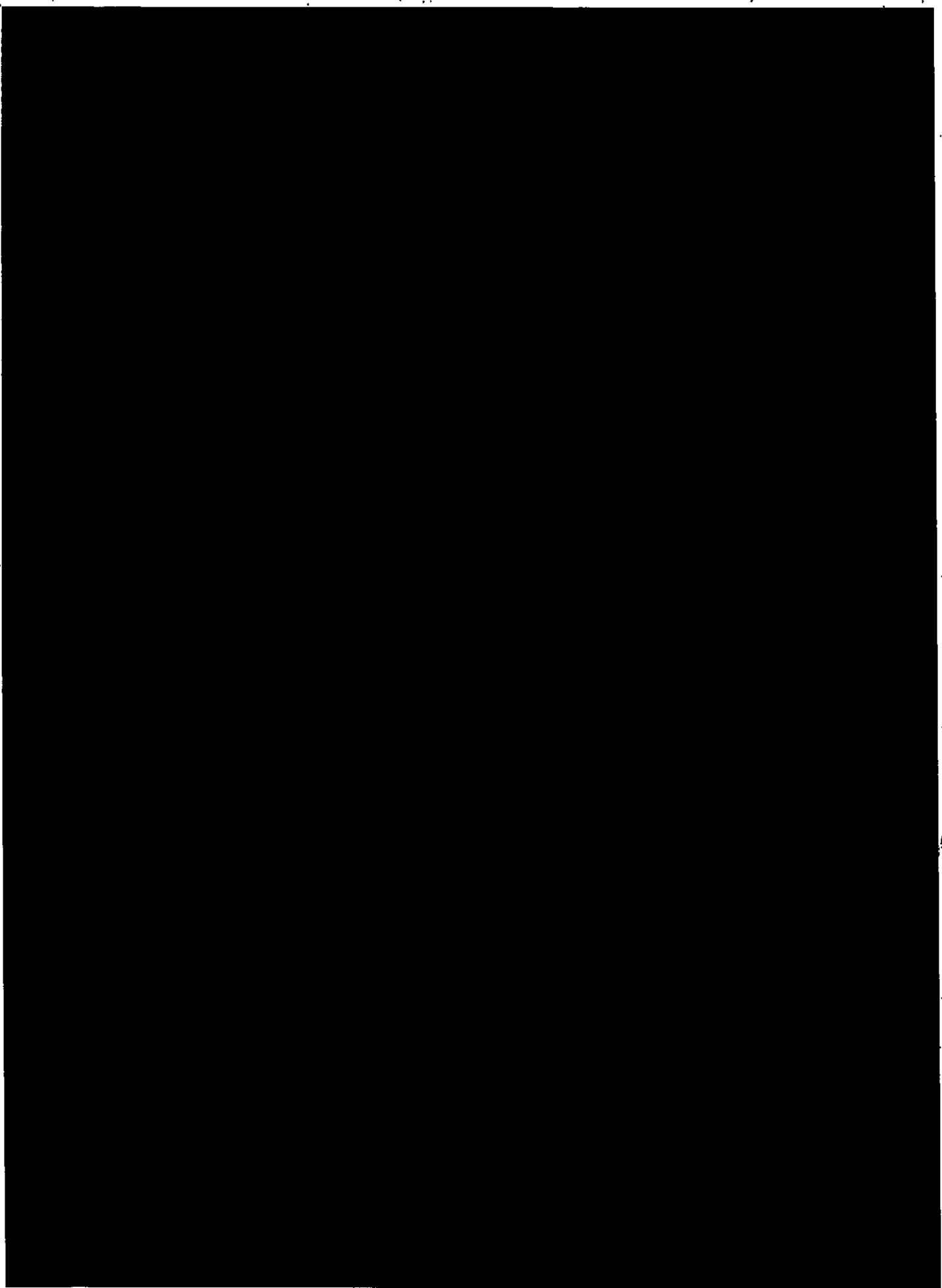
じん肺管理区分決定申請書		
事業の種類	事業の名称	事業場の所在地
[Redacted]		
当該申請に係るじん肺管理区分決定対象者数		[Redacted]
添付資料	1 エックス線写真 2 じん肺健康診断の結果を証明する書面 3 その他の参考資料 [Redacted]	
じん肺法第十五条の場合の規定	申請者は、上記事業場において、じん肺法施行規則第2条に定める粉じん作業に常時従事する [Redacted] であることを相違ありません。 平成 [Redacted] 年 [Redacted] 月 [Redacted] 日 職 [Redacted] 事業者 [Redacted] 氏 名 [Redacted] 印	
事業者への通知の可否	[Redacted]	
平成 [Redacted] 年 [Redacted] 月 [Redacted] 日 [Redacted] 郵便番号 [Redacted] 住 所 [Redacted] 申請者 [Redacted] 電 話 ([Redacted]) 氏 名 [Redacted] [Redacted] 労働基準局長 殿		

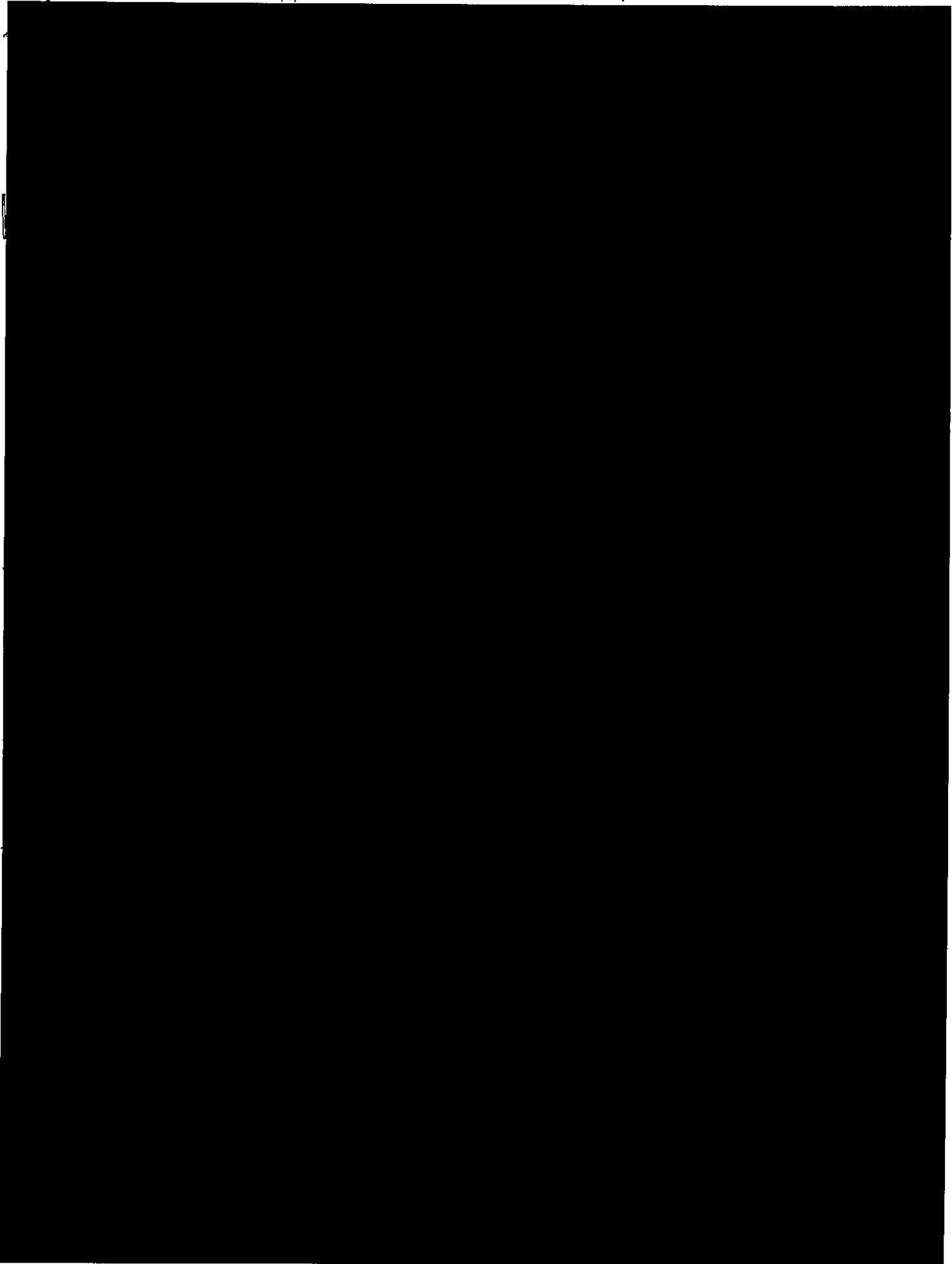
備考

- ① 「事業の種類」、「事業場の名称」及び「事業場の所在地」の欄は、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者である場合は、その所属事業場について、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合は、常時粉じん作業に従事した最終の事業場について記入すること。
- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合には、「事業者への通知の可否」の欄に、事業者証明を行った事業者あてにじん肺管理区分決定結果を通知することの可否を記入すること。ただし、申請者がその事業者に現に使用されている労働者である場合には、記入しないこと。

X線写真のCR撮影条件

申請者氏名			性別	生年月日	
医療機関名					
X線写真撮影年月日			写真番号		
撮影条件			審査受付条件	申請者	
撮影条件	電 圧 [k V]	110~140			
	焦点被写体間距離 [c m]	180~200			
装置等	(1) グリッド				
	高密度グリッド使用で撮影電圧が 120 [k V] 前後	格子比 12 : 1			
	上記以上の撮影電圧	格子比 14 : 2			
	(2) 空間分解能 (画素数)				
	フィルムサイズがフルサイズ (半切) の場合、イメージングプレート読み取り画素数 [pixel]	3500×3500以上			
画 像 処 理 条 件					
階調処理	肺野部の最高濃度		1.6~2.0程度		
	中央陰影の濃度		0.15~0.25程度		
周波数処理	低空間周波数 (0周波数) 成分に対して高周波成分 (0.2cycle/mm以上) におけるレスポンス (なお、濃度に応じて周波数応答を変化させる場合であっても、右記範囲内であること。)		1.0~1.2倍程度		
そ の 他					
富士写真フィルム株式会社	回転量 (GA)	0.9~1.0			
	階調シフト (GS)	-0.2~-0.1			
	周波数強調度 (RE)	0.0~0.2			
	周波数ランク (RN)	4			
コニカ株式会社	肺野濃度	1.6~1.8			
	強調度	0.1~0.3			
	マスクサイズ	7			
	LUT	THX-2			
コダック株式会社	Density Shift	-0.3			
	Contrast Factor	1.6~1.8			
	Matrix Size	35~75			
	High Density Boost	0.05~0.11			
	Low Density Boost	0.00~0.05			







平成 年 月 日
 労 収 基 第 号

号 日

じん肺管理区分決定通知書

殿

労働局

平成 年 月 日本職あて [提出
申請] のあつたじん肺管理区分の決定に関する [提出
申請] に基づき、

じん肺法 第13条第2項 (同法第16条の2第2項において準用する場合を含む。)
 第15条第3項において準用する同法第13条第2項
 第16条第2項において準用する同法第13条第2項 の規定により下記のとおり

じん肺管理区分を決定したので通知します。

なお、この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます (決定があつた日から1年を経過した場合は除きます。)。また、この決定に対する取消訴訟は、この審査請求についての裁決を経た後に、国を被告として (訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます (裁決があつた日から1年を経過した場合は除きます。)。なお、決定の取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

記

氏 名	住 所	じん肺 管 理 区 分	備 考			
			じん肺健康診断の結果			療養 の 要 否
			エックス線 写真の像	肺機能 の障害	かかっ てい る合 併症 の有 無	
以 下	余 白	管理1	PR ₀			要 否
		管理2	PR ₁	F (—)		
		管理3イ	PR ₂	F (+)		
		管理3ロ	PR ₃	F (++)		
		管理4	PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)			
		管理1	PR ₀			要 否
		管理2	PR ₁	F (—)		
		管理3イ	PR ₂	F (+)		
		管理3ロ	PR ₃	F (++)		
		管理4	PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)			

備考 「じん肺健康診断の結果」の欄の記号は、それぞれ次の意味を表すものであること。

PR₀ じん肺の所見がない。

PR₁ エックス線写真の像が第1型である。

PR₂ エックス線写真の像が第2型である。

PR₃ エックス線写真の像が第3型である。

PR₄ (A, B) エックス線写真の像が第4型 (じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のもの) である。

PR₄ (C) エックス線写真の像が第4型 (じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるもの) である。

F (—) じん肺による肺機能の障害がない。

F (+) じん肺による肺機能の障害がある。

F (++) じん肺による著しい肺機能の障害がある。

検索結果（個人情報）

総件数

個人情報

対象者氏名

性別

生年月日

年齢

電話番号

(フリガナ)

健康管理手帳番号

住所

管理区分決定歴情報

決定年月日	交付番号	決定局	組織 系文	臨床診断実施機関	管理区分	PR	F	合併症	症状確認日	補填・ 促進の別	指摘年月日	作業転換年月日	作業転換実施 通知書報告年月日	作業転換合意 報告書報告年月日	作業転換 指示年月日	再・追加検査物件 提出命令年月日
-------	------	-----	----------	----------	------	----	---	-----	-------	-------------	-------	---------	--------------------	--------------------	---------------	---------------------

粉じん作業歴情報

事業場名	管轄局	業種	粉じん作業種類	粉じん作業従事期間計
------	-----	----	---------	------------

検索結果（個人情報）

個人情報																						
対象者氏名											性別			生年月日			年齢			電話番号		
(フリガナ)											健康管理手帳番号											
住所																						
管理区分決定歴情報																						
決定年月日	受付番号	決定局	取扱 業種	健康診断実施機関	管理区分	PR	F	合併症	症状確認日	助産・ 促進の別	指導年月日	作業転換年月日	作業転換実施 通知書報告年月日	作業転換合意 報告書報告年月日	作業転換 指示年月日	再・追加検査物件 提出命令年月日						
粉じん作業歴情報																						

審査請求書

① 審査請求人の氏名、
年齢及び住所

審査請求に係る処分を受けた者の
氏名、年齢及び住所
審査請求に係る処分

審査請求に係る処分をした
都道府県労働局長

審査請求に係る処分のあった年月日

審査請求に係る処分のあったことを
知った日

② 審査請求の趣旨

③ 審査請求の理由

処分庁の教示

④ じん肺法第 19 条第 5 項の利害関係者
の氏名及び住所

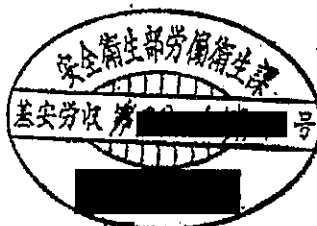
資料添付

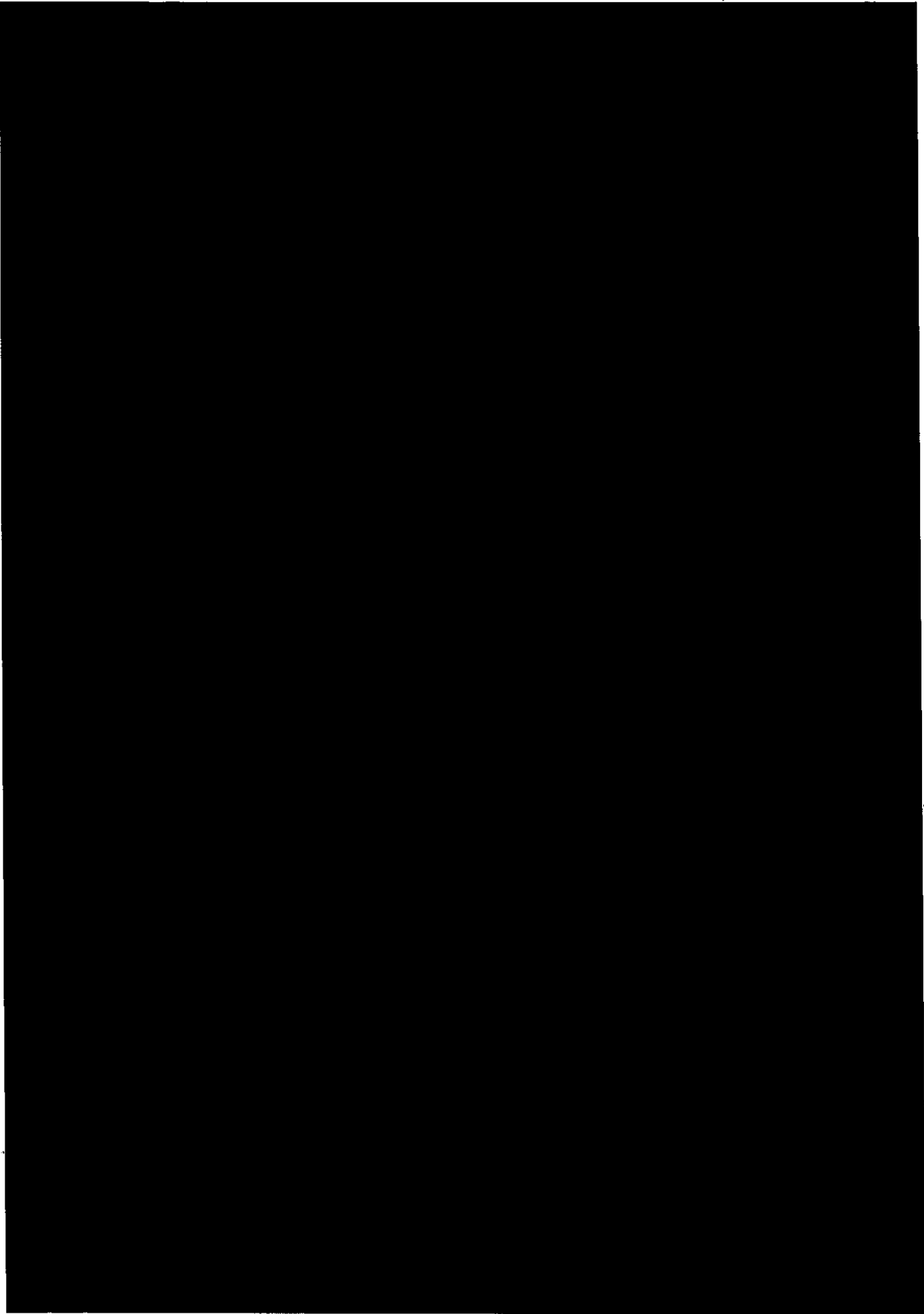
- 1 エックス線写真 1 枚 CT 写真 1 枚
- 2 じん肺健康診断結果証明書 1 通
- 3 [redacted]

平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日

審査請求人 [redacted]

厚生労働大臣 殿





じん肺健康診断結果証明書

[Redacted content]

第1条第1項の規定によりじん肺に関する検査及びエックス線検査による検査以外の検査を省略したときは、当該省略した検査に係る欄の記入を要しないこと。

労働基準 第 号
平成 年 月 日

じん肺管理区分決定通知書

殿

労働局

平成 年 月 日本職あて 提出（申請） のあつたじん肺管理区分の決定に関する 提出（申請） に基づき、

じん肺法 第13条第2項（同法第16条の2第2項において準用する場合を含む。）
第15条第3項において準用する同法第13条第2項
第16条第2項において準用する同法第13条第2項 の規定により下記のとおり

じん肺管理区分を決定したので通知します。
なお、この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（決定があつた日から1年を経過した場合を除きます。）
また、この決定に対する取消訴訟は、この審査請求についての裁決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（裁決があつた日から1年を経過した場合を除きます。）
なお、決定の取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

記

氏 名	住 所	じん肺 管 理 区 分	備 考			療養 の 要否
			じん肺健康診断の結果			
			エックス線 写真の像	肺機能 の障害	かつて いる合併 症の名称	
以 下	余 白	管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR ₀ PR ₁ PR ₂ PR ₃ PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)	F (－) F (＋) F (＋＋)		要 否
		管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR ₀ PR ₁ PR ₂ PR ₃ PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)	F (－) F (＋) F (＋＋)		要 否

備考 「じん肺健康診断の結果」の欄の記号は、それぞれ次の意味を表すものであること。

- PR₀ じん肺の所見がない。
- PR₁ エックス線写真の像が第1型である。
- PR₂ エックス線写真の像が第2型である。
- PR₃ エックス線写真の像が第3型である。
- PR₄ (A, B) エックス線写真の像が第4型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のもの）である。
- PR₄ (C) エックス線写真の像が第4型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるもの）である。
- F (－) じん肺による肺機能の障害がない。
- F (＋) じん肺による肺機能の障害がある。
- F (＋＋) じん肺による著しい肺機能の障害がある。

X線写真のCR撮影条件

申請者氏名		性 別	生年月日
医療機関名			
X線写真撮影年月日		写 真 番 号	
撮 影 条 件		審査受付条件	申 請 者
撮影条件	電 圧 [k V]	110~140	
	焦点被写体間距離 [c m]	180~200	
装置等	(1) グリッド		
	高密度グリッド使用で撮影電圧が 120 [k V] 前後	格子比 12 : 1	
	上記以上の撮影電圧	格子比 14 : 2	
	(2) 空間分解能 (画素数)		
	フィルムサイズがフルサイズ (半切) の場合、イメージングプレート読み取り画素数 [pixel]	3500×3500以上	
画 像 処 理 条 件			
階調処理	肺野部の最高濃度	1.6~2.0程度	
	中央陰影の濃度	0.15~0.25程度	
周波数処理	低空間周波数 (0周波数) 成分に対して高周波成分 (0.2cycle/mm以上) におけるレスポンス (なお、濃度に応じて周波数応答を変化させる場合であっても、右記範囲内であること。)	1.0~1.2倍程度	
そ の 他			
富士写真フィルム株式会社	回転量 (GA)	0.9~1.0	
	階調シフト (GS)	-0.2~-0.1	
	周波数強調度 (RE)	0.0~0.2	
	周波数ランク (RN)	4	
コニカ株式会社	肺野濃度	1.6~1.8	
	強調度	0.1~0.3	
	マスクサイズ	7	
	LUT	THX-2	
コダック株式会社	Density Shift	-0.3	
	Contrast Factor	1.6~1.8	
	Matrix Size	35~75	
	High Density Boost	0.05~0.11	
	Low Density Boost	0.00~0.05	

平成 年 月 日

労働局長 殿

地方じん肺診査医



()

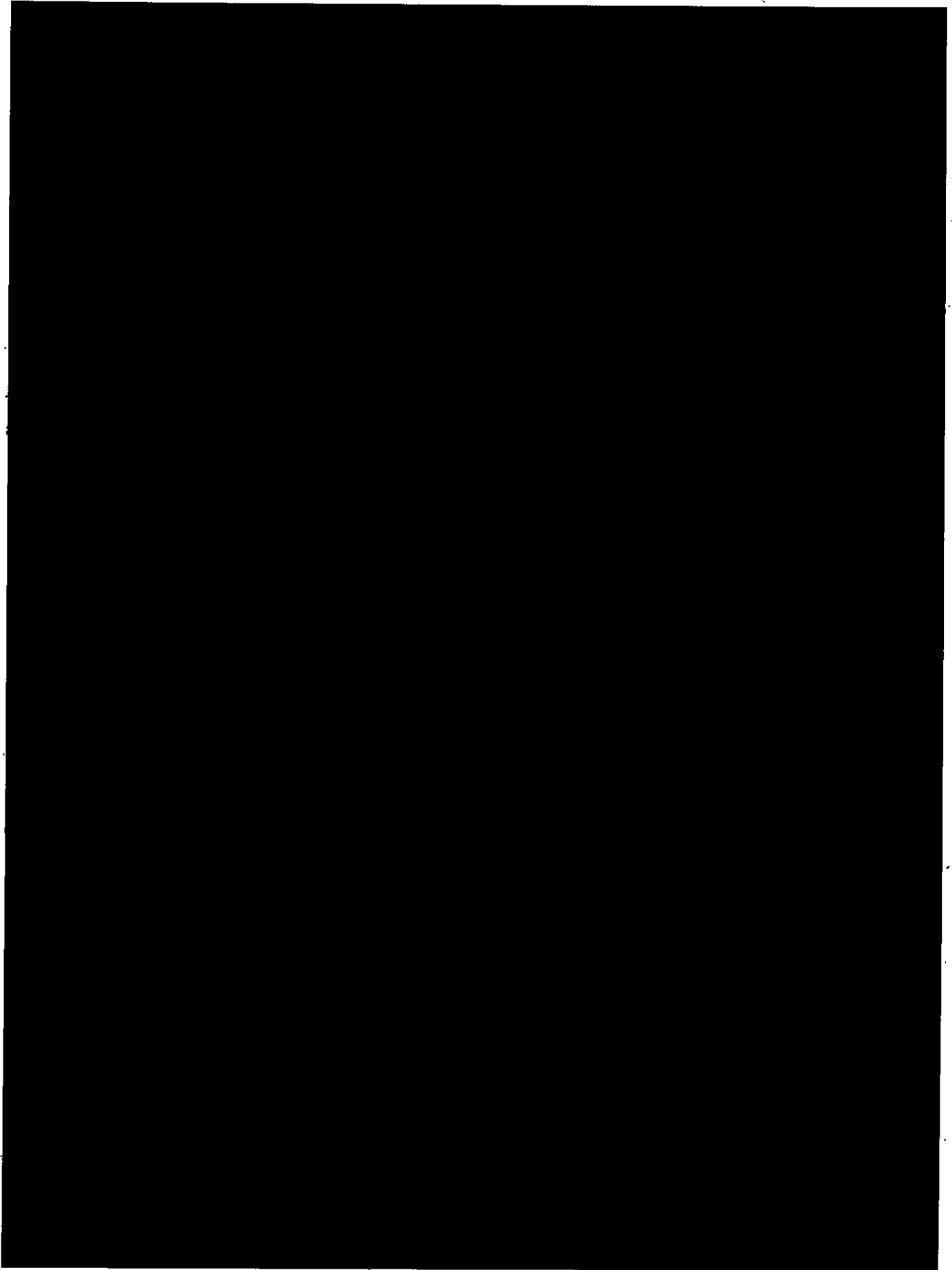
じん肺審査の結果について

じん肺審査の結果、下記のとおり意見を申し述べます。

記

意見書 枚

()



意見書

じん肺診査の結果について下記のとおり意見を申し述べます。

平成 年 月 日

地方じん肺診査医

記

1. 申請者氏名

2. エックス写真撮影年月日

3. エックス写真撮影番号

4. 判断理由等

じん肺管理区分決定申請書

事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地
[Redacted]		
当該申請に係るじん肺管理区分決定対象者数 [Redacted]		
添付資料	1 エックス線写真 [Redacted] 枚 2 じん肺健康診断の結果を証明する書面 [Redacted] 枚 3 その他の参考資料 [Redacted]	
じん肺法第十五条の規定 に基づく申請の場合	申請者は、上記事業場において、じん肺法施行規則第2条に定める粉じん作業に常時従事する [Redacted] であることに相違ありません。 平成 [Redacted] 年 [Redacted] 月 [Redacted] 日 事業者 [Redacted] 氏名 [Redacted] 印	
事業者への通知の諾否	[Redacted]	
平成 [Redacted] 年 [Redacted] 月 [Redacted] 日 [Redacted] 郵便番号 [Redacted] [Redacted] 住所 [Redacted] [Redacted] 申請者 [Redacted] 電話 [Redacted] [Redacted] 氏名 [Redacted]		
[Redacted] 労働局長 殿		

備考

- 「事業の種類」、「事業場の名称」及び「事業場の所在地」の欄は、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者である場合は、その所属事業場について、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合は、常時粉じん作業に従事した最終の事業場について記入すること。
- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合には、「事業者への通知の諾否」の欄に、事業者証明を行った事業者あてにじん肺管理区分決定結果を通知することの諾否を記入すること。ただし、申請者がその事業場に現に使用されている労働者である場合には、記入しないこと。
- 「じん肺法第十五条の規定に基づく申請の場合」の欄の「事業者」及び「申請者」は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

X線写真のCR撮影条件

申請者氏名		性別		生年月日	
医療機関名					
X線写真撮影年月日			写真番号		
撮 影 条 件			審査受付条件	申 請 者	
撮影条件	電 圧 [kV]	110~140			
	焦点被写体間距離 [cm]	180~200			
装置等	(1) グリッド				
	高密度グリッド使用で撮影電圧が120 [kV]前後	格子比 12:1			
	上記以上の撮影電圧	格子比 14:2			
	(2) 空間分解能 (画素数)				
	フィルムサイズがフルサイズ (半切) の場合、イメージングプレート読み取り画素数 [pixel]	3500×3500以上			
画 像 処 理 条 件					
階調処理	肺野部の最高濃度	1.6~2.0程度			
	中央陰影の濃度	0.15~0.25程度			
支数処理	低空間周波数 (0周波数) 成分に対して高周波成分 (0.2cycle/mm以上) におけるレスポンス (なお、濃度に応じて周波数応答を変化させる場合であっても、右記範囲内であること。)	1.0~1.2倍程度			
そ の 他					
富士写真フィルム株式会社	回転量 (GA)	0.9~1.0			
	階調シフト (GS)	-0.2~-0.1			
	周波数強調度 (RE)	0.0~0.2			
	周波数ランク (RN)	4			
コニカ株式会社	肺野濃度	1.6~1.8			
	強調度	0.1~0.3			
	マスクサイズ	7			
	LUT	THX-2			
コダック株式会社	Density Shift	-0.3			
	Contrast Factor	1.6~1.8			
	Matrix Size	35~75			
	High Density Boost	0.05~0.11			
	Low Density Boost	0.00~0.05			



労 収 基 第 〇 〇 〇 号
平 成 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日

じん肺管理区分決定通知書

殿

労働局

本職あて **提出** (申請) のあつたじん肺管理区分の決定に関する **提出** (申請) に基づき、

じん肺法 **第13条第2項 (同法第16条の2第2項において準用する場合を含む。)**
第15条第3項において準用する同法第13条第2項
第16条第2項において準用する同法第13条第2項 の規定により下記のとおり

じん肺管理区分を決定したので通知します。

なお、この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます (決定があつた日から1年を経過した場合を除きます。)。また、この決定に対する取消訴訟は、この審査請求についての裁決を経た後に、国を被告として (訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます (裁決があつた日から1年を経過した場合を除きます。)。なお、決定の取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

記

氏 名	住 所	じん肺 管 理 区 分	備 考			
			じん肺健康診断の結果			療養 の 要 否
			エックス線 写真の像	肺機能 の障害	かかっ ている合併 症の名称	
以 下 余 白		管理1	PR ₀		F (—)	要 否
		管理2	PR ₁		F (—)	
		管理3イ	PR ₂		F (+)	
		管理3ロ	PR ₃		F (++)	
		管理4	PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)		F (++)	
		管理1	PR ₀		F (—)	要 否
		管理2	PR ₁		F (—)	
		管理3イ	PR ₂		F (+)	
		管理3ロ	PR ₃		F (++)	
		管理4	PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)		F (++)	

備考 「じん肺健康診断の結果」の欄の記号は、それぞれ次の意味を表すものであること。

PR₀ じん肺の所見がない。

PR₁ エックス線写真の像が第1型である。

PR₂ エックス線写真の像が第2型である。

PR₃ エックス線写真の像が第3型である。

PR₄ (A, B) エックス線写真の像が第4型 (じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のもの) である。

PR₄ (C) エックス線写真の像が第4型 (じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるもの) である。

F (—) じん肺による肺機能の障害がない。

F (+) じん肺による肺機能の障害がある。

F (++) じん肺による著しい肺機能の障害がある。

じん肺健康診断結果証明書

検索結果（個人情報）

総件数

個人情報

対象者氏名	性別	生年月日	年齢	電話番号
(7桁)				
住 所	健康管理手帳番号			

管理区分決定履歴情報

決定年月日	受付番号	決定局	根拠条文	健康診断実施機関	管理区分	P	R	F	合併症	症状確認日	勧奨・促進の別	指導年月日	作業転換年月日	作業転換実施通知書報告年月日	作業転換合意報告書報告年月日	作業転換指示年月日	再・追加検査物件提出命令年月日

粉じん作業履歴情報

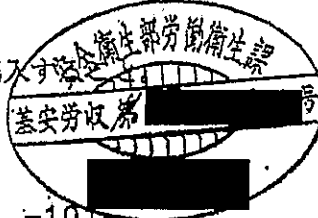
事業場名	管轄局	業種	粉じん作業種類	粉じん作業従事期間計

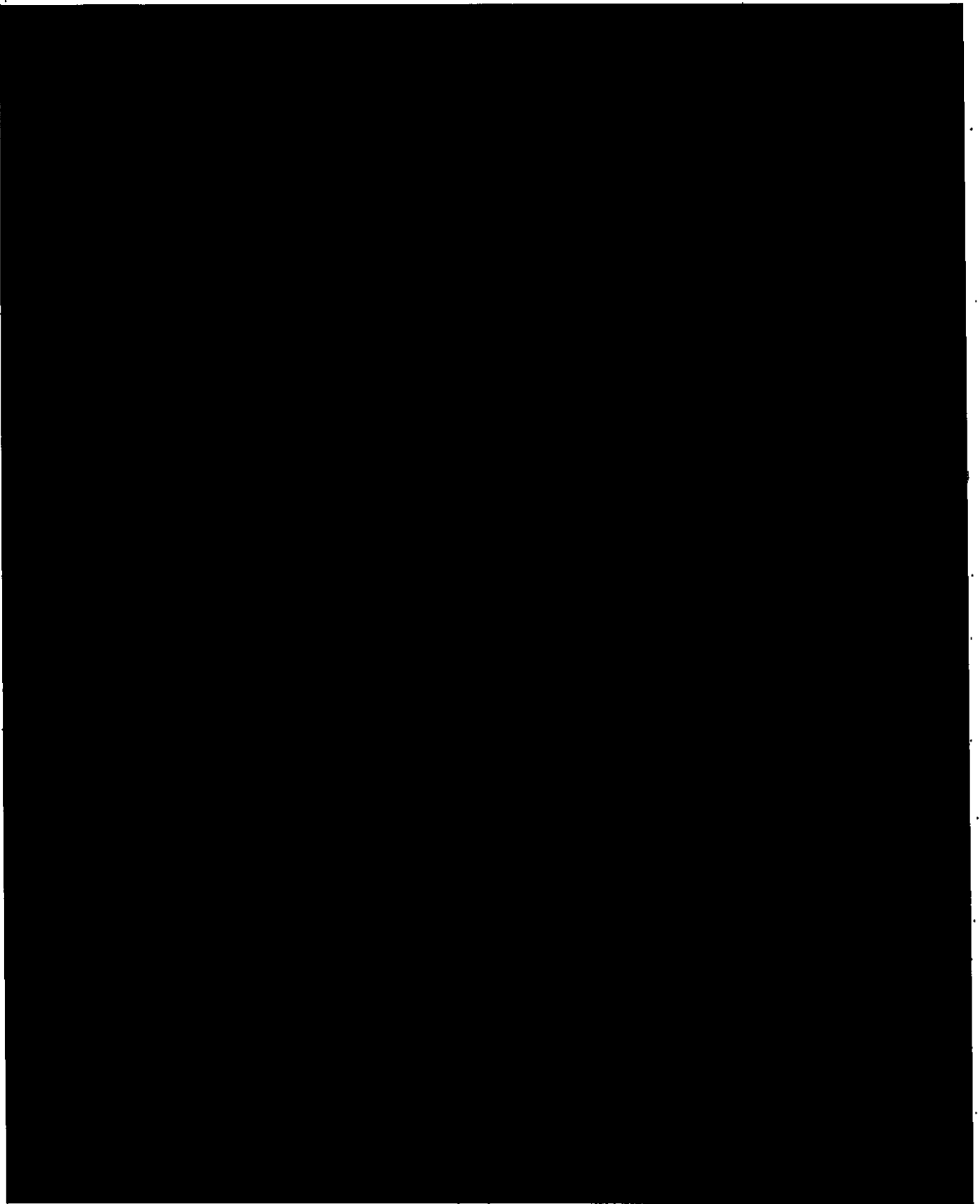
審 査 請 求 書

① 審査請求人の氏名、年齢及び住所			
審査請求に係る処分を受けた者の氏名、年齢及び住所			
審査請求に係る処分			
審査請求に係る処分をした都道府県労働局長			
審査請求に係る処分のあった年月日			
審査請求に係る処分のあったことを知った年月日			
② 審査請求の趣旨			
③ 審査請求の理由			
処 分 庁 の 教 示	教示の内容		
④ じん肺法第19条第5項の利害関係者の氏名及び住所			
添付資料	1. エックス線写真		枚
	2. じん肺健康診断の結果を証明する書面		枚
	3. その他の参考資料		
年 月 日 厚生労働大臣 田村 久 殿 審査請求人氏名			

備考

- ①及び④の欄は、法人その他の団体である場合には、その名称、代表者の所在地を記入すること。
- ②及び③の欄は、具体的かつ簡潔に記入すること。





備考 第十条第二項の規定によりたんに関する検査及びエックス線特殊撮影による検査以外の検査を省略したときは、当該省略した検査に係る欄の記入を要しないこと。

CR 撮像表示条件確認表

申請者名

撮影日

比較読影に用いた写真(いずれかに○)

じん肺標準エックス線写真集(平成23年3月)電子媒体版

じん肺標準エックス線フィルム(昭和53年)

撮影条件

	審査受付条件	申請者の撮像表示条件
電圧	110~140 [kV]	
焦点被写体間距離	180~200 [cm]	
グリッド	高密度グリッド使用で撮影電圧が120[kV]前後の時は格子比 12:1 上記以上の撮影電圧の時は格子比 14:1 とすること	
空間分解能(画素数)	フィルムサイズがフルサイズ(半切)の場合 イメージングプレート読み取り画素数 3500×3500 [pixel] 以上とすること	

画像処理条件

	審査受付条件	申請者の撮像表示条件
階調処理	肺野部の最高濃度を 1.8~2.0 程度とすること	
周波数処理	低空間周波数(0 周波数)成分に対して高周波成分(0.2cycle/mm 以上) におけるレスポンスを 1.0~1.2 倍程度とすること (なお、濃度に応じて周波数応答を変化させる場合であっても、 上記範囲内であること。)	

メーカー毎画像処理条件(50 音順)

メーカー	パラメータ	撮像表示条件	申請者の撮像表示条件
ケアストリーム ヘルス①	Density Shift	-0.3	
	Contrast Factor	1.8~1.8	
	Matrix Size	35~75	
	High Density Boost	0.05~0.1	
	Low Density Boost	0~0.05	
ケアストリーム ヘルス②	※	ア	ア・イ・ウ・エ (該当に○)
	Brightness	6	
	Latitude	-4	
	Detail Contrast	-7	

※ア～エいずれかの条件を満たす必要がある。例えばアの条件の場合、Brightness 6、Latitude -4、Detail Contrast -7 である必要がある。

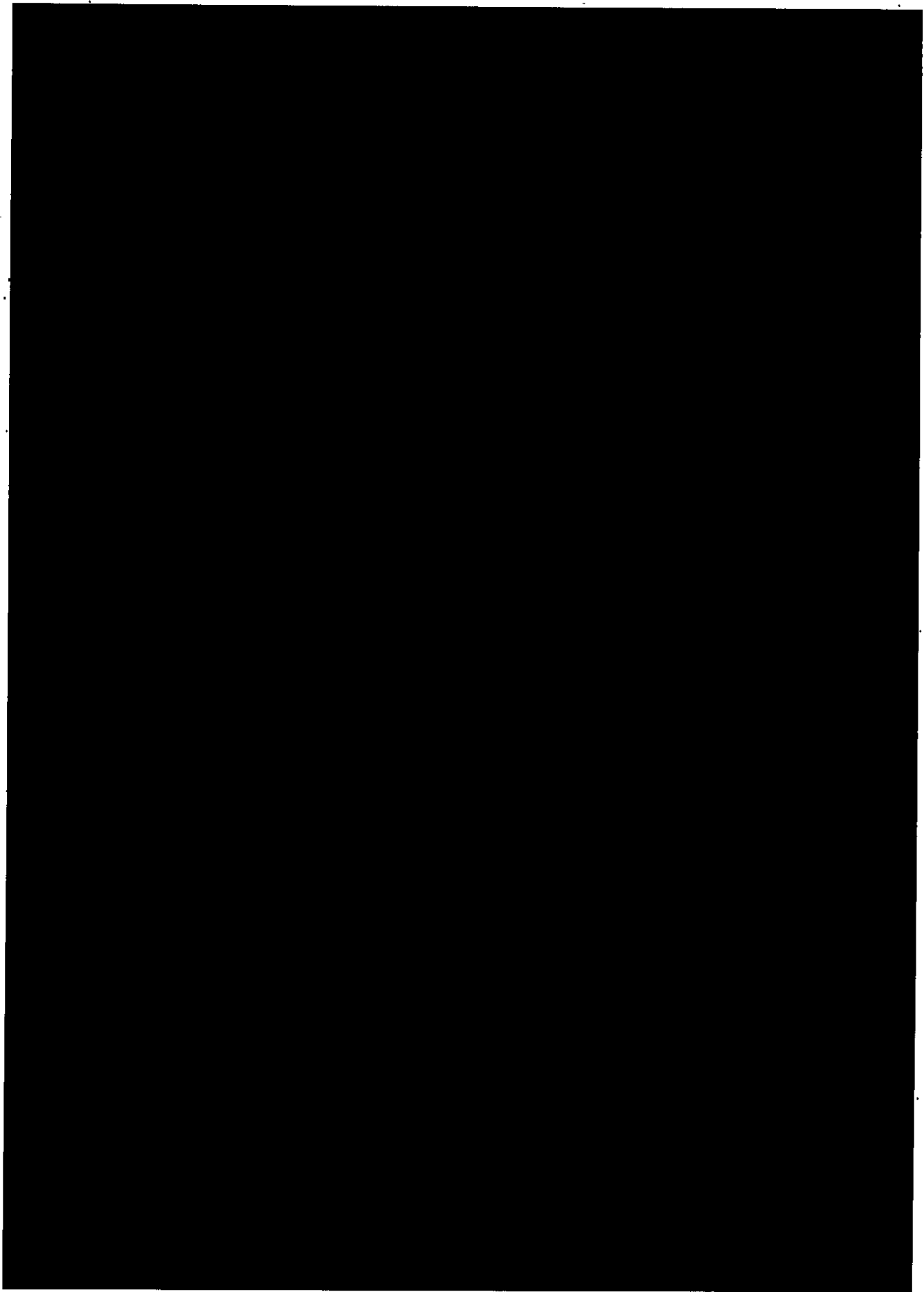
コニカミノルタ エムジー①	肺野濃度	1.8~1.8	
	強調度	0.1~0.3	
	マスクサイズ	7	
	LUT	THX-2	

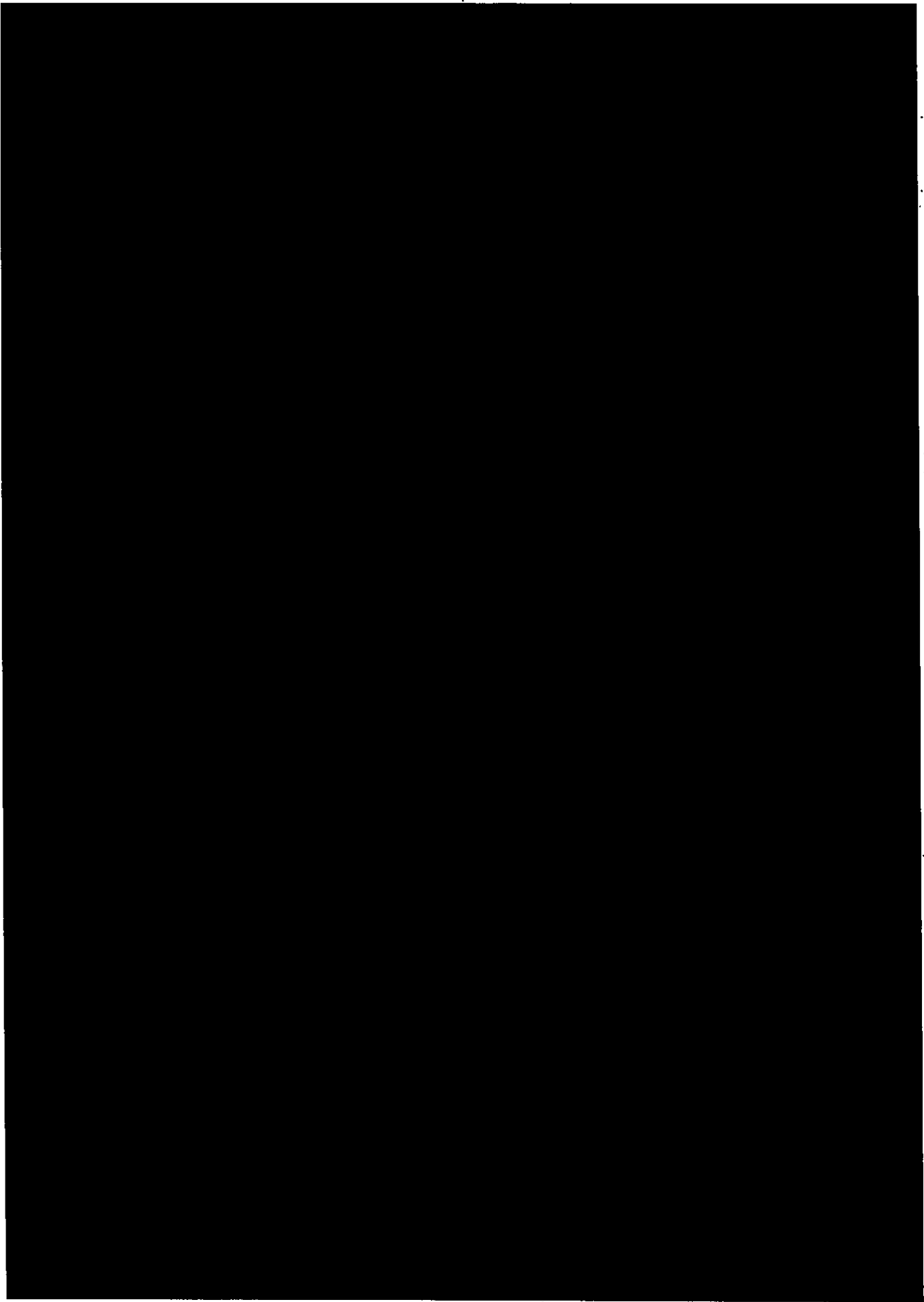
コニカミノルタ エムジー②	肺野濃度 (H)	1.6~1.8	
	HE タイプ	HE-STANDARD2	
	HE 強調度 (低濃度側強調)	0.00~0.30	
	HE 強調度 (高濃度側強調)	0.00	
	HF タイプ	HF-STANDARD5	
	HF 強調度 (低濃度側強調)	0.00	
	HF 強調度 (高濃度側強調)	0.00~0.30	
	LUT	THX-2	

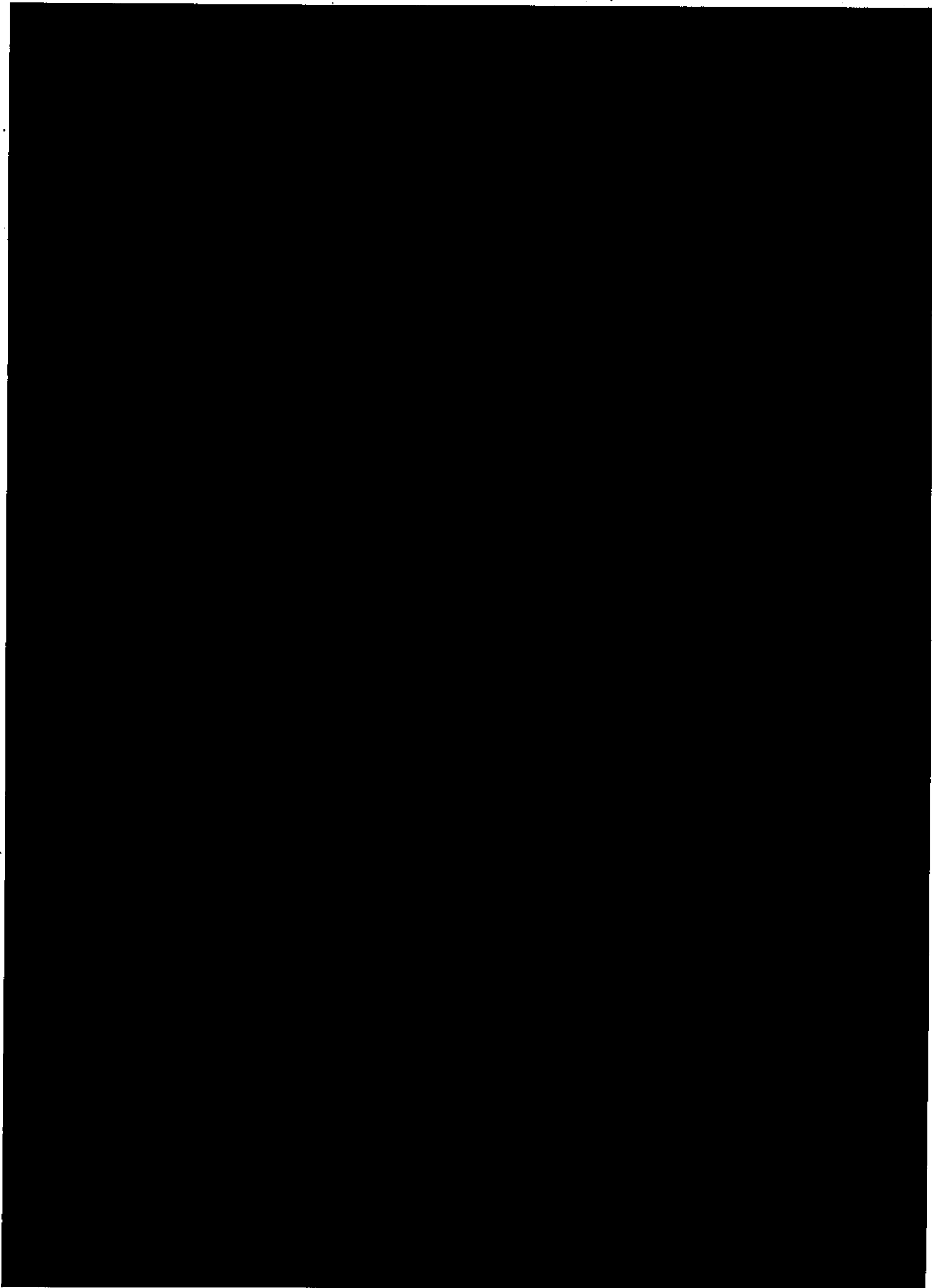
メーカー	パラメータ	撮像表示条件	申請者の撮像表示条件
富士フイルム①	GA(回転量)	0.9~1.0	
	GS(階調シフト)	-0.2~-0.1	
	RN(周波数ランク)	4	
	RE(周波数強調度)	0.0~0.2	
富士フイルム②	GA(回転量)	0.9~1.0	
	GS(階調シフト)	-0.2~-0.1	
	RN/MRB(周波数ランク)	4/O	
	RE/MRE(周波数強調度)	0.0~0.2/O	
	DRN/MDR	2/A	
	DRT/MDT	B/B	
	DRE/MDR	0.0~0.6/O.0~0.6	

確認日 (

判定 (







労働基準
平成 年 月 日

号
日

じん肺管理区分決定通知書

殿

労働

平成 年 月 日本職あて [提出申請] のあつたじん肺管理区分の決定に関する [提出申請] に基づき、

じん肺法 第13条第2項（同法第16条の2第2項において準用する場合を含む。）
第15条第3項において準用する同法第13条第2項
第16条第2項において準用する同法第13条第2項 の規定により下記のとおり

じん肺管理区分を決定したので通知します。

なお、この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（決定があつた日から1年を経過した場合を除きます。）。

また、この決定に対する取消訴訟は、この審査請求についての裁決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（裁決があつた日から1年を経過した場合を除きます。）。

なお、決定の取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

記

氏 名	住 所	じん肺 管 理 区 分	備 考			療養 の 要 否
			じん肺健康診断の結果			
			エックス線 写真の像	肺機能 の障害	かかつて いる合併 症の名称	
以 下	余 白	管理1	PR ₀	F (—)		要 否
		管理2	PR ₁	F (—)		
		管理3イ	PR ₂	F (+)		
		管理3ロ	PR ₃	F (++)		
		管理4	PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)	F (++)		
		管理1	PR ₀	F (—)		要 否
		管理2	PR ₁	F (—)		
		管理3イ	PR ₂	F (+)		
		管理3ロ	PR ₃	F (++)		
		管理4	PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)	F (++)		

備考 「じん肺健康診断の結果」の欄の記号は、それぞれ次の意味を表すものであること。

PR₀ じん肺の所見がない。

PR₁ エックス線写真の像が第1型である。

PR₂ エックス線写真の像が第2型である。

PR₃ エックス線写真の像が第3型である。

PR₄ (A, B) エックス線写真の像が第4型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のもの）である。

PR₄ (C) エックス線写真の像が第4型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるもの）である。

F (—) じん肺による肺機能の障害がない。

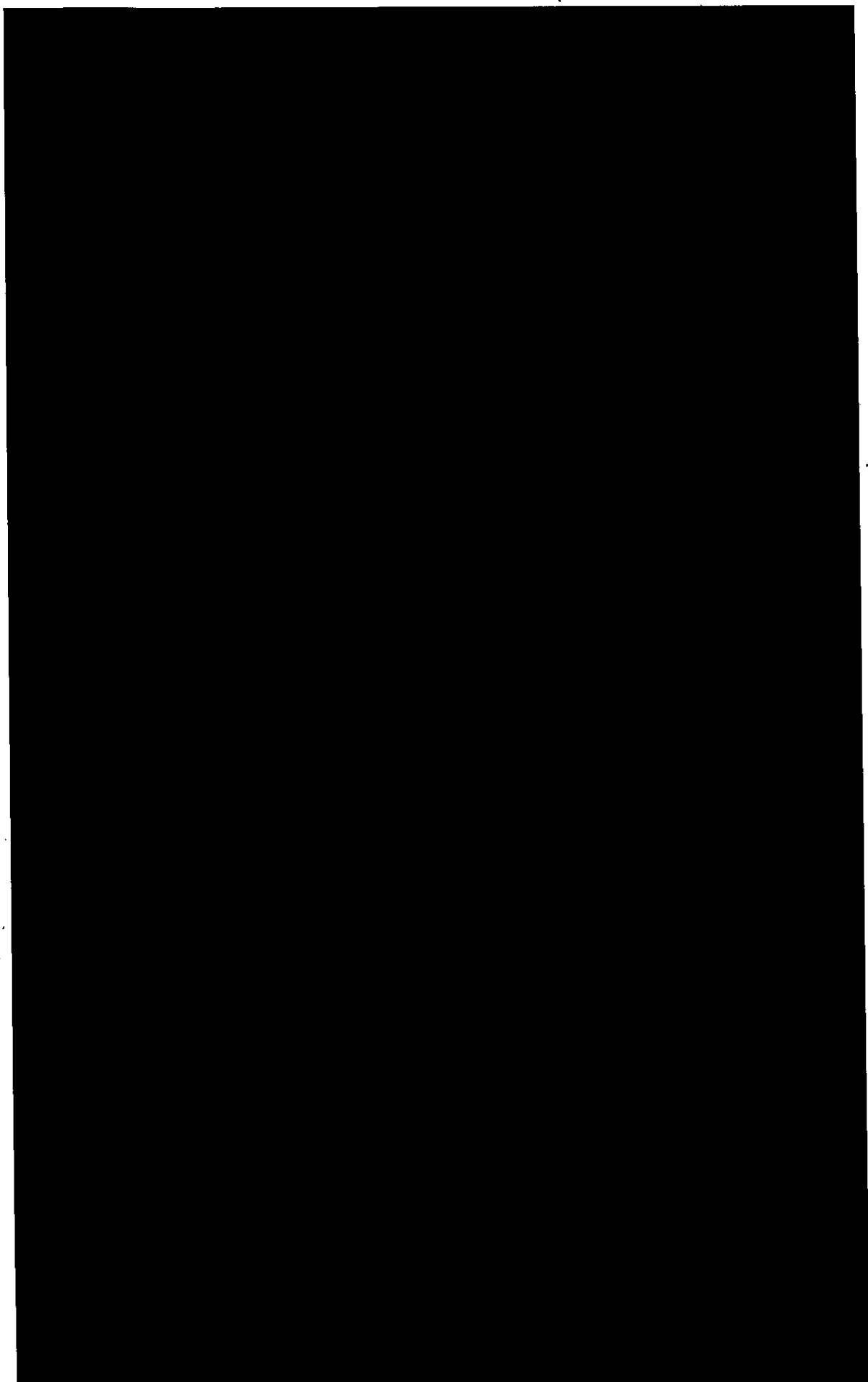
F (+) じん肺による肺機能の障害がある。

F (++) じん肺による著しい肺機能の障害がある。

じん肺管理区分決定申請書	
事業の種類	事業場の名称
事業場の所在地	
当該申請に係るじん肺管理区分決定対象者数	
添付資料	1 エックス線写真 枚 2 じん肺健康診断の結果を証明する書面 枚 3 その他の参考資料
じん肺法第十五条の規定 に基づく申請の場合	申請者は、上記事業場において、じん肺法施行規則第2条に定める粉じん作業に常時従事する であることに相違ありません。 平成 年 月 日 事業者
事業者への通知の略否	
平成 年 月 日	
郵便番号	
住所	
申請者	電話
氏名	
労働局長 殿	

備考

- 「事業の種類」、「事業場の名称」及び「事業場の所在地」の欄は、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者である場合は、その所属事業場について、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合は、常時粉じん作業に従事した最終の事業場について記入すること。
- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合には、「事業者への通知の略否」の欄に、事業者証明を行った事業者あてにじん肺管理区分決定結果を通知することの略否を記入すること。ただし、申請者がその事業者に現に使用されている労働者である場合には、記入しないこと。
- 「じん肺法第十五条の規定に基づく申請の場合」の欄の「事業者」及び「申請者」は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。



(提出又は申請の区分)

じん肺診査状況

番号	受付番号	受付年月日	業	事業場名 (住所)	氏名 (生年月日)	粉じん作業 の内容	申請等の内容		診査結果				資料返還 年月日	管理区分 決定年月	備考	
							決定履歴(右側から新しい情報を表示)	今回の申請	所見等 (公称)	再検査等	作業転換					
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
備考																

診査を行った結果は、診査結果欄に記載のとおりです。

じん肺診査医

the 1990s, the number of people in the UK who are aged 65 and over has increased by 1.5 million, and the number of people aged 75 and over has increased by 1.1 million (Office of National Statistics 1999). The number of people aged 65 and over is projected to increase to 6.5 million by 2011, and the number of people aged 75 and over to 3.5 million (Office of National Statistics 1999).

There is a growing awareness of the need to develop services to meet the needs of older people, and a number of initiatives have been developed to address this need. The Department of Health (1999) has published a strategy for older people, which sets out the government's commitment to improve the lives of older people. The strategy is based on three main principles: (1) to ensure that older people have the opportunity to live independently; (2) to ensure that older people have access to the services and support they need; and (3) to ensure that older people are able to participate in the life of their communities.

The strategy is based on the following assumptions: (1) that older people are a diverse group with different needs; (2) that older people have the right to live independently; (3) that older people have the right to access the services and support they need; and (4) that older people have the right to participate in the life of their communities. The strategy sets out a number of key objectives, including: (1) to improve the quality of life of older people; (2) to ensure that older people have the opportunity to live independently; (3) to ensure that older people have access to the services and support they need; and (4) to ensure that older people are able to participate in the life of their communities.

The strategy is based on the following assumptions: (1) that older people are a diverse group with different needs; (2) that older people have the right to live independently; (3) that older people have the right to access the services and support they need; and (4) that older people have the right to participate in the life of their communities. The strategy sets out a number of key objectives, including: (1) to improve the quality of life of older people; (2) to ensure that older people have the opportunity to live independently; (3) to ensure that older people have access to the services and support they need; and (4) to ensure that older people are able to participate in the life of their communities.

The strategy is based on the following assumptions: (1) that older people are a diverse group with different needs; (2) that older people have the right to live independently; (3) that older people have the right to access the services and support they need; and (4) that older people have the right to participate in the life of their communities. The strategy sets out a number of key objectives, including: (1) to improve the quality of life of older people; (2) to ensure that older people have the opportunity to live independently; (3) to ensure that older people have access to the services and support they need; and (4) to ensure that older people are able to participate in the life of their communities.

The strategy is based on the following assumptions: (1) that older people are a diverse group with different needs; (2) that older people have the right to live independently; (3) that older people have the right to access the services and support they need; and (4) that older people have the right to participate in the life of their communities. The strategy sets out a number of key objectives, including: (1) to improve the quality of life of older people; (2) to ensure that older people have the opportunity to live independently; (3) to ensure that older people have access to the services and support they need; and (4) to ensure that older people are able to participate in the life of their communities.

The strategy is based on the following assumptions: (1) that older people are a diverse group with different needs; (2) that older people have the right to live independently; (3) that older people have the right to access the services and support they need; and (4) that older people have the right to participate in the life of their communities. The strategy sets out a number of key objectives, including: (1) to improve the quality of life of older people; (2) to ensure that older people have the opportunity to live independently; (3) to ensure that older people have access to the services and support they need; and (4) to ensure that older people are able to participate in the life of their communities.

The strategy is based on the following assumptions: (1) that older people are a diverse group with different needs; (2) that older people have the right to live independently; (3) that older people have the right to access the services and support they need; and (4) that older people have the right to participate in the life of their communities. The strategy sets out a number of key objectives, including: (1) to improve the quality of life of older people; (2) to ensure that older people have the opportunity to live independently; (3) to ensure that older people have access to the services and support they need; and (4) to ensure that older people are able to participate in the life of their communities.

The strategy is based on the following assumptions: (1) that older people are a diverse group with different needs; (2) that older people have the right to live independently; (3) that older people have the right to access the services and support they need; and (4) that older people have the right to participate in the life of their communities. The strategy sets out a number of key objectives, including: (1) to improve the quality of life of older people; (2) to ensure that older people have the opportunity to live independently; (3) to ensure that older people have access to the services and support they need; and (4) to ensure that older people are able to participate in the life of their communities.

()

()

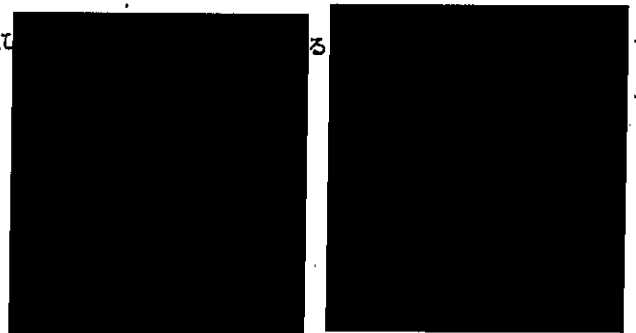
様 式 11

審 査 請 求 書

①審査請求人の氏名・年齢・住所			
審査請求に係る処分を受けた者の氏名・年齢・住所			
審査請求に係る処分			
審査請求に係る処分をした都道府県労働局長			
審査請求に係る処分のあった年月日			
審査請求に係る処分のあったことを知った年月日			
② 審査請求の趣旨			
③ 審査請求の理由			
処分庁の教示			
		教示の内容	
④じん肺法第 19 条第 5 項の利害関係者の氏名及び住所			
送 付 資 料	1、エックス線写真		枚
	2、じん肺健康診断の結果を証明する書面		枚
	3、その他の参考資料 問診票		枚
平成 年 月 日 審査請求人 氏名 厚生労働大臣 田村憲久 殿			

備 考

- ①及び④の欄は、法人その他の団体である場合には、その名称及び住所を記入すること。
- ②及び③の欄は、具体的かつ簡潔に記入すること。



平成 年 月 日
 労働基準 号

じん肺管理区分決定通知書

殿

労働局

平成 年 月 日本職あて 提出 申請 のあつたじん肺管理区分の決定に関する 提出 申請 に基づき、

じん肺法 第13条第2項（同法第16条の2第2項において準用する場合を含む。）
 第15条第3項において準用する同法第13条第2項
 第16条第2項において準用する同法第13条第2項 の規定により下記のとおり

じん肺管理区分を決定したので通知します。
 なお、この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（決定があつた日から1年を経過した場合を除きます。）。
 また、この決定に対する取消訴訟は、この審査請求についての裁決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（裁決があつた日から1年を経過した場合を除きます。）。
 なお、決定の取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

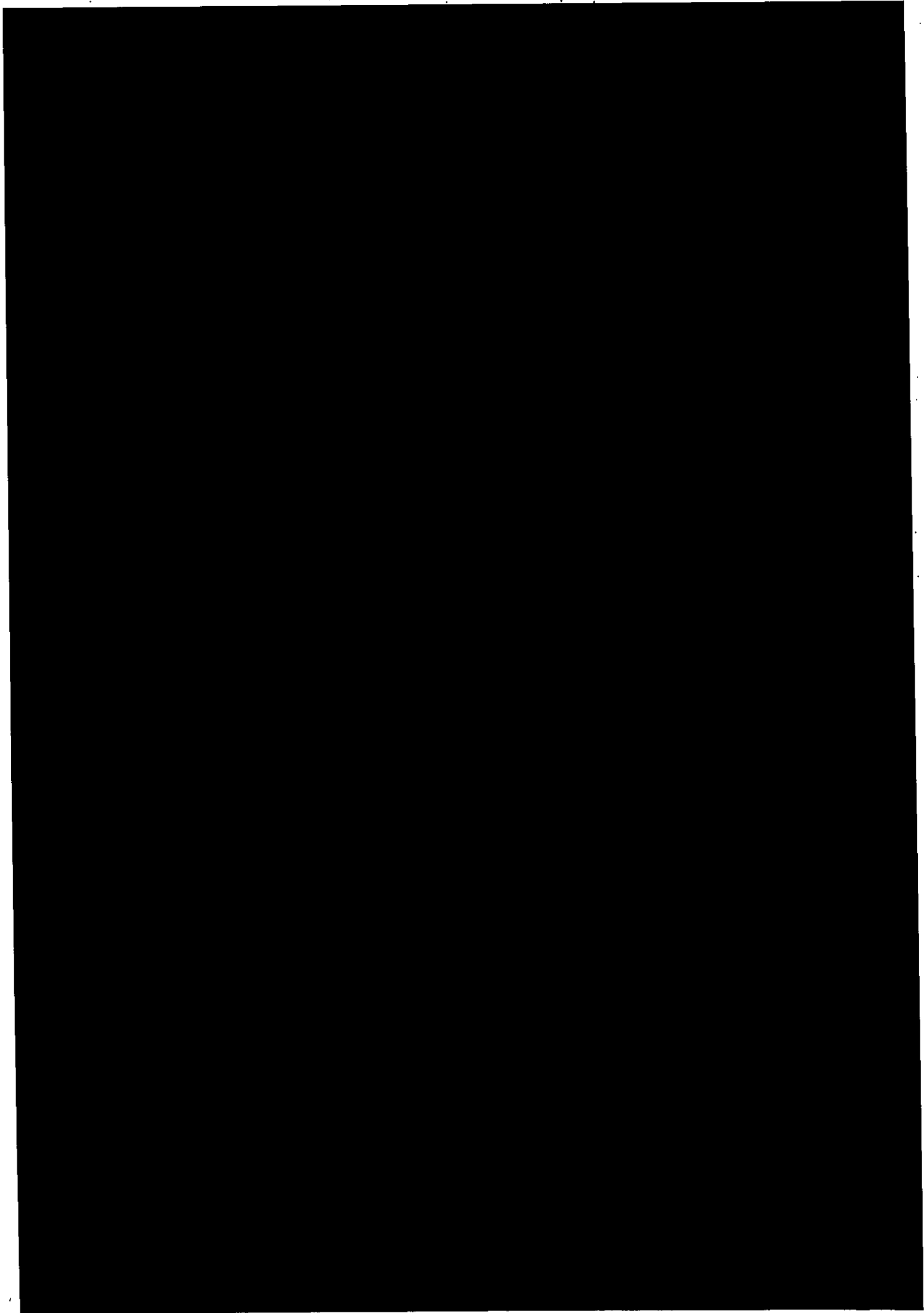
記

氏 名	住 所	じん肺 管 理 区 分	備 考			
			じん肺健康診断の結果			療養 の 要否
			エックス線 写真の像	肺機能 の障害	かかつて いる合併 症の名称	
以 下	余 白	管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR ₀ PR ₁ PR ₂ PR ₃ PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)	F (—) F (+) F (++)		要 否
		管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR ₀ PR ₁ PR ₂ PR ₃ PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)	F (—) F (+) F (++)		要 否

備考 「じん肺健康診断の結果」の欄の記号は、それぞれ次の意味を表すものであること。

- PR₀ じん肺の所見がない。
- PR₁ エックス線写真の像が第1型である。
- PR₂ エックス線写真の像が第2型である。
- PR₃ エックス線写真の像が第3型である。
- PR₄ (A, B) エックス線写真の像が第4型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のもの）である。
- PR₄ (C) エックス線写真の像が第4型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるもの）である。
- F (—) じん肺による肺機能の障害がない。
- F (+) じん肺による肺機能の障害がある。
- F (++) じん肺による著しい肺機能の障害がある。

じん肺健康診断結果証明書



厚生労働大臣
田村 憲久 殿

地方じん肺診査医

氏 名

氏 名

意見書の提出について

に決定を行ったに係るじん
肺管理区分について、下記のとおり意見を申し述べます。

(診査に用いられたX写真等の撮影年月日

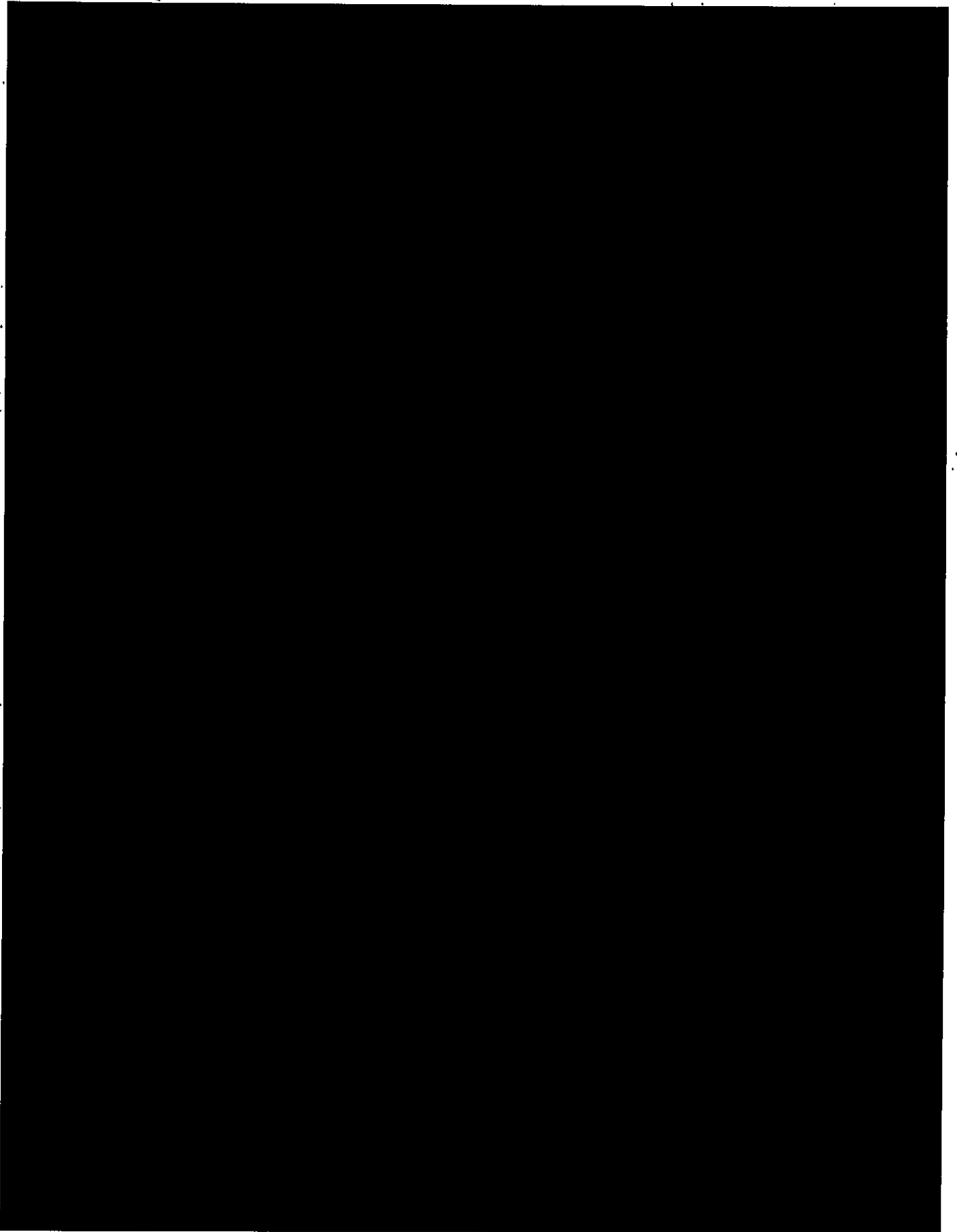
(診査に用いられた肺機能検査年月日

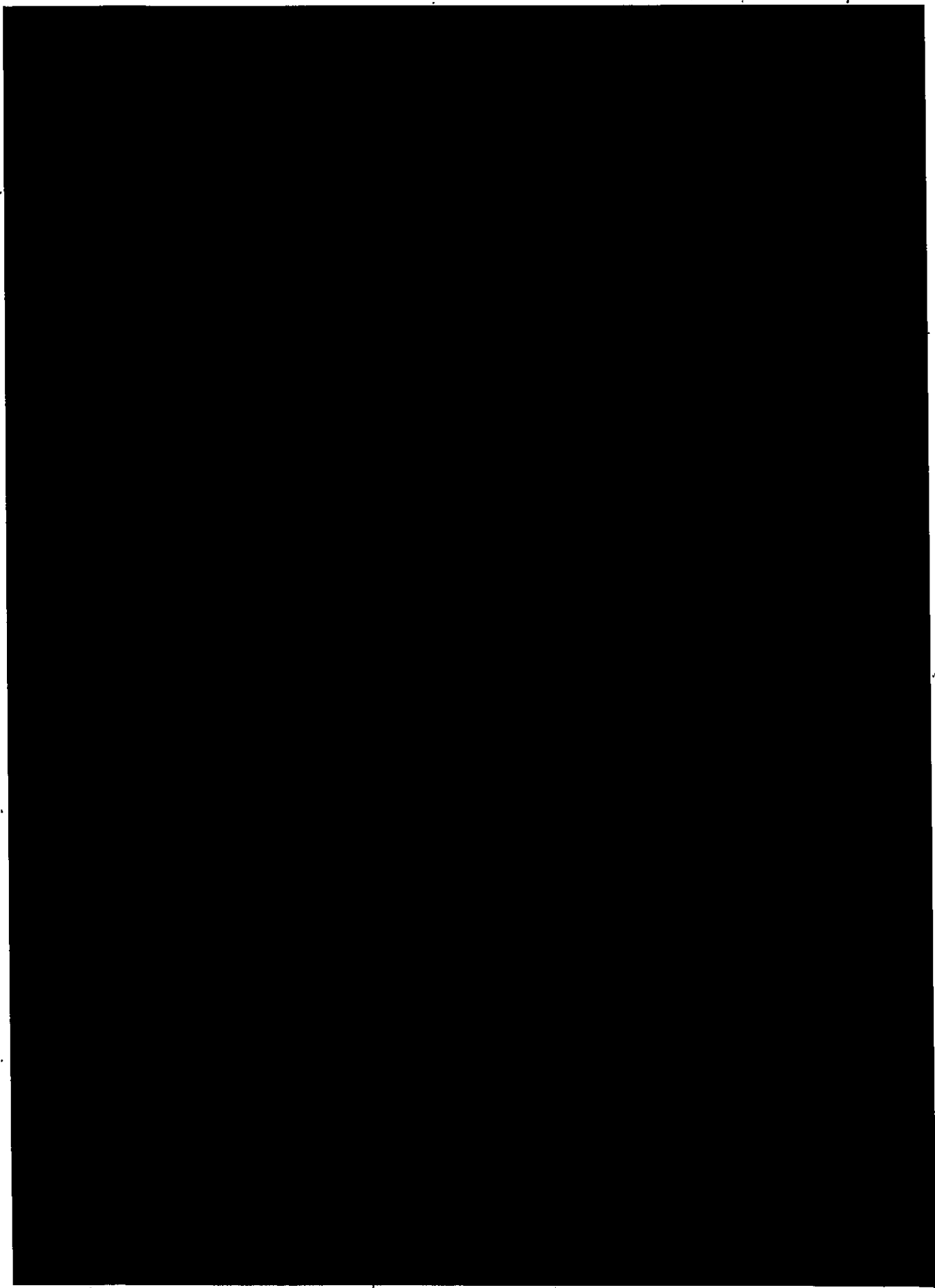
記

(別添)じん肺健康診断における肺機能検査評価等

☐ 新たに追加された指標等

	氏名	性別	身長(m)	年齢(歳)	肺機能検査(1次検査)								肺機能検査(2次検査)				喫煙歴
					1秒量予測値(①)	肺活量予測値(②)	肺活量(③)	努力肺活量(④)	1秒量(⑤)	1秒率(%) (⑥)	%1秒量(%) (⑦)	%肺活量(%) (⑧)	酸素分圧(Torr) (⑨)	炭酸ガス分圧(Torr) (⑩)	肺動脈血酸素分圧(Torr) (⑪)	肺動脈血酸素分圧と基準値差	
	〇〇〇		〇. 〇〇	〇〇	[男性] $0.038 \times \text{身長(cm)} - 0.028 \times \text{年齢} - 1.178$ (L) [女性] $0.022 \times \text{身長(cm)} - 0.022 \times \text{年齢} - 0.005$ (L)	[男性] $0.045 \times \text{身長(cm)} - 0.023 \times \text{年齢} - 2.258$ (L) [女性] $0.032 \times \text{身長(cm)} - 0.018 \times \text{年齢} - 1.178$ (L)	(実測値)	(実測値)	(実測値)	$⑤/④ \times 100$	$⑦/① \times 100$	$⑧/② \times 100$	(実測値)	(実測値)	$150 - ⑩/0.83 - ③$	A=DO2限界値表より	なし、やめた、吸っている ○本/日×○年 (○~○歳)
5																	
6																	なし、やめた、本/日×年 (歳~歳),吸っている
7																	なし、やめた、本/日×年 (歳~歳),吸っている
8																	なし、やめた、本/日×年 (歳~歳),吸っている
9																	なし、やめた、本/日×年 (歳~歳),吸っている





CR 撮像表示条件確認表

申請者名

撮影日

比較読影に用いた写真(いずれかに○)

- () じん肺標準エックス線写真集(平成23年3月)電子媒体版
 () じん肺標準エックス線フィルム(昭和53年)

撮影条件

	審査受付条件	申請者の撮像表示条件
電圧	110~140 [kV]	
焦点被写体間距離	180~200 [cm]	
グリッド	高密度グリッド使用で撮影電圧が120[kV]前後の時は格子比12:1 上記以上の撮影電圧の時は格子比14:1とすること	
空間分解能(画素数)	フィルムサイズがフルサイズ(半切)の場合 イメージングプレート読み取り画素数 3500×3500 [pixel] 以上とすること	

画像処理条件

	審査受付条件	申請者の撮像表示条件
階調処理	肺野部の最高濃度を1.6~2.0程度とすること	
周波数処理	低空間周波数(0周波数)成分に対して高周波成分(0.2cycle/mm以上) におけるレスポンスを1.0~1.2倍程度とすること (なお、濃度に応じて周波数応答を変化させる場合であっても、 上記範囲内であること。)	

メーカー毎画像処理条件(50音順)

メーカー	パラメータ	撮像表示条件	申請者の撮像表示条件
ケアストリーム ヘルス①	Density Shift	-0.3	
	Contrast Factor	1.6~1.8	
	Matrix Size	35~75	
	High Density Boost	0.05~0.1	
	Low Density Boost	0~0.05	

ケアストリーム ヘルス②	※	ア	イ	ウ	エ	ア・イ・ウ・エ(該当に○)
	Brightness	6	6	6	7	
	Latitude	-4	-4	-6	-5	
	Detail Contrast	-7	-8	-6	-6	

※ア~エいずれかの条件を満たす必要がある。例えばアの条件の場合、Brightness 6、Latitude -4、Detail Contrast -7である必要がある。

コニカミノルタ①	肺野濃度	1.6~1.8	
	強調度	0.1~0.3	
	マスクサイズ	7	
	LUT	THX-2	

コニカミノルタ②	肺野濃度(H)	1.6~1.8	
	HEタイプ	HE-STANDARD2	
	HE強調度(低濃度側強調)	0.00~0.30	
	HE強調度(高濃度側強調)	0.00	
	HFタイプ	HF-STANDARD5	
	HF強調度(低濃度側強調)	0.00	
	HF強調度(高濃度側強調)	0.00~0.30	
	LUT	THX-2	

メーカー	パラメータ	撮像表示条件	申請者の撮像表示条件
富士フイルム①	GA(回転量)	0.9~1.0	
	GS(階調シフト)	-0.2~-0.1	
	RN(周波数ランク)	4	
	RE(周波数強調度)	0.0~0.2	
富士フイルム②	GA(回転量)	0.9~1.0	
	GS(階調シフト)	-0.2~-0.1	
	RN/MRB(周波数ランク)	4/0	
	RE/MRE(周波数強調度)	0.0~0.2/0	
	DRN/MDR	2/A	
	DRT/MDT	B/B	
	DRE/MDE	0.0~0.6/0.0~0.6	

確認日 (

判定 (

整理番号

氏 名

生年月日

住 所

TEL

粉 じ ん

事業場名

所在地

じん肺健康管理台帳

労働局

じん肺診査経過
処理簿番号

決 定
年月日

申請区分

粉じん作
業号別

経験年数

じん肺
管理区分

じん肺健康診断の結果

エックス線
写真の像

肺機能の障害

かかっている
合併症の名称

療養の
要 否

症 状
確 認 日

検索結果:(個人情報)

総件数

個 人 情 報																
対象者氏名											性別	生年月日	年齢	電話番号		
(別名)											健康管理手帳番号					
住 所																
管 理 区 分 決 定 歴 情 報																
決定年月日	受付番号	決定局	振込 条文	健康診断実施機関	管理区分	PR	F	合併症	発状確認日	摘出・ 促進の別	指導年月日	作業転換年月日	作業転換実施 通知書報告年月日	作業転換合意 報告書報告年月日	作業転換 指示年月日	再・追加検査案件 提出命令年月日
粉 じ ん 作 業 歴 情 報																
事業場名					管轄局		業種			粉じん作業種類				粉じん作業従事期間計		

労働局長 殿

地方じん肺診査医

じん肺管理区分の決定について

平成 年 月 日実施した標記について、下記の者に係る診査結果を報告する。

記

じん肺診査対象者リスト

平成 年 月 日
労働局

〒	番	申請者氏名	健診機関名	経過	診査結果	備考

-140-

診査を行った結果は、診査結果欄に記載のとおりです。 地方じん肺診査医

じん肺診査対象者リスト

労働局

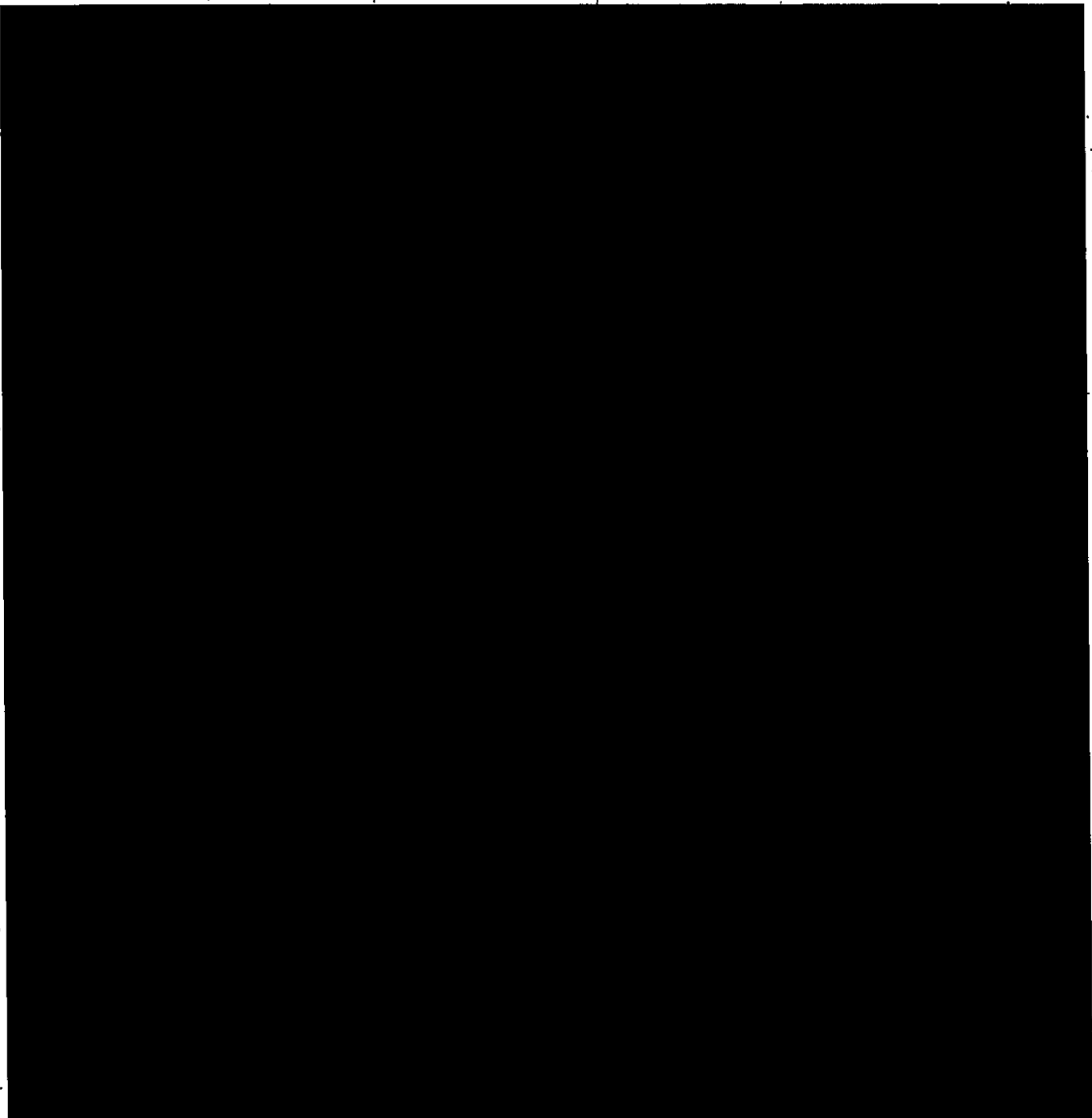
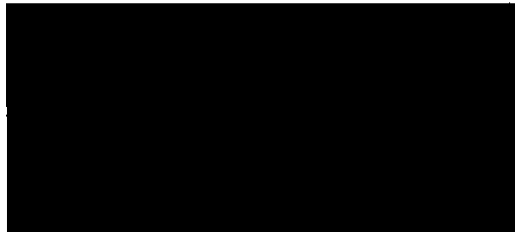
X線	番号	申請者氏名	健診機関名	経過	診査結果	備考

ー141ー

診査を行った結果は、診査結果欄に記載のとおりです。 地方じん肺診査医

電話聴取書

相手方氏名等
電話番号
住所等
確認者



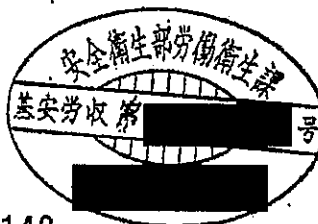
様式11

審査請求書

①審査請求人の氏名・年齢・住所		
審査請求に係る処分を受けた者の氏名・年齢・住所		
審査請求に係る処分		
審査請求に係る処分をした都道府県労働局長		
審査請求に係る処分のあった年月日		
審査請求に係る処分のあったことを知った年月日		
② 審査請求の趣旨		
③ 審査請求の理由		
処分庁の教示		
教示の内容		
④じん肺法第19条第5項の利害関係者の氏名及び住所		
送 付 資 料	1、エックス線写真	枚
	2、じん肺健康診断の結果を証明する書面	枚
	3、その他の参考資料 問診票	枚
平成 年 月 日		
審査請求人		
厚生労働大臣 田村憲久 殿		

備 考

- ①及び④の欄は、法人その他の団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- ②及び③の欄は、具体的かつ簡潔に記入すること。



平 成 年 月 日 第 号

じん肺管理区分決定通知書

殿

労働局

平成 年 月 日本職あて [提出申請] のあつたじん肺管理区分の決定に関する [提出申請] に基づき、

じん肺法 第13条第2項 (同法第16条の2第2項において準用する場合を含む。) 第15条第3項において準用する同法第13条第2項 第16条第2項において準用する同法第13条第2項 の規定により下記のとおり

じん肺管理区分を決定したので通知します。

なお、この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます (決定のあつた日から1年を経過した場合を除きます。)

また、この決定に対する取消訴訟は、この審査請求についての裁決を経た後に、国を被告として (訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます (裁決があつた日から1年を経過した場合を除きます。)

なお、決定の取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

記

氏 名	住 所	じん肺 管 理 区 分	備 考			
			じん肺健康診断の結果			療養 の 要 否
			エックス線 写真の像	肺機能 の障害	かつて いる合併 症の名称	
以 下	余 白	管理1	PR ₀	F (—)		要 否
		管理2	PR ₁	F (+)		
		管理3イ	PR ₂	F (++)		
		管理3ロ	PR ₃			
		管理4	PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)			
		管理1	PR ₀	F (—)		要 否
		管理2	PR ₁	F (+)		
		管理3イ	PR ₂	F (++)		
		管理3ロ	PR ₃			
		管理4	PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)			

備考 「じん肺健康診断の結果」の欄の記号は、それぞれ次の意味を表すものであること。

PR₀ じん肺の所見がない。

PR₁ エックス線写真の像が第1型である。

PR₂ エックス線写真の像が第2型である。

PR₃ エックス線写真の像が第3型である。

PR₄ (A, B) エックス線写真の像が第4型 (じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のもの) である。

PR₄ (C) エックス線写真の像が第4型 (じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるもの) である。

F (—) じん肺による肺機能の障害がない。

F (+) じん肺による肺機能の障害がある。

F (++) じん肺による著しい肺機能の障害がある。

じん肺健康診断結果証明書

平成 年 月 日

厚生労働大臣
田村 憲久 殿

地方じん肺診査医

氏 名

氏 名

意見書の提出について

に決定を行った に係るじん肺
管理区分について、下記のとおり意見を申し述べます。

(診査に用いられたX写真等の撮影年月日

(診査に用いられた肺機能検査年月日

記

じん肺管理区分決定申請書		
事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地
当該申請に係るじん肺管理区分決定対象者数		
添付資料	1 エックス線写真 2 じん肺健康診断の結果を証明する書面 3 その他の参考資料	枚 枚
じん肺法第十五条の場合の規定	申請者は、上記事業場において、じん肺法施行規則第2条に じん作業に常時従事する（ ）であることに相違 平成 年 月 日 職 事業者 氏 名	
事業者への通知の諾否		
平成 年 月 日 郵便番号 住 所 申請者 氏 名 電 労働局長殿		

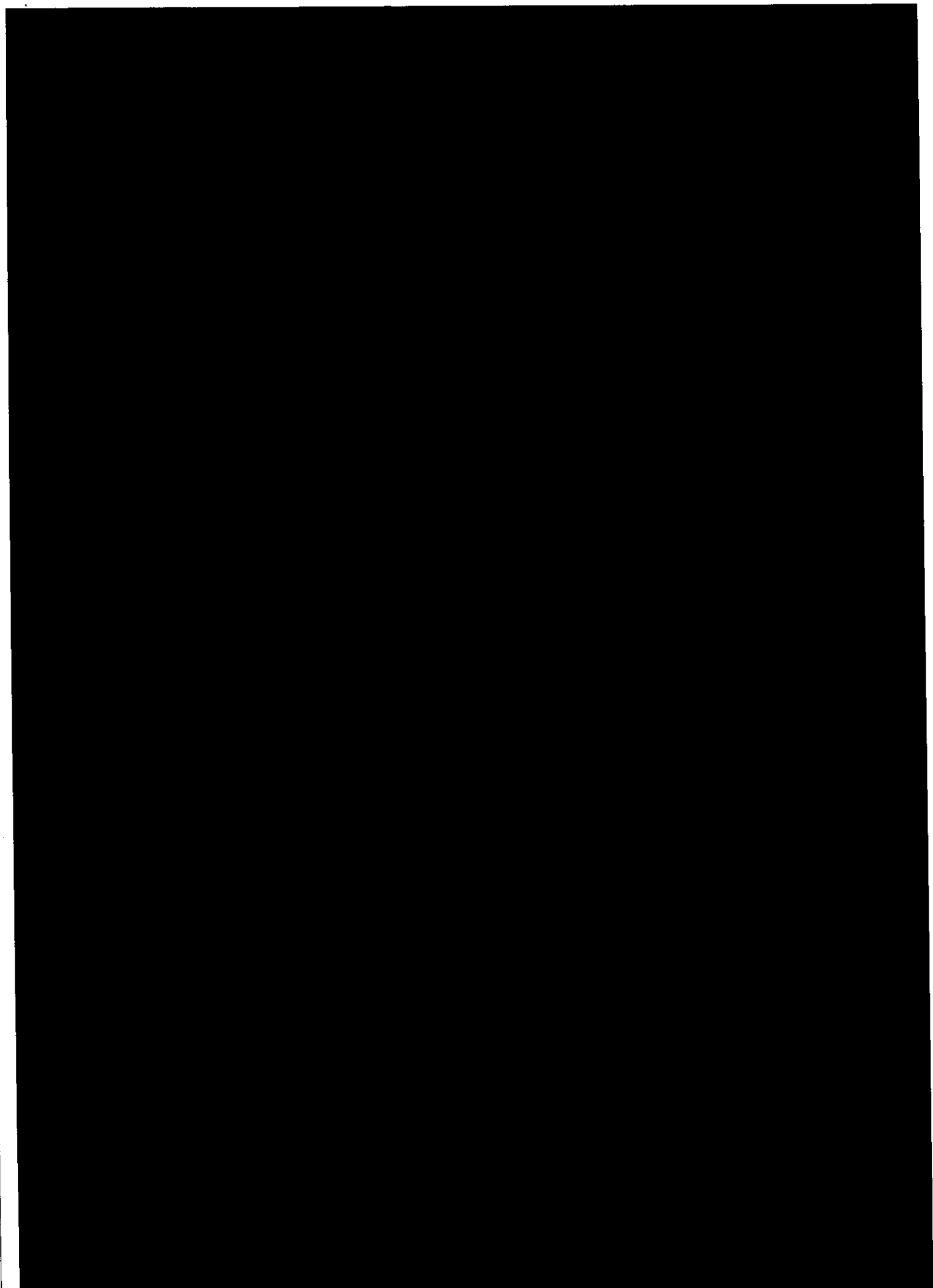
備考

- 「事業の種類」、「事業場の名称」及び「事業場の所在地」の欄は、申請者が常時粉じん作者である場合は、その所属事業場について、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者で場合は、常時粉じん作業に従事した最終の事業場について記入すること。
- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合には、「事業者への通知の諾否」の欄に、事業者証明を行った事業者あてにじん肺管理区分決定結果を通知することの諾否を記入すること。ただし、申請者がその事業者に現に使用されている労働者である場合には、記入しないこと。
- 「じん肺法第十五条の規定に基づく申請の場合」の欄の「事業者」及び「申請者」は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

(別添) じん肺健康診断における肺機能検査等

 新たに追加された指標等

	氏名	性別	身長(m)	年齢(歳)	肺機能検査(1次検査)								喫煙歴
					1秒量予測値(l) ①	肺活量予測値(l) ②	肺活量(l) ③	努力肺活量(l) ④	1秒量(l) ⑤	1秒率(%) ⑥	%1秒量(%) ⑦	%肺活量(%) ⑧	
	〇〇〇		〇. 〇〇	〇〇	【男性】 $0.036 \times \text{身長(cm)} - 0.028 \times \text{年齢} - 1.178$ (L) 【女性】 $0.022 \times \text{身長(cm)} - 0.022 \times \text{年齢} - 0.005$ (L)	【男性】 $0.045 \times \text{身長(cm)} - 0.023 \times \text{年齢} - 2.258$ (L) 【女性】 $0.032 \times \text{身長(cm)} - 0.018 \times \text{年齢} - 1.178$ (L)	(実測値)	(実測値)	(実測値)	$⑤/④ \times 100$	$⑤/① \times 100$	$③/② \times 100$	なし、やめた、吸っている 〇本/日×〇年 (〇~〇歳)
3													
4													
5													
6													



the 1990s, the number of people in the UK who are aged 65 and over has increased from 10.5 million to 12.5 million, and the number of people aged 75 and over has increased from 4.5 million to 6.5 million (Office of National Statistics 1999). The number of people aged 65 and over is projected to increase to 15.5 million by 2020, and the number of people aged 75 and over to 8.5 million (Office of National Statistics 1999).

There is a growing awareness of the need to develop strategies to meet the needs of the ageing population. The Department of Health (1999) has published a strategy for ageing, which sets out the government's commitment to improve the lives of older people. The strategy is based on three main principles: (1) to ensure that older people have the opportunity to live independently and actively; (2) to ensure that older people have access to the services and support they need; and (3) to ensure that older people are treated with respect and dignity.

The strategy is based on the following assumptions: (1) that older people are a diverse group with different needs and interests; (2) that older people should be able to live independently and actively; (3) that older people should have access to the services and support they need; and (4) that older people should be treated with respect and dignity. The strategy sets out a range of measures to be taken to improve the lives of older people, including: (1) to improve the physical environment; (2) to improve the social environment; (3) to improve the financial environment; and (4) to improve the health and social care environment.

The strategy is based on the following principles: (1) to ensure that older people have the opportunity to live independently and actively; (2) to ensure that older people have access to the services and support they need; and (3) to ensure that older people are treated with respect and dignity. The strategy sets out a range of measures to be taken to improve the lives of older people, including: (1) to improve the physical environment; (2) to improve the social environment; (3) to improve the financial environment; and (4) to improve the health and social care environment.

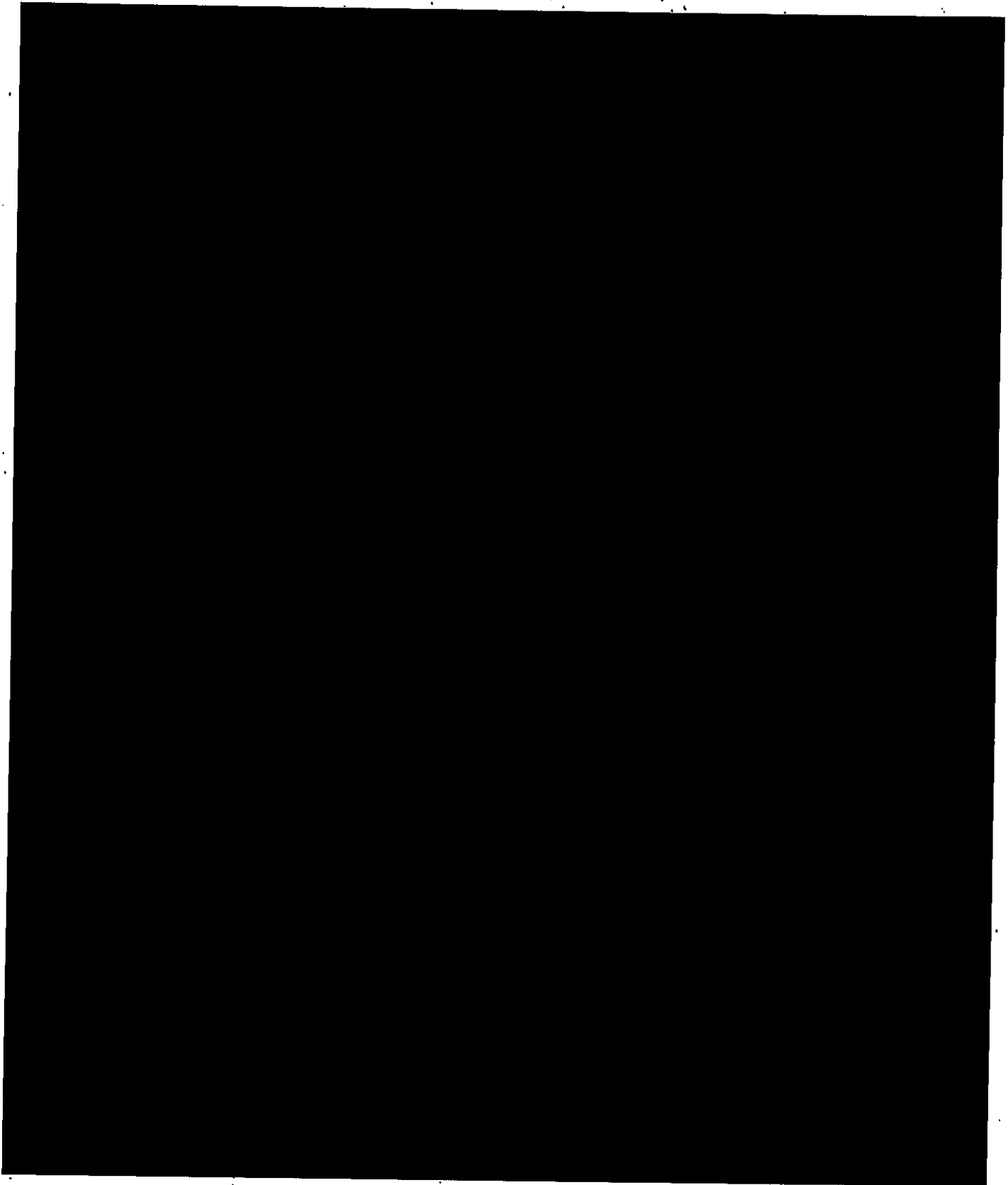
The strategy is based on the following assumptions: (1) that older people are a diverse group with different needs and interests; (2) that older people should be able to live independently and actively; (3) that older people should have access to the services and support they need; and (4) that older people should be treated with respect and dignity. The strategy sets out a range of measures to be taken to improve the lives of older people, including: (1) to improve the physical environment; (2) to improve the social environment; (3) to improve the financial environment; and (4) to improve the health and social care environment.

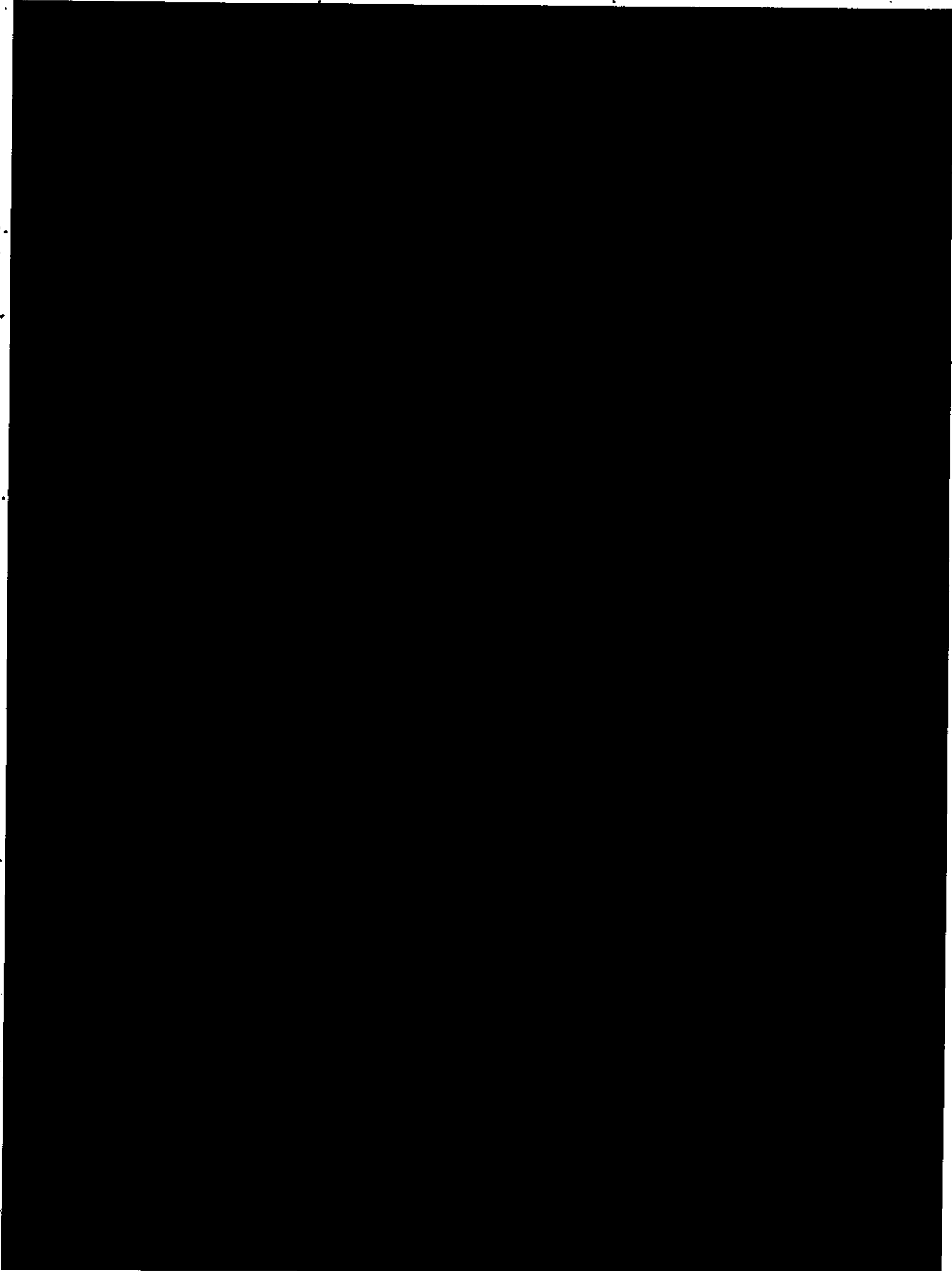
The strategy is based on the following principles: (1) to ensure that older people have the opportunity to live independently and actively; (2) to ensure that older people have access to the services and support they need; and (3) to ensure that older people are treated with respect and dignity. The strategy sets out a range of measures to be taken to improve the lives of older people, including: (1) to improve the physical environment; (2) to improve the social environment; (3) to improve the financial environment; and (4) to improve the health and social care environment.

The strategy is based on the following assumptions: (1) that older people are a diverse group with different needs and interests; (2) that older people should be able to live independently and actively; (3) that older people should have access to the services and support they need; and (4) that older people should be treated with respect and dignity. The strategy sets out a range of measures to be taken to improve the lives of older people, including: (1) to improve the physical environment; (2) to improve the social environment; (3) to improve the financial environment; and (4) to improve the health and social care environment.

The strategy is based on the following principles: (1) to ensure that older people have the opportunity to live independently and actively; (2) to ensure that older people have access to the services and support they need; and (3) to ensure that older people are treated with respect and dignity. The strategy sets out a range of measures to be taken to improve the lives of older people, including: (1) to improve the physical environment; (2) to improve the social environment; (3) to improve the financial environment; and (4) to improve the health and social care environment.

The strategy is based on the following assumptions: (1) that older people are a diverse group with different needs and interests; (2) that older people should be able to live independently and actively; (3) that older people should have access to the services and support they need; and (4) that older people should be treated with respect and dignity. The strategy sets out a range of measures to be taken to improve the lives of older people, including: (1) to improve the physical environment; (2) to improve the social environment; (3) to improve the financial environment; and (4) to improve the health and social care environment.





CR 撮像表示条件確認表

申請者名

撮影日

比較読影に用いた写真(いずれかに○)

じん肺標準エックス線写真集(平成23年3月)電子媒体版

じん肺標準エックス線フィルム(昭和53年)

撮影条件

	審査受付条件	申請者の撮像表示条件
電圧	110~140 [kV]	
焦点被写体間距離	180~200 [cm]	
グリッド	高密度グリッド使用で撮影電圧が120[kV]前後の時は格子比12:1 上記以上の撮影電圧の時は格子比14:1とすること	
空間分解能(画素数)	フィルムサイズがフルサイズ(半切)の場合 イメージングプレート読み取り画素数3500×3500 [pixel] 以上とすること	

画像処理条件

	審査受付条件	申請者の撮像表示条件
階調処理	肺野部の最高濃度を1.6~2.0程度とすること	
周波数処理	低空間周波数(0周波数)成分に対して高周波成分(0.2cycle/mm以上) におけるレスポンスを1.0~1.2倍程度とすること (なお、濃度に応じて周波数応答を変化させる場合であっても、 上記範囲内であること。)	

メーカー毎画像処理条件(50音順)

メーカー	パラメータ	撮像表示条件	申請者の撮像表示条件
ケアストリーム ヘルス①	Density Shift	-0.3	
	Contrast Factor	1.6~1.8	
	Matrix Size	35~75	
	High Density Boost	0.05~0.1	
	Low Density Boost	0~0.05	

ケアストリーム ヘルス②	※	ア	イ	ウ	エ	ア・イ・ウ・エ(該当に○)
	Brightness	6	6	8	7	
	Latitude	-4	-4	-8	-5	
	Detail Contrast	-7	-8	-6	-6	

※ア~エいずれかの条件を満たす必要がある。例えばアの条件の場合、Brightness 6、Latitude -4、Detail Contrast -7 である必要がある。

コニカミノルタ①	肺野濃度	1.6~1.8	
	強調度	0.1~0.3	
	マスクサイズ	7	
	LUT	THX-2	

コニカミノルタ②	肺野濃度(H)	1.6~1.8	
	HEタイプ	HE-STANDARD2	
	HE強調度(低濃度側強調)	0.00~0.30	
	HE強調度(高濃度側強調)	0.00	
	HFタイプ	HF-STANDARD5	
	HF強調度(低濃度側強調)	0.00	
	HF強調度(高濃度側強調)	0.00~0.30	
	LUT	THX-2	

メーカー	パラメータ	撮像表示条件	申請者の撮像表示条件
富士フイルム①	GA(回転量)	0.9~1.0	
	GS(階調シフト)	-0.2~-0.1	
	RN(周波数ランク)	4	
	RE(周波数強調度)	0.0~0.2	
富士フイルム②	GA(回転量)	0.9~1.0	
	GS(階調シフト)	-0.2~-0.1	
	RN/MPB(周波数ランク)	4/G	
	RE/MRE(周波数強調度)	0.0~0.2/0	
	DRN/MDR	2/A	
	DRT/MDT	B/B	
	DRE/MDE	0.0~0.6/0.0~0.6	

確認日

(

判定

(

勞 働 局

TEL

所在地

整理番号

氏 名

生年月日

住所

粉 じ ん

事業場名

じん肺健康診断の結果

じん肺 診査 経過
汎 肺 炎 症 候

決定年月日

申請区分

粉じん作
業 号 別

経験年数

肺 人 管
分 区 理

エックス線
管の図

肺機能の障害

かかっている
合併症の名称

の否	養	療要
----	---	----

狀曰
症確認

検索結果（個人情報）

総件数

個人情報

対象者氏名 (フリガナ)	性別	生年月日	年齢	電話番号
健康管理手帳番号				
住所				

管理区分決定歴情報

決定年月日	受付番号	決定局	根拠条文	健康診断実施機関	管理区分	PR	F	合併症	症状確認日	助貸・促進の別	指導年月日	作業転換年月日	作業転換実施通知書報告年月日	作業転換合意報告書報告年月日	作業転換指示年月日	再・追加検査物件移川命令年月日

粉じん作業歴情報

労働局長 殿

地方じん肺診査医

じん肺管理区分の決定について

平成 年 月 日実施した標記について、下記の者に係る診査結果を報告する。

記

じん肺診査対象者リスト

平成 年 月 日
労働局

X線	番号	申請者氏名	健診機関名	経過	診査結果	備考

平成 年 月 日 診査を行った結果は、診査結果欄に記載のとおりです。 地方じん肺診査医



じん肺診査対象者リスト

平成 年 月 日
労働局

支庁	番号	申請者氏名	健診機関名	経過	診査結果	備考
[Redacted Table Content]						

-164-

平成 年 月 日 診査を行った結果は、診査結果欄に記載のとおりです。 地方じん肺診査医

[Redacted Signature]

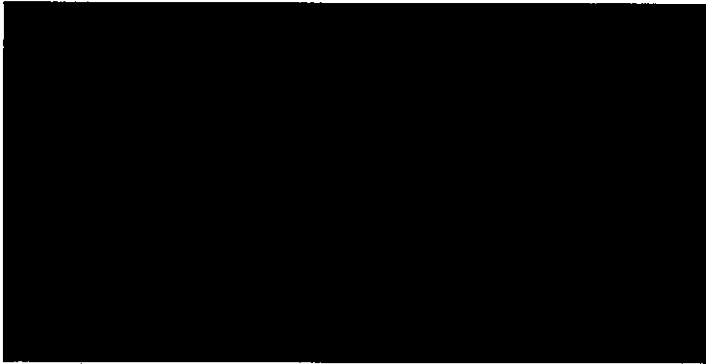
電話聴取書

相手方氏名等

電話番号

住所等

確認者



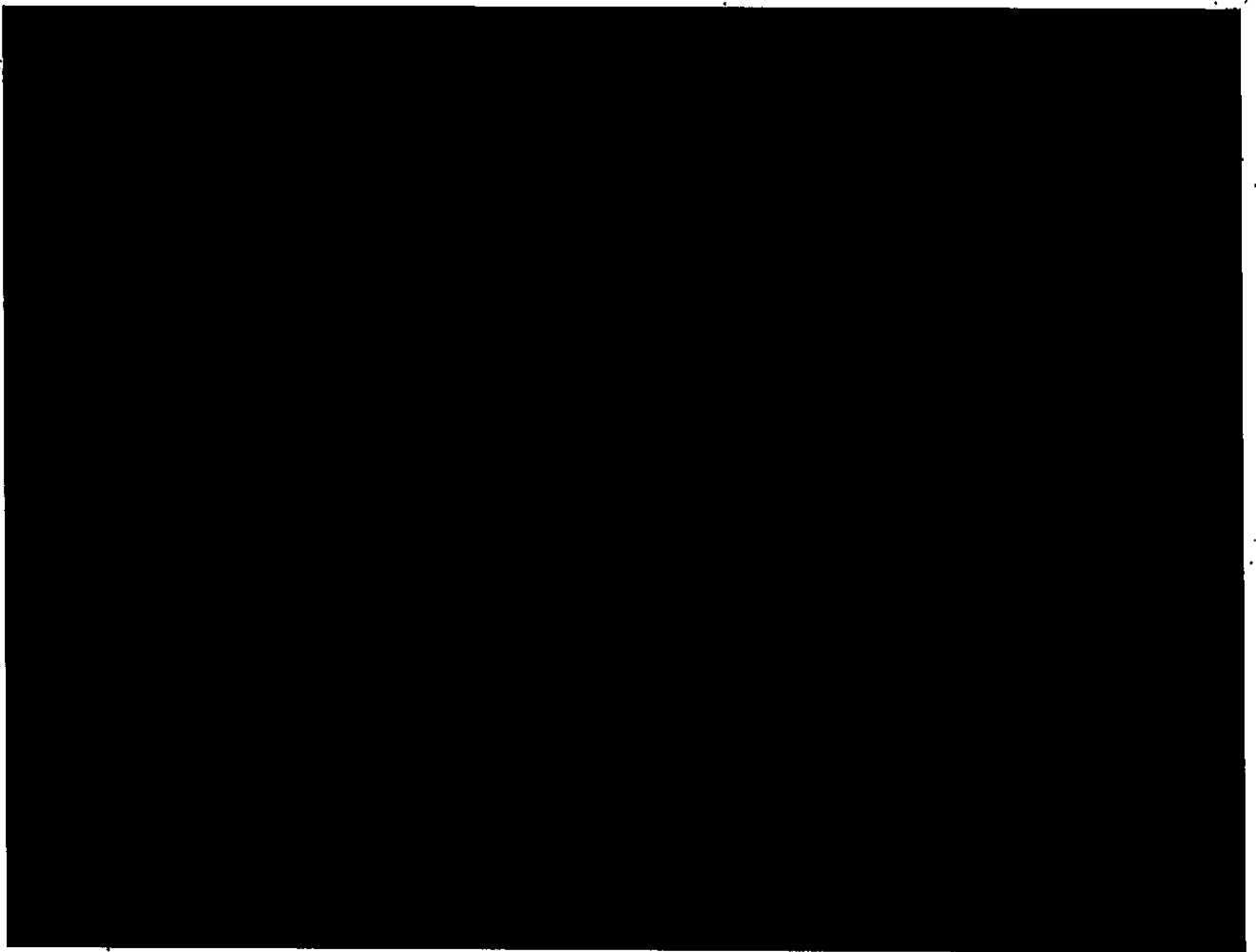
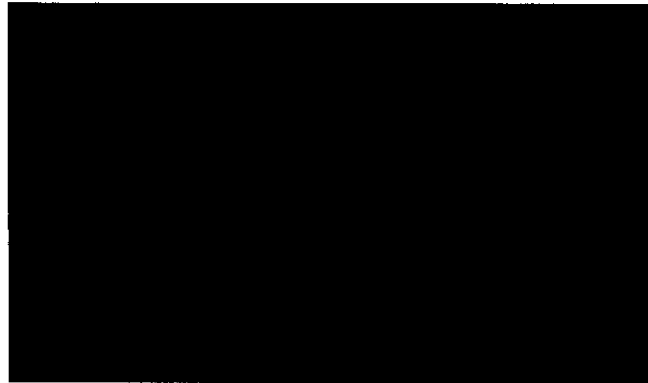
電話聴取書

相手方氏名等

電話番号

住所等

確認者



審査請求書

①審査請求人の氏名・年齢・住所		
審査請求に係る処分を受けた者の氏名・年齢・住所		
審査請求に係る処分		
審査請求に係る処分をした都道府県労働局長		
審査請求に係る処分のあった年月日		
審査請求に係る処分のあったことを知った年月日		
② 審査請求の趣旨		
③ 審査請求の理由		
処分庁の教示	教示の内容	
④じん肺法第19条第5項の利害関係者の氏名及び住所		
送 付 資 料	1、エックス線写真	枚
	2、じん肺健康診断の結果を証明する書面	枚
	3、その他の参考資料	
平成 年 月 日		審査請求人 氏名
		厚生労働大臣 田村憲久 殿

備 考

- ①及び④の欄は、法人その他の団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- ②及び③の欄は、具体的かつ簡潔に記入すること。



第 号
平成 年 月 日

じん肺管理区分決定通知書

殿

労働局

平成 年 月 日本職業安全衛生法第 条第 項第 号のあつたじん肺管理区分の決定に関する に基づき、

じん肺法 第 条第 項（同法第 条第 項において準用する場合を含む。）
第 条第 項において準用する同法第 条第 項
の規定により下記のとおり

じん肺管理区分を決定したので通知します。

なお、この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（決定があつた日から1年を経過した場合を除きます。）。また、この決定に対する取消訴訟は、この審査請求についての裁決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（裁決があつた日から1年を経過した場合を除きます。）。なお、決定の取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

記

氏 名	住 所	じん肺 管 理 区 分	備 考			
			じん肺健康診断の結果			療養 の 要否
			エックス線 写真の像	肺機能 の障害	かかつて いる合併 症の名称	
以 下	余 白	管理1	PR ₀	F (—)		要
		管理2	PR ₁	F (+)		否
		管理3イ	PR ₂	F (++)		
		管理3ロ	PR ₃			
		管理4	PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)			
		管理1	PR ₀	F (—)		要
		管理2	PR ₁	F (+)		否
		管理3イ	PR ₂	F (++)		
		管理3ロ	PR ₃			
		管理4	PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)			

備考 「じん肺健康診断の結果」の欄の記号は、それぞれ次の意味を表すものであること。

PR₀：じん肺の所見がない。

PR₁：エックス線写真の像が第1型である。

PR₂：エックス線写真の像が第2型である。

PR₃：エックス線写真の像が第3型である。

PR₄(A, B)：エックス線写真の像が第4型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のもの）である。

PR₄(C)：エックス線写真の像が第4型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるもの）である。

F (—)：じん肺による肺機能の障害がない。

F (+)：じん肺による肺機能の障害がある。

F (++)：じん肺による著しい肺機能の障害がある。

じん肺健康診断結果証明書

厚生労働大臣
田村 憲久 殿

地方じん肺診査医

氏 名

氏 名

意見書の提出について

に決定を行った に係るじん
肺管理区分について、下記のとおり意見を申し述べます。

(診査に用いられたX写真等の撮影年月日

(診査に用いられた肺機能検査年月日

記

じん肺管理区分決定申請書

事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地
[Redacted]		
当該申請に係るじん肺管理区分決定対象者数 [Redacted]		
添付資料	1 エックス線写真 [Redacted] 枚 2 じん肺健康診断の結果を証明する書面 [Redacted] 枚 3 その他の参考資料 [Redacted]	
じん肺法第十五条の場合の規定 通知の諸否	申請者は、上記事業場において、じん肺法施行規則第2条に定め る作業に常時従事する [Redacted] であることに相違ありません。 平成 [Redacted] 年 [Redacted] 月 [Redacted] 日 職 [Redacted] 事業者 [Redacted] 氏名 [Redacted]	
平成 [Redacted] 年 [Redacted] 月 [Redacted] 日 郵便番号 [Redacted] 住所 [Redacted] 申請者 [Redacted] 氏名 [Redacted] 電話 [Redacted] [Redacted] 労働局長 殿		

備考

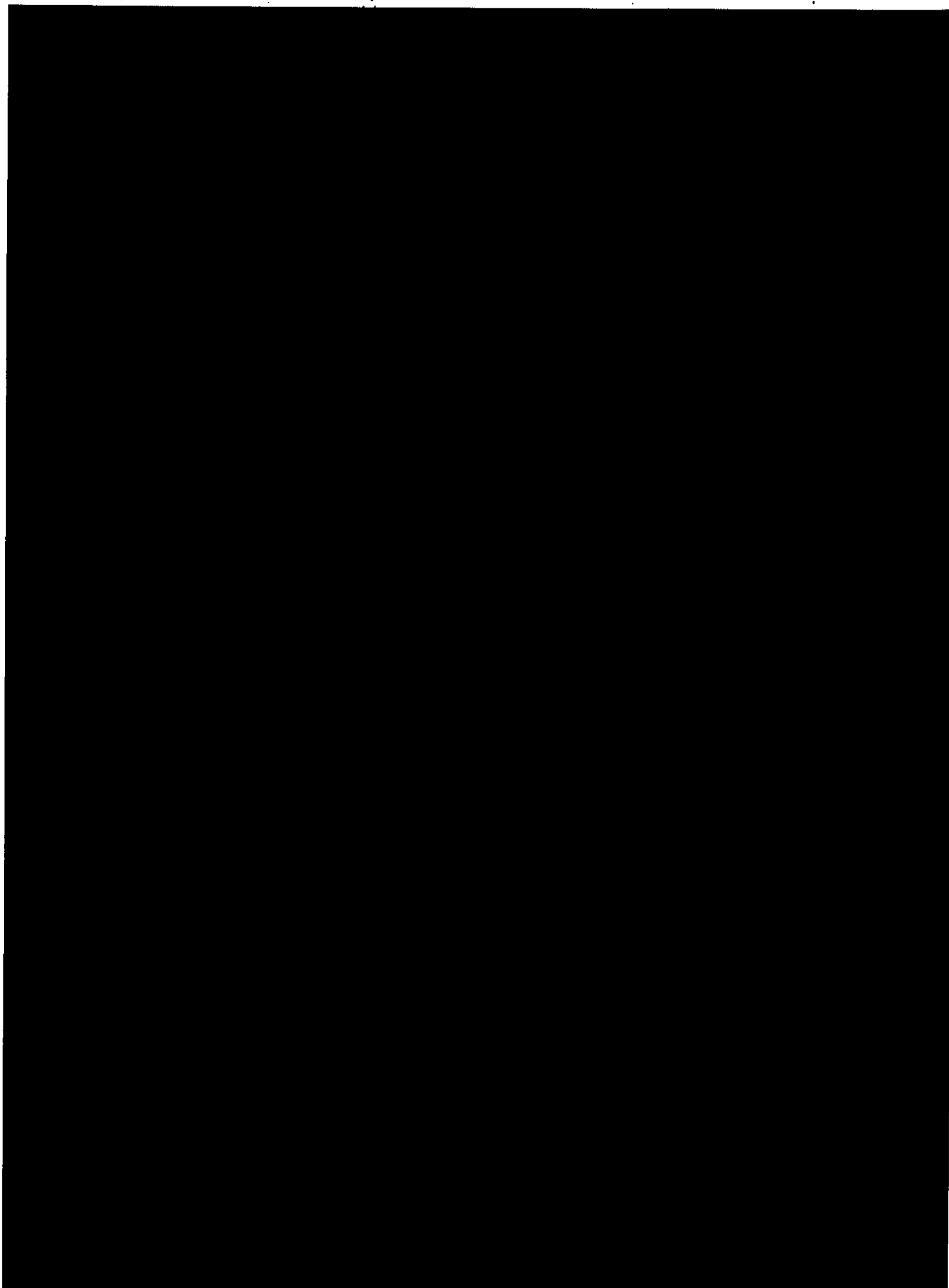
- 「事業の種類」、「事業場の名称」及び「事業場の所在地」の欄は、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者である場合は、その所属事業場について、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合は、常時粉じん作業に従事した最終の事業場について記入すること。
- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合には、「事業者への通知の諸否」の欄に、事業者証明を行った事業者あてにじん肺管理区分決定結果を通知することの諸否を記入すること。ただし、申請者がその事業場に現に使用されている労働者である場合には、記入しないこと。
- 「じん肺法第十五条の規定に基づく申請の場合」の欄の「事業者」及び「申請者」は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

(別添) じん肺健康診断における肺機能検査評価等

新たに追加された指標等

	氏名	性別	身長(m)	年齢(歳)	肺機能検査(1次検査)								肺機能検査(2次検査)				喫煙歴
					1秒量予測値(①)	肺活量予測値(②)	肺活量(③)	努力肺活量(④)	1秒量(⑤)	1秒率(⑥)	%1秒量(⑦)	%肺活量(⑧)	酸素分圧(Torr) ⑨	炭酸ガス分圧 (Torr) ⑩	肺動脈血酸素 分圧(Torr) ⑪	肺動脈血酸素 分圧と基準値 差	
	〇〇〇		〇. 〇〇	〇〇	【男性】 $0.038 \times \text{身長(cm)} - 0.028 \times \text{年齢} - 1.178$ (L) 【女性】 $0.022 \times \text{身長(cm)} - 0.022 \times \text{年齢} - 0.005$ (L)	【男性】 $0.045 \times \text{身長(cm)} - 0.023 \times \text{年齢} - 2.288$ (L) 【女性】 $0.032 \times \text{身長(cm)} - 0.018 \times \text{年齢} - 1.178$ (L)	(実測値)	(実測値)	(実測値)	$⑤/④ \times 100$	$⑤/① \times 100$	$⑧/② \times 100$	(実測値)	(実測値)	$180 - ⑨/0.13 - ⑩$	AaDO2限界値 表より	なし、やめた、吸っている 〇本/日×〇年 (〇～〇歳)
6																	なし、やめた 本/日×年 (歳～歳),吸っている
7																	なし、やめた 本/日×年 (歳～歳),吸っている
8																	なし、やめた 本/日×年 (歳～歳),吸っている
9																	なし、やめた 本/日×年 (歳～歳),吸っている

-173-



(別紙)

CR 撮像表示条件確認表

申請者名

撮影日 (年 月 日)

比較読影に用いた写真(いずれかに○)

- () じん肺標準エックス線写真集(平成23年3月)電子媒体版
 () じん肺標準エックス線フィルム(昭和53年)

撮影条件

	審査受付条件	申請者の撮像表示条件
電圧	110~140 [kV]	
焦点被写体間距離	180~200 [cm]	
グリッド	高密度グリッド使用で撮影電圧が120[kV]前後の時は格子比 12:1 上記以上の撮影電圧の時は格子比 14:1 とすること	
空間分解能 (画素数)	フィルムサイズがフルサイズ(半切)の場合 イメージングプレート読み取り画素数 3500×3500 [pixel] 以上とすること	

画像処理条件

	審査受付条件	申請者の撮像表示条件
階調処理	肺野部の最高濃度を 1.6~2.0 程度とすること	
周波数処理	低空間周波数(0 周波数)成分に対して高周波成分(0.2cycle/mm 以上) におけるレスポンスを 1.0~1.2 倍程度とすること (なお、濃度に応じて周波数応答を変化させる場合であっても、 上記範囲内であること。)	

メーカー毎画像処理条件(50 音順)

メーカー	パラメータ	撮像表示条件	申請者の撮像表示条件
------	-------	--------	------------

ケアストリーム ヘルス①	Density Shift	-0.3	
	Contrast Factor	1.6~1.8	
	Matrix Size	35~75	
	High Density Boost	0.05~0.1	
	Low Density Boost	0~0.05	

ケアストリーム ヘルス②	※	ア	イ	ウ	エ	ア・イ・ウ・エ (該当に○)
	Brightness	6	8	6	7	
	Latitude	-4	-4	-6	-5	
	Detail Contrast	-7	-8	-6	-6	

※ア～エいずれかの条件を満たす必要がある。例えばアの条件の場合、Brightness 6、Latitude -4、Detail Contrast -7 である必要がある。

コニカミノルタ①	肺野濃度	1.6~1.8	
	強調度	0.1~0.3	
	マスクサイズ	7	
	LUT	THX-2	

コニカミノルタ②	肺野濃度 (H)	1.6~1.8	
	HE タイプ	HE-STANDARD2	
	HE 強調度 (低濃度側強調)	0.00~0.30	
	HE 強調度 (高濃度側強調)	0.00	
	HF タイプ	HF-STANDARD5	
	HF 強調度 (低濃度側強調)	0.00	
	HF 強調度 (高濃度側強調)	0.00~0.30	
	LUT	THX-2	

メーカー	パラメータ	撮像表示条件	申請者の撮像表示条件
富士フイルム①	GA(回転量)	0.9~1.0	
	GS(階調シフト)	-0.2~-0.1	
	RN(周波数ランク)	4	
	RE(周波数強調度)	0.0~0.2	
富士フイルム②	GA(回転量)	0.9~1.0	
	GS(階調シフト)	-0.2~-0.1	
	RN/MRB(周波数ランク)	4/C	
	RE/MRE(周波数強調度)	0.0~0.2/0	
	DRN/MDR	2/A	
	DRT/MDT	B/B	
	DRE/MDE	0.0~0.6/0.0~0.6	

確認日 (年 月 日)

判定 ()

整理番号

じん肺健康管理台帳

労働局

住 所

TEL

粉 じ ん

事業場名

所在地

じん肺診査経過 処理簿番号	決 定 年月日	申請区分	粉じん作 業号別	経験年数	じ ん ・ 肺 管 理 区 分	じん肺健康診断の結果			療養の 要 否	症 状 確 認 日
						エックス線 写真の像	肺機能の障害	かかっている 合併症の名称		

検索結果 (個人情報)

総件数

個 人 情 報																		
対象者氏名											性別		生年月日		年齢		電話番号	
(フリガナ)													健康管理手帳番号					
住 所																		
管 理 区 分 決 定 歴 情 報																		
決定年月日	受付番号	決定局	提議 条文	健康診断実施機関	管理区分	PR	F	合併症	症状確認日	結核・ 感染症の別	指導年月日	作業転換年月日	作業転換実施 通知書報告年月日	作業転換合意 報告書報告年月日	作業転換 指示年月日	再追加検査物件 提出命令年月日		
粉 じ ん 作 業 歴 情 報																		
事業場名					管轄局		業種			粉じん作業種類				粉じん作業従事期間計				

平成 年 月 日

労働局長 殿

地方じん肺診査医

じん肺管理区分の決定について

実施した標記について、下記の者に係る診査結果を報告する。

記

じん肺診査対象者リスト

労働局

X線	番号	申請者氏名	健診機関名	経過	診査結果	備考

平成 年 月 日 診査を行った結果は、診査結果欄に記載のとおりです。 地方じん肺診査医

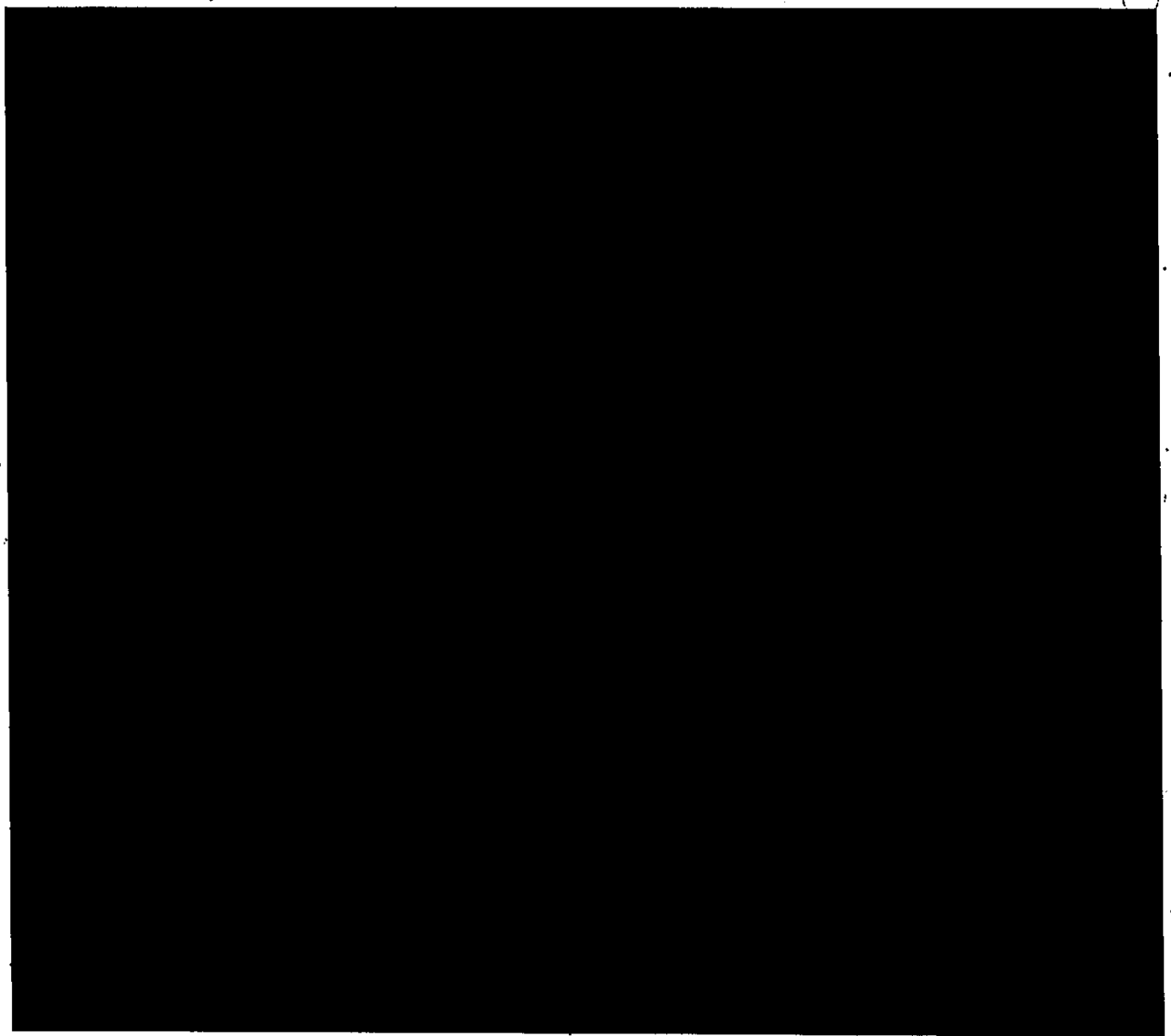
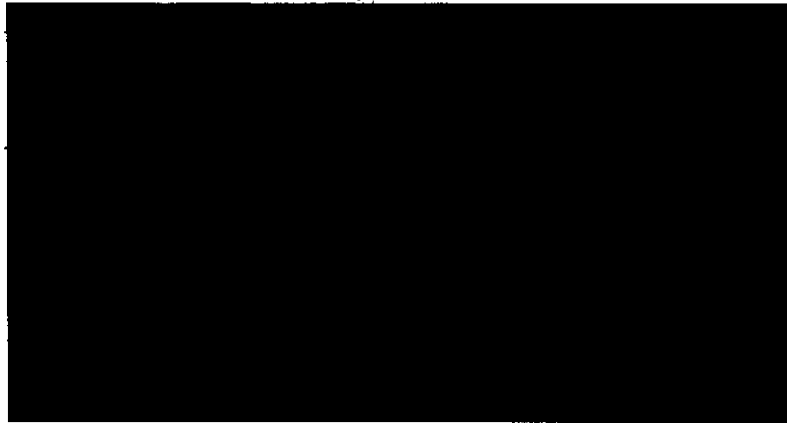
電話聴取書

相手方氏名等

電話番号

住所等

確認者



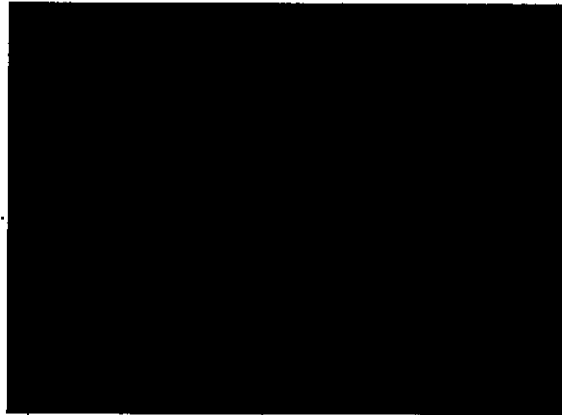
電話聴取書

相手方氏名等

電話番号

住所等

確認者



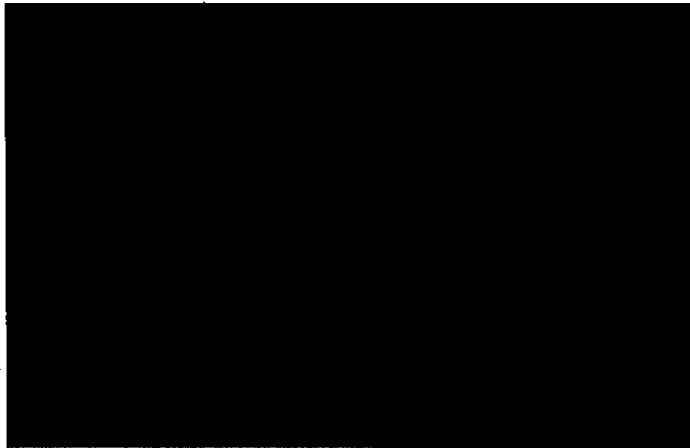
電話聴取書

相手方氏名等

電話番号

住所等

確認者

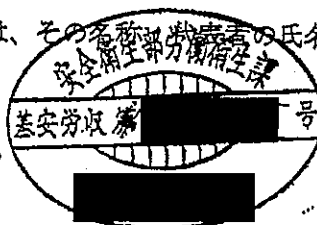


審 査 請 求 書

① 審査請求人の氏名、年齢及び住所		
審査請求に係る処分を受けた者の氏名、年齢及び住所		
審査請求に係る処分		
審査請求に係る処分をした都道府県労働局長		
審査請求に係る処分のあった年月日		
審査請求に係る処分のあったことを知った年月日		
② 審査請求の趣旨		
③ 審査請求の理由		
処分庁の教示		教示の内容
④ じん肺法第19条第5項の利害関係者の氏名及び住所		
添付資料	1. エックス線写真 2. じん肺健康診断の結果を証明する書面 3. その他の参考資料	枚 枚
平成 年 月 日 審査請求人氏名 厚生労働大臣 田村 憲久 殿		

備考

- ①及び④の欄は、法人その他の団体である場合には、その名称、代表者の氏名及び住所の所在地を記入すること。
- ②及び③の欄は、具体的かつ簡潔に記入すること。



労働基準第 号
平成 年 月 日

じん肺管理区分決定通知書

殿

労働局

平成 年 月 日本職業 提出（申請）のあつたじん肺管理区分の決定に関する 提出（申請）に基づき、

じん肺法 第13条第2項（同法第16条の2第2項において準用する場合を含む。）
第15条第3項において準用する同法第13条第2項
第16条第2項において準用する同法第13条第2項 の規定により下記のとおり

じん肺管理区分を決定したので通知します。

なお、この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（決定があつた日から1年を経過した場合を除きます。）。また、この決定に対する取消訴訟は、この審査請求についての裁決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（裁決があつた日から1年を経過した場合を除きます。）。なお、決定の取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

記

氏 名	住 所	じん肺 管 理 区 分	備 考			療養 の 要 否
			じん肺健康診断の結果			
			エックス線 写真の像	肺機能 の障害	かかつて いる合併 症の名称	
以 下	余 白	管理1	PR ₀	F (—)		要 否
		管理2	PR ₁	F (—)		
		管理3イ	PR ₂	F (+)		
		管理3ロ	PR ₃	F (++)		
		管理4	PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)			
		管理1	PR ₀	F (—)		要 否
		管理2	PR ₁	F (—)		
		管理3イ	PR ₂	F (+)		
		管理3ロ	PR ₃	F (++)		
		管理4	PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)			

備考 「じん肺健康診断の結果」の欄の記号は、それぞれ次の意味を表すものであること。

PR₀ じん肺の所見がない。

PR₁ エックス線写真の像が第1型である。

PR₂ エックス線写真の像が第2型である。

PR₃ エックス線写真の像が第3型である。

PR₄ (A, B) エックス線写真の像が第4型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のもの）である。

PR₄ (C) エックス線写真の像が第4型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるもの）である。

F (—) じん肺による肺機能の障害がない。

F (+) じん肺による肺機能の障害がある。

F (++) じん肺による著しい肺機能の障害がある。

様式第3号 (第13条、第20条、第22条関係)

じん肺健康診断結果証明書

備考 第十条第二項の規定によりたんに関する検査及びエックス線特殊撮影による検査以外の検査を省略したときは、当該省略した検査に係る欄の記入を要しないこと。

厚生労働大臣
田村 憲久 殿

地方じん肺診査医

氏 名

氏 名

意見書の提出について

平成 年 月 日に決定を行った に係る
じん肺管理区分について、下記のとおり意見を申し述べます。
(診査に用いられたX写真等の撮影年月日
(診査に用いられた肺機能検査年月日

記

じん肺管理区分決定申請書

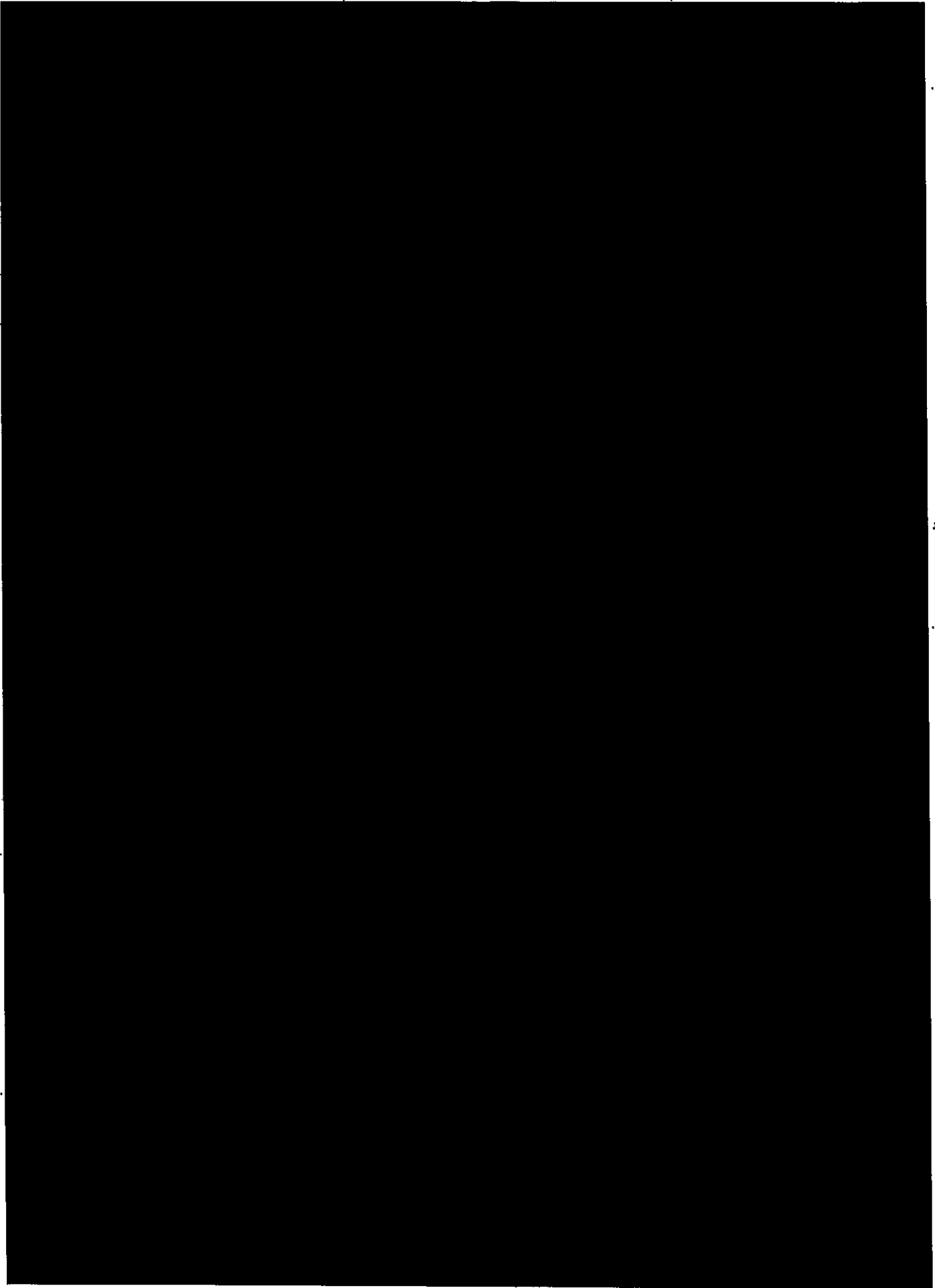
事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地
当該申請に係るじん肺管理区分決定対象者数		
添付資料	1 エックス線写真 枚 2 じん肺健康診断の結果を証明する書面 枚 3 その他の参考資料	
じん肺法第十五条の規定 に基づく申請の場合	申請者は、上記事業場において、じん肺法施行規則第2条に定める粉じん作業に常時従事する であることに相違ありません。 平成 年 月 日 職 事業者 氏 名	
事業者への通知の可否		
平成 年 月 日 郵便番号 住 所 申請者 電 話 氏 名 労働局長殿		

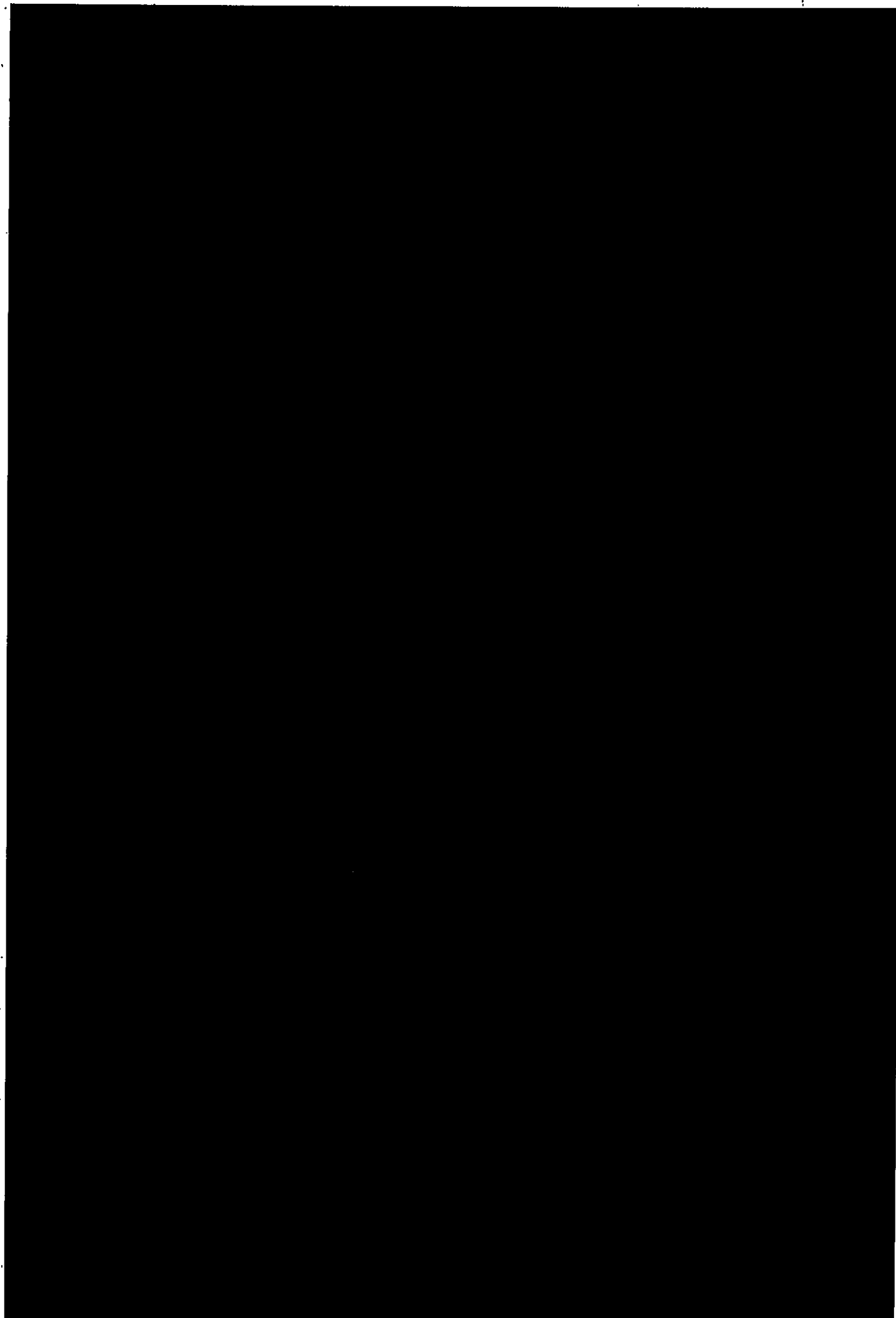
備考

- 「事業の種類」、「事業場の名称」及び「事業場の所在地」の欄は、申請者が常時粉じん作業に従事者である場合は、その所属事業場について、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった場合は、常時粉じん作業に従事した最終の事業場について記入すること。
- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合には、「事業者への通知の可否」の欄に、事業者証明を行った事業者あてにじん肺管理区分決定結果を通知することの可否を記入すること。ただし、申請者がその事業者に現に使用されている労働者である場合には、記入しないこと。
- 「じん肺法第十五条の規定に基づく申請の場合」の欄の「事業者」及び「申請者」は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

□ 新たに追加された指標等

[REDACTED]





CR撮像表示条件確認表

申請者名

撮影日

		審査受付条件	申請者の 撮影表示条件
撮 影 条 件			
撮影条件	電 圧 [kV]	110~140	
	焦点被写体間距離[cm]	180~200	
装置等	(1)グリッド		
	高密度グリッド使用で撮影電圧が120[kV]前後	格子比 12:1	
	上記以上の撮影電圧	格子比 14:1	
	(2)空間分解能(画素数)		
	フィルムサイズがフルサイズ(半切)の場合、イメージングプレート読み取り画素数[pixel]	3500×3500以上	
画 像 処 理 条 件			
階調処理	肺野部の最高濃度	1.6~2.0程度	
周波数処理	低空間周波数(0周波数)成分に対して高周波成分(0.2cycle/mm以上)におけるレスポンス(なお、濃度に応じて周波数応答を変化させる場合であっても、右記範囲内であること。)	1.0~1.2倍程度	
そ の 他			
富士フィルム ①	回転量(GA)	0.9~1.0	
	階調シフト(GS)	-0.2~-0.1	
	周波数強調度(RE)	0.0~0.2	
	周波数ランク(RN)	4	
富士フィルム ②	回転量(GA)	0.9~1.0	
	階調シフト(GS)	-0.2~-0.1	
	周波数強調度(RE/MRE)	0.0~0.2/0	
	周波数ランク(RN/MRB)	4/0	
	DRN/MDB	2/A	
	DRT/MDT	B/B	
	DRE/MDE	0.0~0.6/0.0~0.6	
コニカミノルタ エムジ①	肺野濃度	1.6~1.8	
	強調度	0.1~0.3	
	マスクサイズ	7	
	LUT	THX-2	
コニカミノルタ エムジ②	肺野濃度	1.6~1.8	
	HEタイプ	HE-STANDARD2	
	HE強調度(低濃度側強調)	0.00~0.30	
	HE強調度(高濃度側強調)	0.00	
	HFタイプ	HF-STANDARD5	
	HF強調度(低濃度側強調)	0.00	
	HF強調度(高濃度側強調)	0.00~0.30	
	LUT	THX-2	

ケアストリー ムヘルス	Density Shift	-0.3			
	Contrast Factor	1.6~1.8			
	Matrix Size	35~75			
	High Density Boost	0.05~0.1			
	Low Density Boost	0.00~0.05			
ケアストリー ムヘルス	※	①	②	③	④
	Brightness	6	6	6	7
	Latitude	-4~2	-4~2	-6	-5
	Detail Contrast	-7	-8	-6	-6

※①~④いずれかの条件を満たす必要がある。例えば①の
条件で提出した場合、Brightness 6 Latitude -4 Detail
Contrast -7である必要がある。

判 定 (

確認年月日 (年 月 日)

OR 撮像表示条件確認表

申請者名

撮影日

比較読影に用いた写真(いずれかに○)

- () じん肺標準エックス線写真集(平成23年3月)電子媒体版
 () じん肺標準エックス線フィルム(昭和53年)

撮影条件

	審査受付条件	申請者の撮像表示条件
電圧	110~140 [kV]	
焦点被写体間距離	180~200 [cm]	
グリッド	高密度グリッド使用で撮影電圧が 120[kV]前後の時は格子比 12:1 上記以上の撮影電圧の時は格子比 14:1 とすること	
空間分解能 (画素数)	フィルムサイズがフルサイズ(半切)の場合 イメージングプレート読み取り画素数 3500×3500 [pixel] 以上とすること	

画像処理条件

	審査受付条件	申請者の撮像表示条件
階調処理	肺野部の最高濃度を 1.6~2.0 程度とすること	
周波数処理	低空間周波数(0 周波数)成分に対して高周波成分(0.2cycle/mm 以上) におけるレスポンスを 1.0~1.2 倍程度とすること (なお、濃度に応じて周波数応答を変化させる場合であっても、 上記範囲内であること。)	

メーカー毎画像処理条件(50 音順)

メーカー	パラメータ	撮像表示条件	申請者の撮像表示条件
ケアストリーム ヘルス①	Density Shift	-0.3	
	Contrast Factor	1.6~1.8	
	Matrix Size	35~75	
	High Density Boost	0.05~0.1	
	Low Density Boost	0~0.05	

ケアストリーム ヘルス②	※	ア	イ	ウ	エ	ア・イ・ウ・エ (該当に○)
	Brightness	6	6	6	7	
	Latitude	-4	-4	-6	-5	
	Detail Contrast	-7	-8	-6	-6	

※ア~エいずれかの条件を満たす必要がある。例えばアの条件の場合、Brightness 6、Latitude -4、Detail Contrast -7 である必要がある。

コニカミノルタ①	肺野濃度	1.6~1.8	
	強調度	0.1~0.3	
	マスクサイズ	7	
	LUT	THX-2	

コニカミノルタ②	肺野濃度 (H)	1.6~1.8	
	HE タイプ	HE-STANDARD2	
	HE 強調度 (低濃度側強調)	0.00~0.30	
	HE 強調度 (高濃度側強調)	0.00	
	HF タイプ	HF-STANDARD5	
	HF 強調度 (低濃度側強調)	0.00	
	HF 強調度 (高濃度側強調)	0.00~0.30	
	LUT	THX-2	

メーカー	パラメータ	撮像表示条件	申請者の撮像表示条件
富士フイルム①	GA(回転量)	0.9~1.0	
	GS(階調シフト)	-0.2~-0.1	
	RN(周波数ランク):	4	
	RE(周波数強調度)	0.0~0.2	
富士フイルム②	GA(回転量)	0.9~1.0	
	GS(階調シフト)	-0.2~-0.1	
	RN/MRB(周波数ランク)	4/C	
	RE/MRE(周波数強調度)	0.0~0.2/0	
	DRN/MDR	2/A	
	DRT/MDT	B/B	
	DRE/MDE	0.0~0.6/0.0~0.6	

確認日 (年 月 日)

判定 ()

じん肺健康管理台帳

労働局

整理番号

氏名

生年月日

住所

TEL

粉じん

事業場名

所在地

じん肺健康診断の結果

じん肺診査経過
処理番号

決定
年月日

申請区分

粉じん作
業号別

経験年数

じん肺
管理区分

エックス線
写像の値

肺機能の障害

かかっている
合併症の名称

療養の
要否

症状
確認日

検索結果（個人情報）

総件数

個人情報

対象者氏名

(ﾌﾘｶﾞﾅ)

性別

生年月日

年齢

電話番号

健康管理手帳番号

住所

管理区分決定歴情報

決定年月日	受付番号	決定局	根拠条文	健康診断実施機関	管理区分	P	R	F	合併症	症状確認日	陽性・ 陰性の別	指導年月日	作業転換年月日	作業転換実施 通知書報告年月日	作業転換合意 報告書報告年月日	作業転換 指示年月日	再・追加検査物件 提出命令年月日
-------	------	-----	------	----------	------	---	---	---	-----	-------	-------------	-------	---------	--------------------	--------------------	---------------	---------------------

粉じん作業歴情報

事業場名	管轄局	業種	粉じん作業種類	粉じん作業従事期間計
------	-----	----	---------	------------

労働局長 殿

地方じん肺診査医

じん肺管理区分の決定について

平成 年 月 日実施した標記について、下記の者に係る診査結果を報告する。

記

じん肺診査対象者リスト

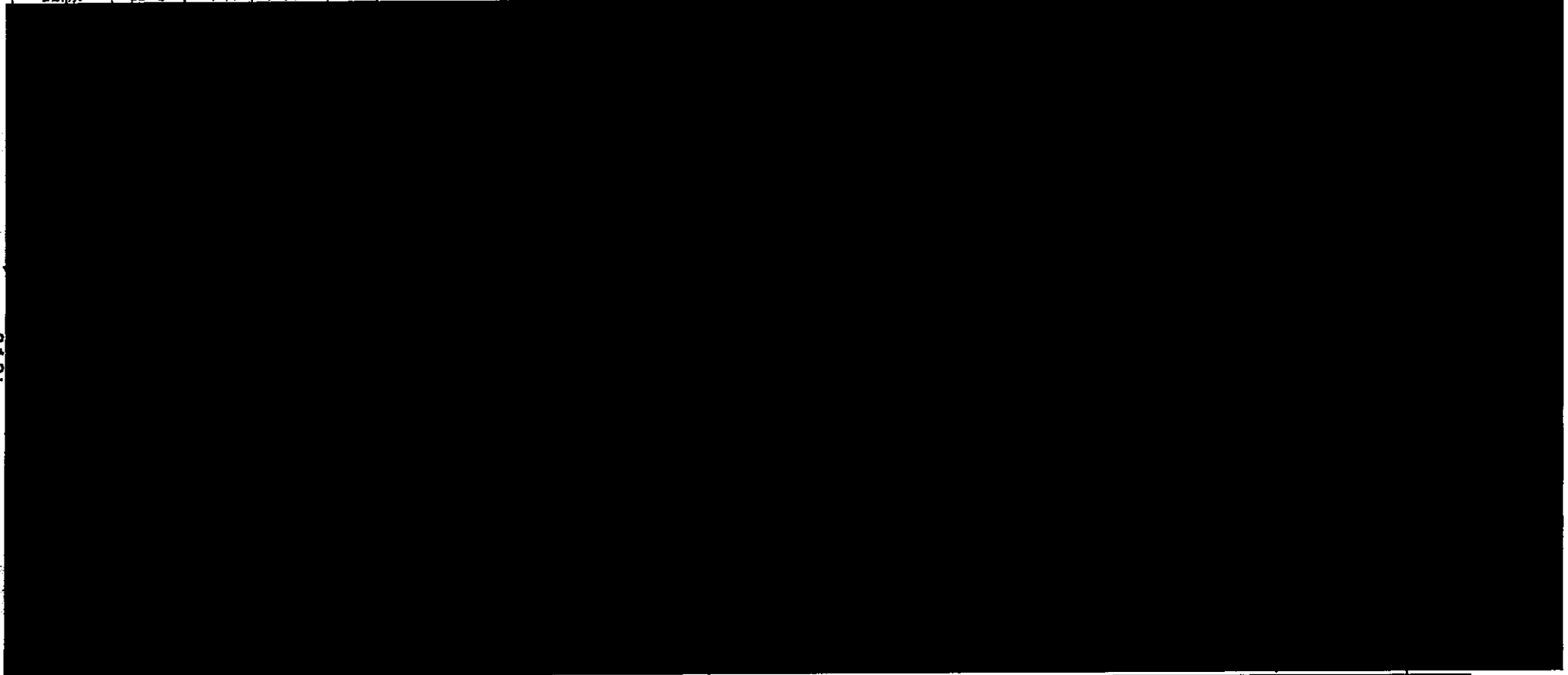
労働局

X線	番号	申請者氏名	健診機関名	経過	診査結果	備考

平成 年 月 日 診査を行った結果は、診査結果欄に記載のとおりです。 地方じん肺診査医

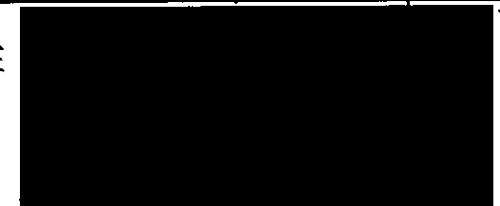
じん肺診査対象者リスト


 労働局

X線	番号	申請者氏名	健診機関名	経過	診査結果	備考
						

-212-

平成  年  月  日 診査を行った結果は、診査結果欄に記載のとおりです。 地方じん肺診査医



電話聴取書

相手方氏名等

電話番号

住所等

確認者

()

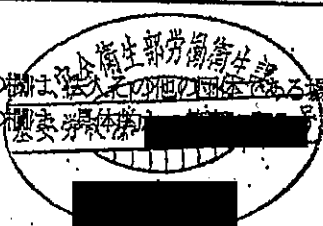
()

審 査 請 求 書

① 審査請求人の氏名、年齢及び住所		[Redacted]
審査請求に係る処分を受けた者の 氏名、年齢及び住所		
審査請求に係る処分		
審査請求に係る処分をした都道府県 労働局長		
審査請求に係る処分のあった年月日		
審査請求に係る処分のあったことを 知った年月日		
②		[Redacted]
審査請求の趣旨		
③		
審査請求の理由		[Redacted]
処分庁の教示		
		教示の内容
④ じん肺法第 19 条第 5 項の利害関係者 の氏名及び住所		
添 付 資 料	1 エックス線写真 2 じん肺健康診断の結果を証明する書面 3 その他の参考資料	枚 枚
平成 [] 年 [] 月 [] 日		
審査請求人氏名		
厚生労働大臣		

備 考

- ①及び④の欄は、本人以外の関係者である場合
- ②及び③の欄は、具体的な事項を記載するこ



第 基 収 労 第

号

平 成

年

月

日

じん肺管理区分決定通知書

殿

労働局

平成 年 月 日本職あて 提出 (申請) のあつたじん肺管理区分の決定に関する 提出 (申請) に基づき、

じん肺法 第13条第2項（同法第16条の2第2項において準用する場合を含む。）
 第15条第3項において準用する同法第13条第2項
 第16条第2項において準用する同法第13条第2項

の規定により下記のとおり

じん肺管理区分を決定したので通知します。

なお、この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。（決定があつた日から1年を経過した場合を除きます。）

また、この決定に対する取消訴訟は、この審査請求についての裁決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。（裁決があつた日から1年を経過した場合を除きます。）

なお、決定の取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

記

氏 名	住 所	じん肺 管 理 区 分	備 考			
			じん肺健康診断の結果			療養 の 要否
			エックス線 写真の像	肺機能 の障害	かかつて いる合併 症の名称	
以 下	余 白	管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR ₀ PR ₁ PR ₂ PR ₃ PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)	F (—) F (+) F (++)		要 否
		管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR ₀ PR ₁ PR ₂ PR ₃ PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)	F (—) F (+) F (++)		要 否

備考 「じん肺健康診断の結果」の欄の記号は、それぞれ次の意味を表すものであること。

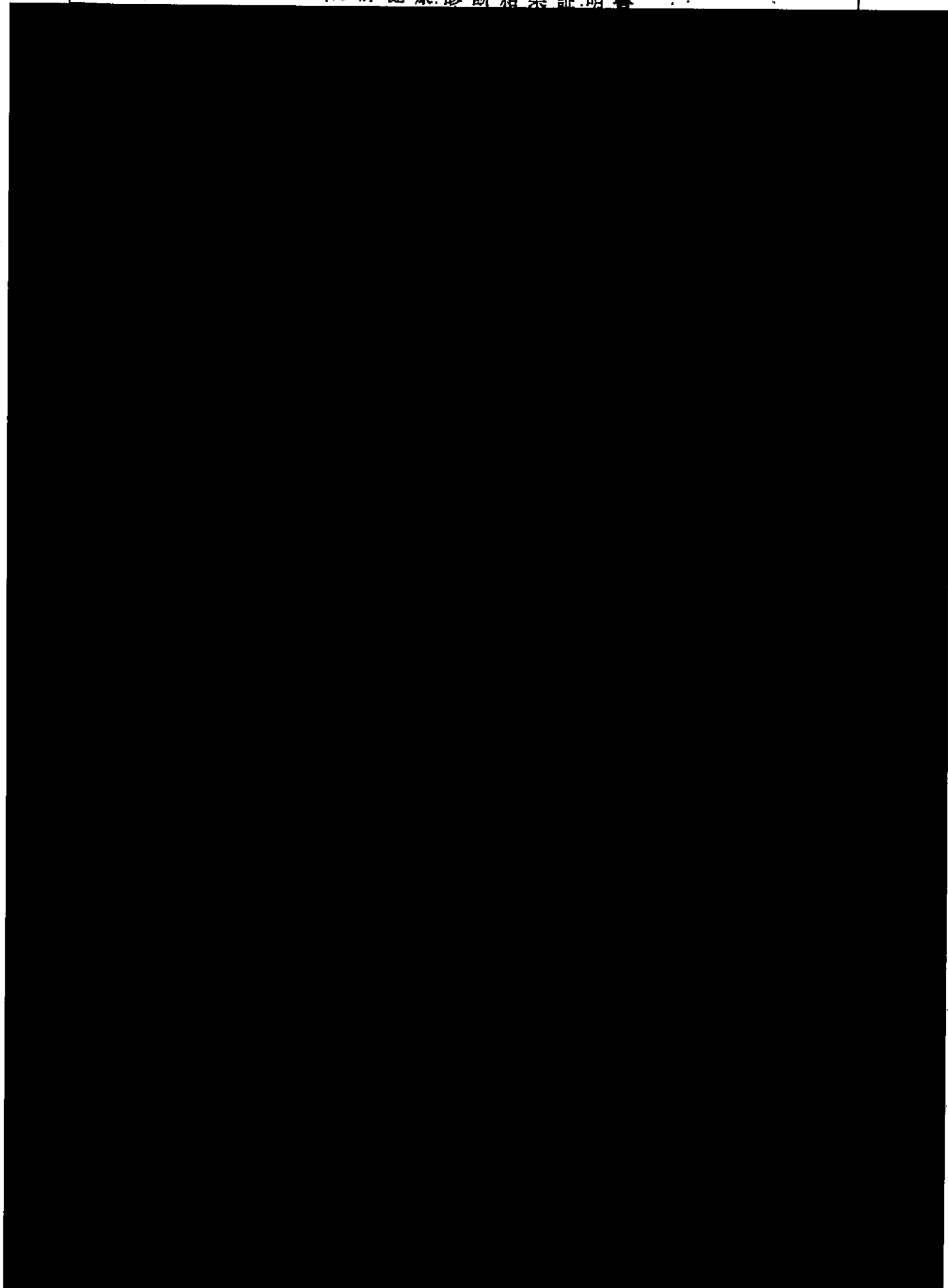
PR₀ じん肺の所見がない。PR₁ エックス線写真の像が第1型である。PR₂ エックス線写真の像が第2型である。PR₃ エックス線写真の像が第3型である。PR₄ (A, B) エックス線写真の像が第4型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のもの）である。PR₄ (C) エックス線写真の像が第4型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるもの）である。

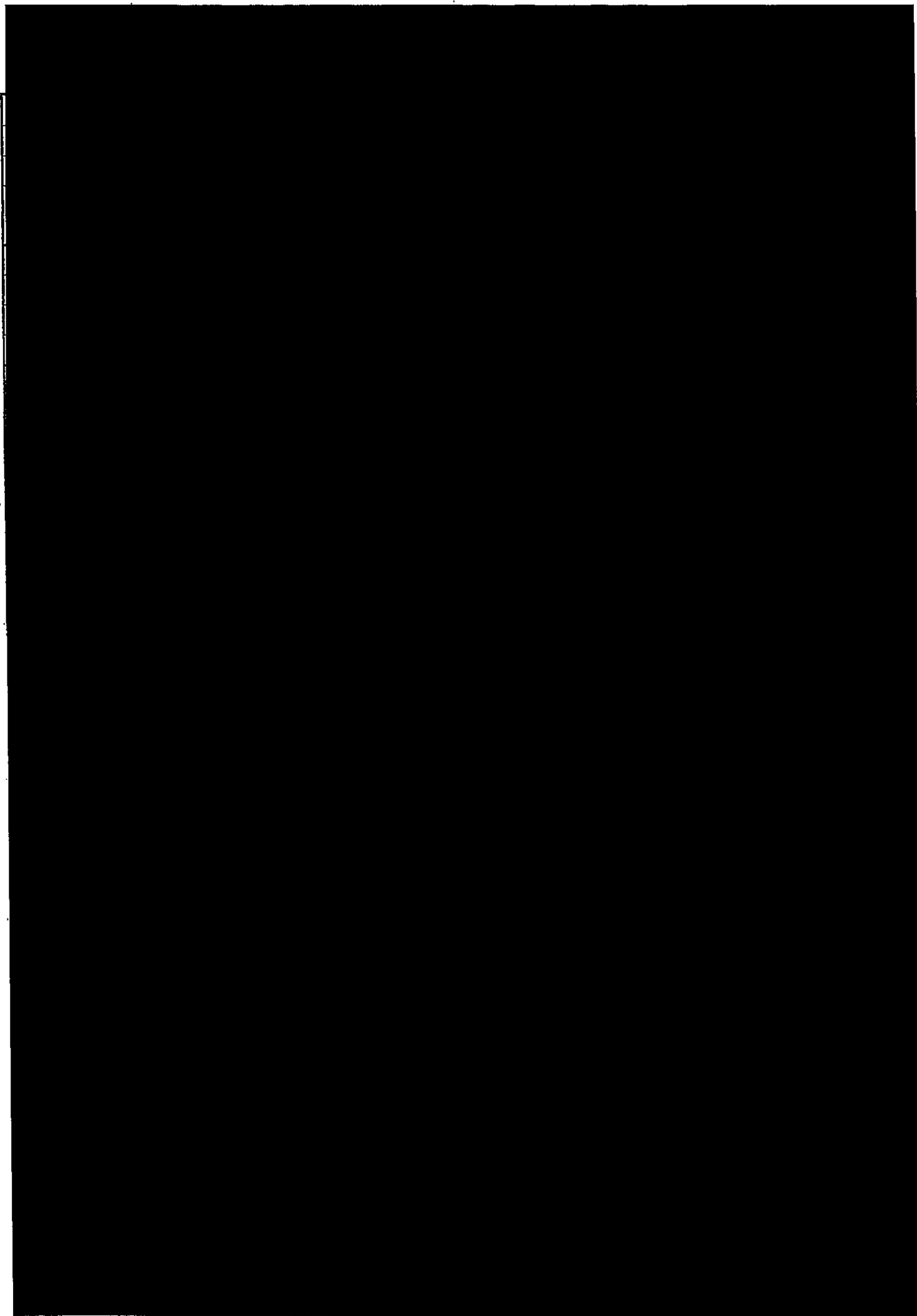
F (—) じん肺による肺機能の障害がない。

F (+) じん肺による肺機能の障害がある。

F (++) じん肺による著しい肺機能の障害がある。

じん肺健康診断結果証明書





the first of these is the fact that the system is not closed. The system is open to the environment, and this means that there is a constant exchange of matter and energy between the system and the environment. This exchange is essential for the system to maintain its structure and function. The second point is that the system is not static. The system is constantly changing, and this change is driven by the exchange of matter and energy with the environment. The third point is that the system is not homogeneous. The system is composed of many different parts, and these parts are not all the same. This heterogeneity is essential for the system to be able to adapt to its environment.

The fourth point is that the system is not isolated. The system is always interacting with its environment, and this interaction is essential for the system to be able to maintain its structure and function. The fifth point is that the system is not deterministic. The system is always changing, and this change is driven by the exchange of matter and energy with the environment. This means that the system is always evolving, and this evolution is essential for the system to be able to adapt to its environment.

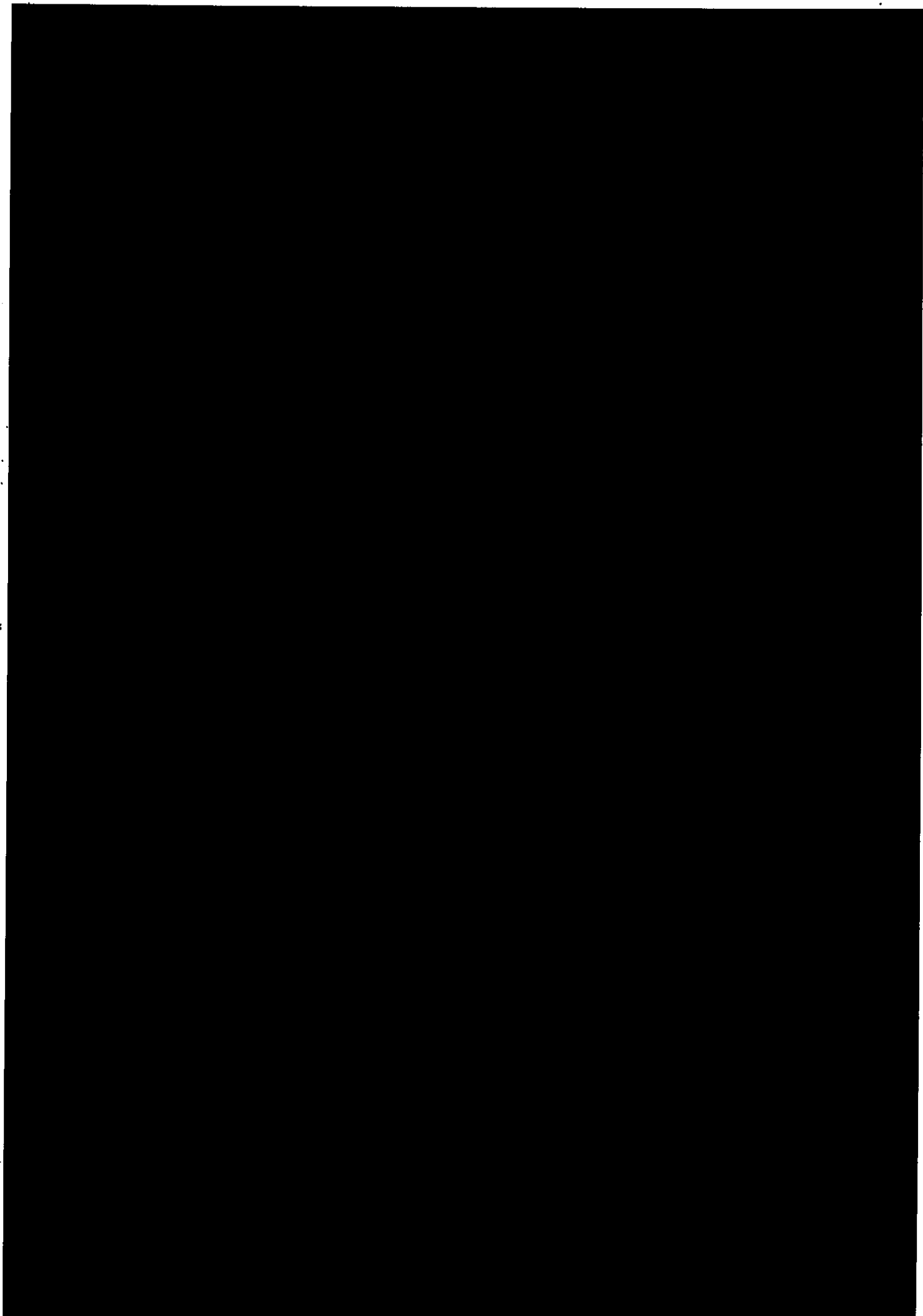
The sixth point is that the system is not linear. The system is always changing, and this change is driven by the exchange of matter and energy with the environment. This means that the system is always evolving, and this evolution is essential for the system to be able to adapt to its environment. The seventh point is that the system is not predictable. The system is always changing, and this change is driven by the exchange of matter and energy with the environment. This means that the system is always evolving, and this evolution is essential for the system to be able to adapt to its environment.

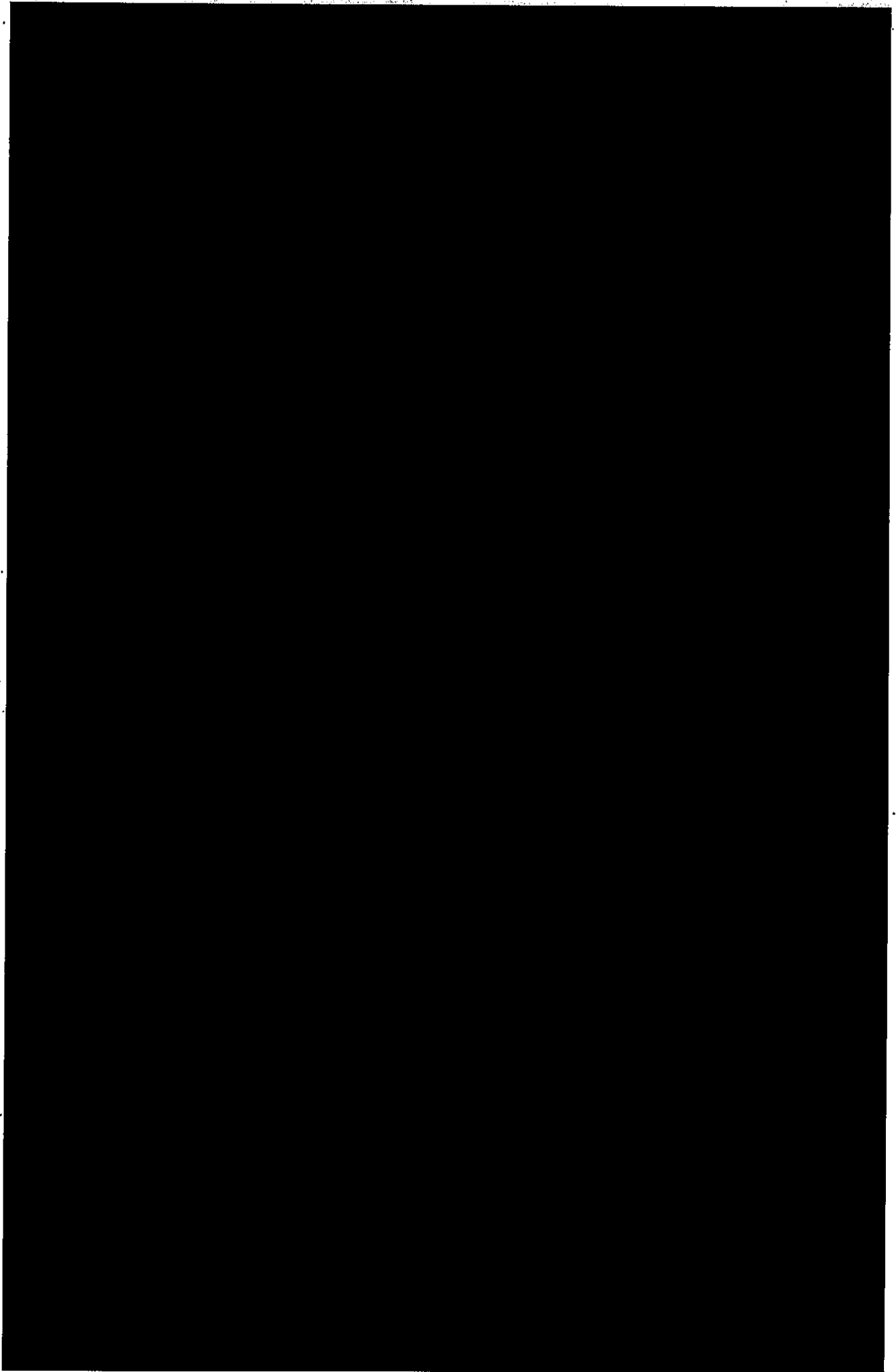
The eighth point is that the system is not stable. The system is always changing, and this change is driven by the exchange of matter and energy with the environment. This means that the system is always evolving, and this evolution is essential for the system to be able to adapt to its environment. The ninth point is that the system is not uniform. The system is always changing, and this change is driven by the exchange of matter and energy with the environment. This means that the system is always evolving, and this evolution is essential for the system to be able to adapt to its environment.

The tenth point is that the system is not constant. The system is always changing, and this change is driven by the exchange of matter and energy with the environment. This means that the system is always evolving, and this evolution is essential for the system to be able to adapt to its environment. The eleventh point is that the system is not fixed. The system is always changing, and this change is driven by the exchange of matter and energy with the environment. This means that the system is always evolving, and this evolution is essential for the system to be able to adapt to its environment.

The twelfth point is that the system is not rigid. The system is always changing, and this change is driven by the exchange of matter and energy with the environment. This means that the system is always evolving, and this evolution is essential for the system to be able to adapt to its environment. The thirteenth point is that the system is not inflexible. The system is always changing, and this change is driven by the exchange of matter and energy with the environment. This means that the system is always evolving, and this evolution is essential for the system to be able to adapt to its environment.

The fourteenth point is that the system is not unchanging. The system is always changing, and this change is driven by the exchange of matter and energy with the environment. This means that the system is always evolving, and this evolution is essential for the system to be able to adapt to its environment.





地方じん肺診査医の意見書

平成 年 月 日に撮影した のエックス線写真審査の結果で、

に至った理由を下記のとおり述べる。

記

地方じん肺診査医の意見書

平成 年 月 日に撮影した のエックス線写真審査の結果で、

に至った理由を下記のとおり述べる。

記

検索結果（個人情報）

総件数

個人情報

対象者氏名	性別	生年月日	年齢	電話番号
(7桁)	健康管理手帳番号			
住所				

管理区分決定歴情報

決定年月日	受付番号	決定局	組織 区分	健康診断実施機関	管理区分	PR	F	合併症	症状確認日	健康 促進の別	指導年月日	作業転換年月日	作業転換実施 通知書報告年月日	作業転換合意 報告書報告年月日	作業転換 指示年月日	再・追加検査物件 提出命令年月日

粉じん作業歴情報

事業場名	管轄局	業種	粉じん作業種類	粉じん作業従事期間計

検索結果（個人情報）

個 人 情 報																
対象者氏名											性別	生年月日		年齢	電話番号	
(フリガナ)											健康管理手帳番号					
住 所																
管 理 区 分 決 定 歴 情 報																
決定年月日	受付番号	決定局	根拠 条文	健康診断実施機関	管理区分	PR	F	合併症	症状確認日	助剤・ 促進の別	指導年月日	作業転換年月日	作業転換実施 通知書報告年月日	作業転換合意 報告書報告年月日	作業転換 指示年月日	再・追加検査物件 提出命令年月日
粉 じ ん 作 業 歴 情 報																
事業場名					管轄局		業種			粉じん作業種類				粉じん作業従事期間計		

労働基準

平成 年 月 日

号
日

じん肺管理区分決定通知書

殿

労働局

平成 年 月 日本職あて 提出
(申請) のあつたじん肺管理区分の決定に関する 提出
(申請) に基づき、

じん肺法 第13条第2項（同法第16条の2第2項において準用する場合を含む。）
第15条第3項において準用する同法第13条第2項
第16条第2項において準用する同法第13条第2項 の規定により下記のとおり

じん肺管理区分を決定したので通知します。
 なお、この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（決定があつた日から1年を経過した場合を除きます。）。
 また、この決定に対する取消訴訟は、この審査請求についての裁決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（裁決があつた日から1年を経過した場合を除きます。）。
 なお、決定の取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

記

氏 名	住 所	じん肺 管 理 区 分	備 考			
			じん肺健康診断の結果			療養 の 要 否
			エックス線 写真の像	肺機能 の障害	かかっ てい る合 併 症の 名称	
以 下	余 白	管理1	PR ₀	F (—)		要 否
		管理2	PR ₁	F (—)		
		管理3イ	PR ₂	F (+)		
		管理3ロ	PR ₃	F (++)		
		管理4	PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)			
		管理1	PR ₀	F (—)		要 否
		管理2	PR ₁	F (—)		
		管理3イ	PR ₂	F (+)		
		管理3ロ	PR ₃	F (++)		
		管理4	PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)			

備考 「じん肺健康診断の結果」の欄の記号は、それぞれ次の意味を表すものであること。

PR₀ じん肺の所見がない。PR₁ エックス線写真の像が第1型である。PR₂ エックス線写真の像が第2型である。PR₃ エックス線写真の像が第3型である。PR₄ (A, B) エックス線写真の像が第4型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のもの）である。PR₄ (C) エックス線写真の像が第4型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるもの）である。

F (—) じん肺による肺機能の障害がない。

F (+) じん肺による肺機能の障害が228—

F (++) じん肺による著しい肺機能の障害がある。

じん肺管理区分決定申請書

事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地
当該申請に係るじん肺管理区分決定対象者数		
添付資料	1 エックス線写真 2 じん肺健康診断の結果を証明する書面 3 その他の参考資料	
じん肺法第十五条の場合 申請者は、上記事業場において、じん肺法施行規則第2条に定める粉じん作業に常時従事する	であることに相違ありません。 年 月 日 事業者 職 氏 名	
通知の承諾 事業者への		

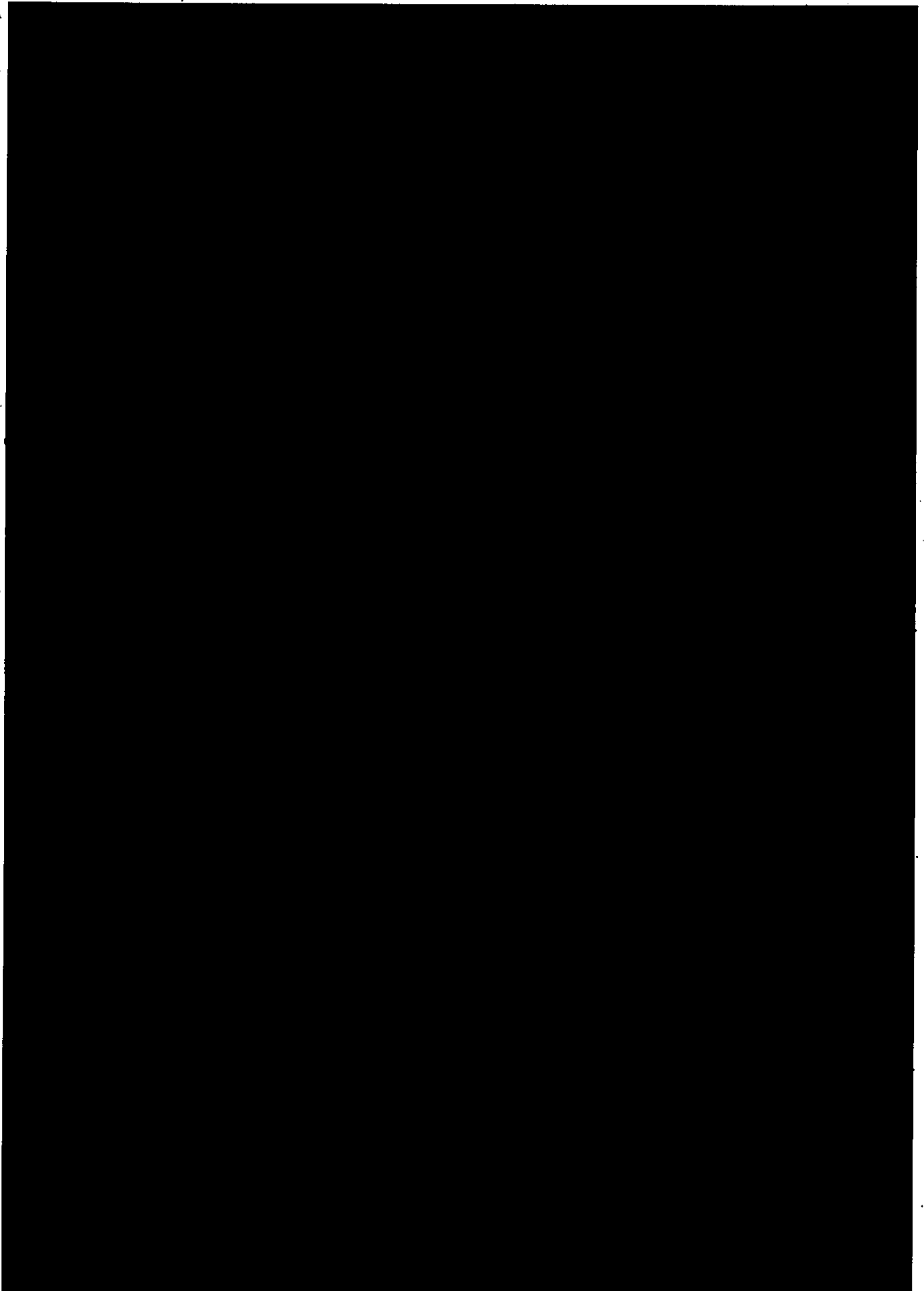
郵便番号 () 電話 ()

住所 申請者 氏 名

労働局長殿

- 「事業の種類」、「事業場の名称」及び「事業場の所在地」の欄は、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者である場合は、その所属事業場について、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であつた者である場合は、常時粉じん作業に従事した最終の事業場について記入すること。
- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であつた者である場合には、「事業場の名称」の欄に、事業者証明を行つた事業者あてにじん肺管理区分決定結果を通知すること。ただし、申請者がその事業場に現に使用されている労働者でないこと。
- 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

じん肺健康診断結果証明書



審 査 請 求 書

① 審査請求人の氏名、年齢及び住所		
審査請求に係る処分を受けた者の氏名、年齢及び住所		
審査請求に係る処分		
審査請求に係る処分をした都道府県労働局長		
審査請求に係る処分のあった年月日		
審査請求に係る処分のあったことを知った年月日		
② 審査請求の趣旨		
③ 審査請求の理由		
処 分 庁 の 教 示	教示の内容	
④ じん肺法第19条第5項の利害関係者の氏名及び住所		
添付資料	1. エックス線写真	枚
	2. じん肺健康診断の結果を証明する書面	枚
	3. その他の参考資料	
年 月 日 審査請求人氏名 厚生労働大臣 殿		

備考

- ①及び④の欄は、法人その他の団体である場合には、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- ②及び③の欄は、具体的かつ簡潔に記入すること。



じん肺健康診断結果証明書

第 号
平 成 年 月 日

じん肺管理区分決定通知書

殿

労働局

平成 年 月 日本職労 [提出] のあつたじん肺管理区分の決定に関する [申請] に基づき、

じん肺法 第13条第2項（同法第16条の2第2項において準用する場合を含む。）
第15条第3項において準用する同法第13条第2項
第16条第2項において準用する同法第13条第2項 の規定により下記のとおり

じん肺管理区分を決定したので通知します。
なお、この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（決定があつた日から1年を経過した場合を除きます。）
また、この決定に対する取消訴訟は、この審査請求についての裁決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（裁決があつた日から1年を経過した場合を除きます。）
なお、決定の取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

記

氏 名	住 所	じん肺 管 理 区 分	備 考			療養 の 要否
			じん肺健康診断の結果			
			エックス線 写真の像	肺機能 の障害	かかつて いる合併 症の名称	
以 下	余 白	管理1	PR ₀	F (—)		要 否
		管理2	PR ₁	F (—)		
		管理3イ	PR ₂	F (+)		
		管理3ロ	PR ₃	F (++)		
		管理4	PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)			
		管理1	PR ₀	F (—)		要 否
		管理2	PR ₁	F (—)		
		管理3イ	PR ₂	F (+)		
		管理3ロ	PR ₃	F (++)		
		管理4	PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)			

備考 「じん肺健康診断の結果」の欄の記号は、それぞれ次の意味を表すものであること。

- PR₀ じん肺の所見がない。
- PR₁ エックス線写真の像が第1型である。
- PR₂ エックス線写真の像が第2型である。
- PR₃ エックス線写真の像が第3型である。
- PR₄ (A, B) エックス線写真の像が第4型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のもの）である。
- PR₄ (C) エックス線写真の像が第4型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるもの）である。
- F (—) じん肺による肺機能の障害がない。
- F (+) じん肺による肺機能の障害がある。
- F (++) じん肺による著しい肺機能の障害がある。

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

地方じん肺診査医

氏名

意見書

の審査請求に係る地方じん肺診査医の意見は、下記のとおりである。

記

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

地方じん肺診査医

氏名

意見書

の審査請求に係る地方じん肺診査医の意見は、下記のとおりである。

記

(提出又は申請の区分)

じん肺診査状況

番号	受付 番号	受付 年月日	業 種	事業場名 (住所)	氏名 (生年月日) (住所)	粉じん作業 の内 (従事年数)	申請等の内容				診査結果				資料返還 年月日	管理区分 決定年月	備考		
							決定履歴(右側から新しい情報を表示)				今回の申請		所見等 (合併症)	再診の 意見				再診の 意見	再診の 意見
							内容	内容	内容	備考	医療機関等 (名称)	(住所)							
1																			
2																			
3																			
4																			
				以		()	下			余					白				
						()													
						()													
						()													
						()													
備考																			

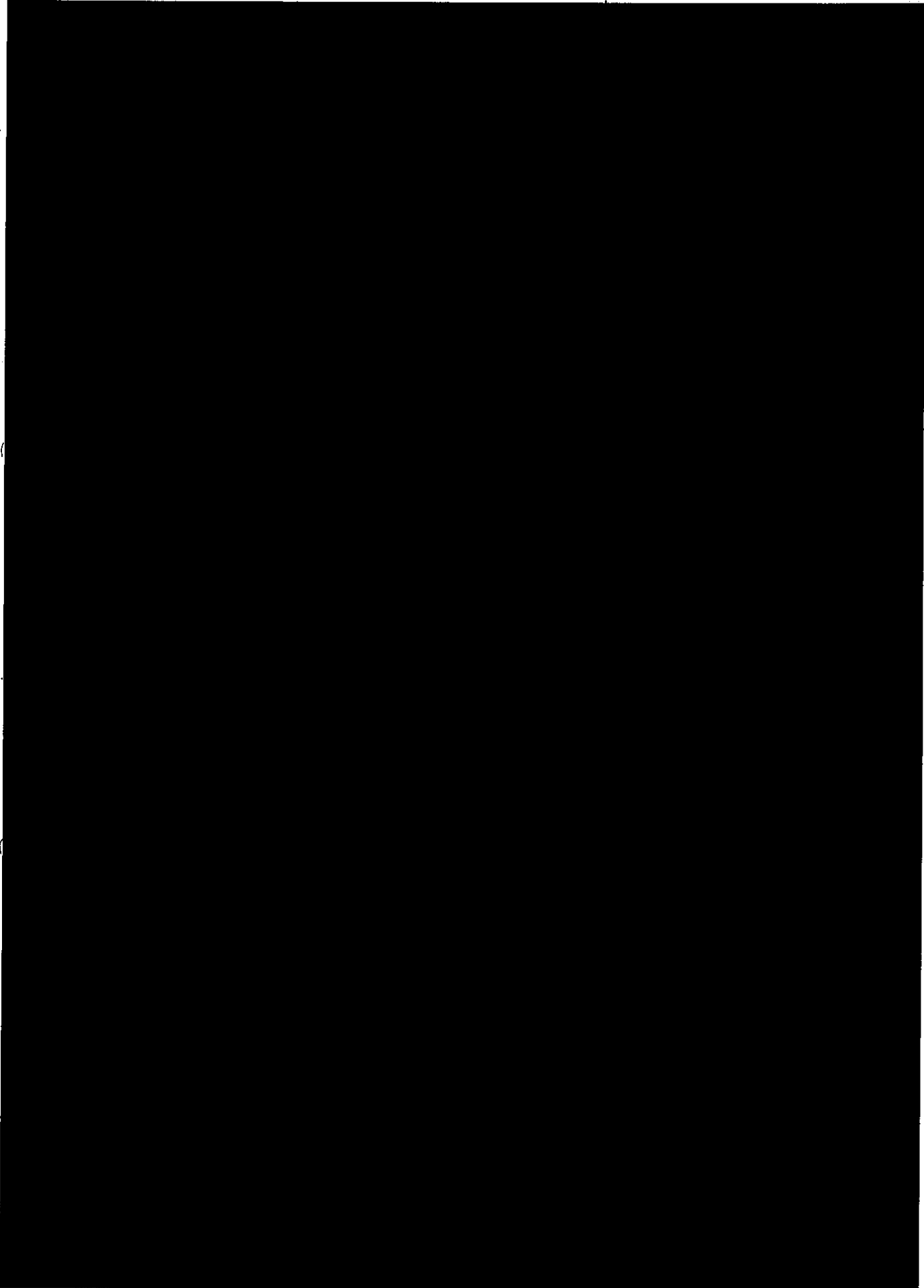
診査を行った結果は、診査結果欄に記載のとおりです。

じん肺診査医

じん肺管理区分決定申請書

事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地
[Redacted]		
当該申請に係るじん肺管理区分決定対象者数 [Redacted]		
添付資料	1 エックス線写真 2 じん肺健康診断の結果を証明する書面 3 その他の参考資料 [Redacted]	枚 枚
基づく申請の場合 じん肺法第十五条の規定に	申請者は、上記事業場において、じん肺法施行規則第2条に定める粉じん作業に常時従事する [Redacted] であることに相違ありません。 [Redacted] 年 [Redacted] 月 [Redacted] 日 職 [Redacted] 事業者氏名 [Redacted]	
事業者への通知の可否	[Redacted]	
[Redacted] 年 [Redacted] 月 [Redacted] 日 郵便番号 [Redacted] 住所 [Redacted] 申請者氏名 [Redacted] 労働局長 殿		

- 備考 1 「事業の種類」、「事業場の名称」及び「事業場の所在地」の欄は、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者である場合は、その所属事業場について、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合は、常時粉じん作業に従事した最終の事業場について記入すること。
- 2 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 3 申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合には、「事業者への通知の可否」の欄に事業者証明を行った事業者あてにじん肺管理区分決定結果を通知することの申請者がその事業者に現に使用されている労働者である場合には記入しない。
- 4 「じん肺法第十五条の規定に基づく申請の場合」の欄の「事業者」及び「印」することに代えて、署名することができる。



施行注意

種類

局 号 欄	立案	年	月	日
	決裁	年	月	日
	施行	年	月	日
	公印	保存種別		
	立案担当者職氏名印			

標 題

じん肺管理区分決定について

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

(伺 い)

[REDACTED] から提出のあった標記について、地方じん肺診査医 [REDACTED]
[REDACTED] の意見に基づいて、別案１「じん肺管理区分決定通知書」のとおり決定
し通知してよろしいかお伺いいたします

なお、御高裁のうえは、別案２により [REDACTED] 労働局長あて決定通知書の写を
添えて通知してよろしいかと併せてお伺いいたします。

労働局

(提出又は申請の区分)

じん肺診査状況

受付番号	受付年月日	業	事業場名 (住所)	氏名 (生年月日 住所)	粉じん作業 の内容 (従事年数)	申請等の内容				診査結果				資料返還 年月日	管理区分 決定年月	備考
						決定履歴 (右側から新しい情報を表示)	今回の申請			所見等 (合併症)	再検査等 の意見	結果 の意見	備考			
			以		()	下				余				白		
備考																

■年■月■日 診査を行った結果は、診査結果欄に記載のとおりです。
じん肺診査医

(条)

労働基準法

平成 年 月 日

号
日

じん肺管理区分決定通知書

殿
ふ

労働局長

平成 年 月 日本職あて [提出
(申請)] のあつたじん肺管理区分の決定に関する [提出
(申請)] に基づき、

じん肺法 第13条第2項（同法第16条の2第2項において準用する場合を含む。）
 第15条第3項において準用する同法第13条第2項
 第16条第2項において準用する同法第13条第2項

の規定により下記のとおり

じん肺管理区分を決定したので通知します。

なお、この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（決定があつた日から1年を経過した場合を除きます。）。

また、この決定に対する取消訴訟は、この審査請求についての裁決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（裁決があつた日から1年を経過した場合を除きます。）。

なお、決定の取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

記

氏 名	住 所	じん肺 管 理 区 分	備 考			
			じん肺健康診断の結果			療養 の 要 否
			エックス線 写真の像	肺機能 の障害	かかつて いる合併 症の名称	
以 下	余 白	管理1	PR ₀	F (—)		要 否
		管理2	PR ₁	F (—)		
		管理3イ	PR ₂	F (+)		
		管理3ロ	PR ₃	F (++)		
		管理4	PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)			
		管理1	PR ₀	F (—)		要 否
		管理2	PR ₁	F (—)		
		管理3イ	PR ₂	F (+)		
		管理3ロ	PR ₃	F (++)		
		管理4	PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)			

備考 「じん肺健康診断の結果」の欄の記号は、それぞれ次の意味を表すものであること。

PR₀ じん肺の所見がない。PR₁ エックス線写真の像が第1型である。PR₂ エックス線写真の像が第2型である。PR₃ エックス線写真の像が第3型である。PR₄ (A, B) エックス線写真の像が第4型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のもの）である。PR₄ (C) エックス線写真の像が第4型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるもの）である。

F (—) じん肺による肺機能の障害がない。

F (+) じん肺による肺機能の障害がある。

F (++) じん肺による著しい肺機能の障害がある。

平成 年 月 日

労働局長 殿
あて

労働局長
(公印省略)

じん肺管理区分の決定について

標記について、貴局管内事業場を最終事業場とする下記の者よりじん肺法第15条第1項の規定に基づく申請があり、別紙「じん肺管理区分決定通知書」(写)のとおり決定しましたので、関係資料を送付します。

記

- 1 申請者氏名
- 2 最終粉じん事業場
- 3 所在地

じん肺管理区分決定申請書	
事業の種類	事業場の名称
事業場の所在地	
当該申請に係るじん肺管理区分決定対象者数	
添付資料	1 エックス線写真 枚 2 じん肺健康診断の結果を証明する書面 枚 3 その他の参考資料
じん肺法第15条の規定に基づく申請の場合	申請者は、上記事業場において、じん肺法施行規則第2条に定める粉じん作業に 常時従事する であることに相違ありません。 年 月 日 事業者 氏名
事業者への通知の可否	

郵便番号

住所

申請者

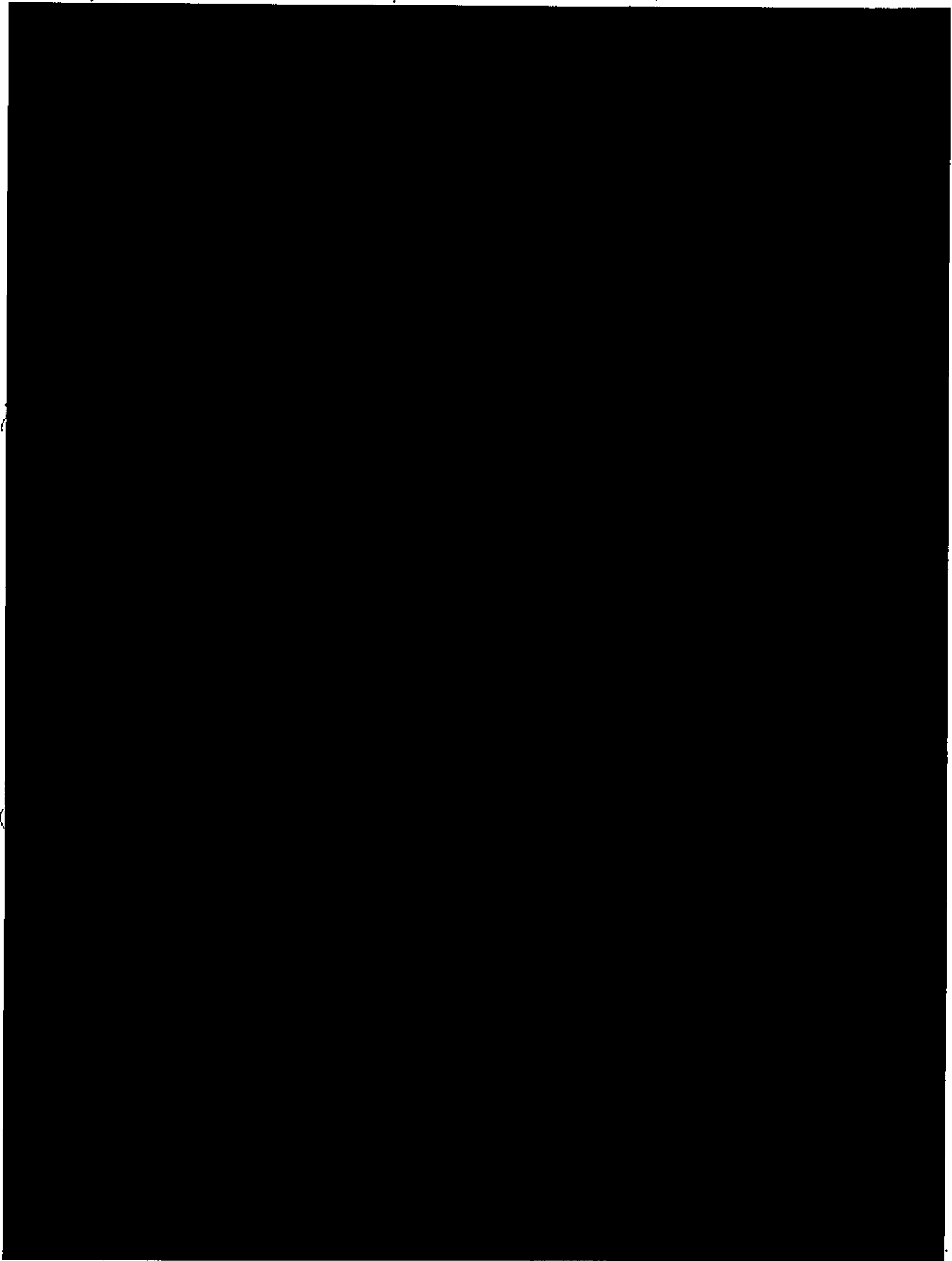
電話

氏名

労働局長 殿

(備考)

- 「事業の種類」、「事業場の名称」及び「事業場の所在地」の欄は、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者である場合は、その所属事業場について、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合は、常時粉じん作業に従事した最終の事業場について記入すること。
- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合には、「事業者への通知の可否」の欄に、事業者証明を行った事業者あてにじん肺管理区分決定結果を通知することの可否を記入すること。ただし、申請者がその事業場に現に使用されている労働者である場合には記入しないこと。
- 「じん肺法第十五条の規定に基づく申請の場合」の欄の「事業者」及び「申請者」は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。



じん肺健康診断結果証明書

備考 第十条第二項の規定によりたんに関する検査及びエックス線特殊撮影による検査以外の検査を省略したときは、当該省略した検査に係る欄の記入を要しないこと。

施 行 注 意



[REDACTED]

局	号	欄	立案	年	月	日		
			決裁	年	月	日		
			施行	年	月	日	印	
			公印				保存 種別	
			立案担当者職氏名印					

じん肺管理区分決定について

(同. い)

から提出のあった標記について、地方じん肺診査医、
の意見に基づいて、別案1「じん肺管理区分決定通知書」のとおり決
定し通知してよろしいかお伺いいたします

なお、御高裁のうえは、別案2により [] 労働局長、別案3により粉じん
作業証明事業者あて決定通知書の写を添えて通知してよろしいか併せてお伺
いいたします。

・ 勞 働 局

(提出又は申請の区分)

じん肺診査状況

番号	受付 番号	受付 年月日	業 種	事業場名 (住所)	氏名 (生年月日) (住所)	粉じん作業 の内 容 (従事年数)	申請等の内容					診査結果				資料返還 年月日	管理区分 決定年月	備考
							決定履歴(右側から新しい情報を表示)			今回の申請		所見等 (合併症)	再検査 の有無	検査 項目	検査 結果			
							内容	内容	内容	備考	医師検印等							
I																		
				以		()	下				余				白			
						()												
						()												
						()												
						()												
						()												
						()												
備考																		

〇〇年〇月〇日 診査を行った結果は、診査結果欄に記載のとおりです。
じん肺診査医



じん肺管理区分決定通知書



労働局長

平成 年 月 日本職労 [提出申請] のあつたじん肺管理区分の決定に関する [提出申請] に基づき、

じん肺法 第13条第2項 (同法第16条の2第2項において準用する場合を含む。) 第15条第3項において準用する同法第13条第2項 第16条第2項において準用する同法第13条第2項 の規定により下記のとおり

じん肺管理区分を決定したので通知します。

なお、この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます (決定のあつた日から1年を経過した場合を除きます。)

また、この決定に対する取消訴訟は、この審査請求についての裁決を経た後に、国を被告として (訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます (裁決があつた日から1年を経過した場合を除きます。)

なお、決定の取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

記

氏 名	住 所	じん肺 管 理 区 分	備 考			
			じん肺健康診断の結果			療養 の 要否
			エックス線 写真の像	肺機能 の障害	かかつて いる合併 症の名称	
以 下	余 白	管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR ₀ PR ₁ PR ₂ PR ₃ PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)	F (—) F (+) F (++)		要 否
		管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR ₀ PR ₁ PR ₂ PR ₃ PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)	F (—) F (+) F (++)		要 否

備考 「じん肺健康診断の結果」の欄の記号は、それぞれ次の意味を表すものであること。

PR₀ じん肺の所見がない。

PR₁ エックス線写真の像が第1型である。

PR₂ エックス線写真の像が第2型である。

PR₃ エックス線写真の像が第3型である。

PR₄ (A, B) エックス線写真の像が第4型 (じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のもの) である。

PR₄ (C) エックス線写真の像が第4型 (じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるもの) である。

F (—) じん肺による肺機能の障害がない。

F (+) じん肺による肺機能の障害がある。

F (++) じん肺による著しい肺機能の障害がある。

労収基第
平成 年 月 日

労働局長 殿
(あて)

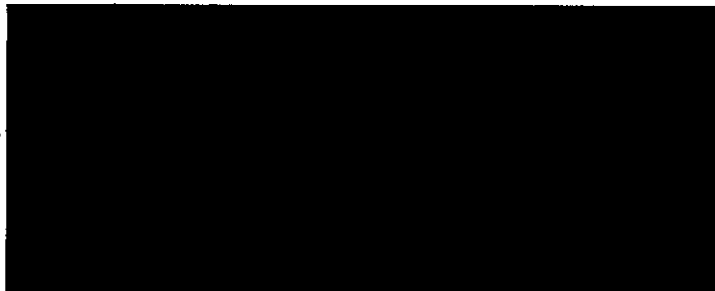
労働局長
(公印省略)

じん肺管理区分の決定について

標記について、貴局管内事業場を最終事業場とする下記の者よりじん肺法第15条第1項の規定に基づく申請があり、別紙「じん肺管理区分決定通知書」(写)のとおり決定しましたので、関係資料を送付します。

記

- 1 申請者氏名
- 2 最終粉じん事業場
- 3 所在地



ホ-ウ

第 〇 号の 〇
平成 〇 年 〇 月 〇 日

[Redacted]

〇 労働局長

じん肺管理区分の決定について

[Redacted]

じん肺管理区分決定申請書	
事業の種類	事業場の名称 事業場の所在地
[Redacted]	
当該申請に係るじん肺管理区分決定対象者数 [Redacted]	
添付資料	1 エックス線写真 [Redacted] 枚 2 じん肺健康診断の結果を証明する書面 [Redacted] 枚 3 その他の参考資料
基づく申請の場合 じん肺法第十五条の規定に	申請者は、上記事業場において、じん肺法施行規則第2条に定める粉じん作業に常時従事する [Redacted] であることに相違ありません。 [Redacted] 年 [Redacted] 月 [Redacted] 日 事業場 職 [Redacted] 氏名 [Redacted] 代表取締役 [Redacted]
事業者への通知の可否	[Redacted]
[Redacted] 郵便番号 [Redacted] 住所 [Redacted] 申請者 氏名 [Redacted] [Redacted] 労働局長 殿	

- 備考 1 「事業の種類」、「事業場の名称」及び「事業場の所在地」の欄は、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者である場合は、その所属事業場について、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合は、常時粉じん作業に従事した最終の事業場について記入すること。
- 2 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 3 申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合には、「事業者への通知の可否」の欄に、事業者証明を行った事業者あてにじん肺管理区分決定結果を通知することの可否を記入すること。ただし、申請者がその事業者に現に使用されている労働者である場合には記入しないこと。
- 4 「じん肺法第十五条の規定に基づく申請の場合」の欄の「事業者」及び「申請者」は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

じん肺健康診断結果証明書

備考 第十条第二項の規定によりたんに関する検査及びエックス線特殊撮影による検査以外の検査を省略したときは、当該省略した検査に係る欄の記入を要しないこと。

労働基準法 第 号
平成 年 月 日

じん肺管理区分決定通知書

殿

労働局

平成 年 月 日本職労 [提出] のあつたじん肺管理区分の決定に関する [提出] に基づき、

じん肺法 [第13条第2項（同法第16条の2第2項において準用する場合を含む。）]
[第15条第3項において準用する同法第13条第2項]
[第16条第2項において準用する同法第13条第2項] の規定により下記のとおり

じん肺管理区分を決定したので通知します。

なお、この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（決定があつた日から1年を経過した場合を除きます。）。また、この決定に対する取消訴訟は、この審査請求についての裁決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（裁決があつた日から1年を経過した場合を除きます。）。なお、決定の取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

記

氏 名	住 所	じん肺 管 理 区 分	備 考			療養 の 要否
			じん肺健康診断の結果			
			エックス線 写真の像	肺機能 の障害	かかっ ている合併 症の名称	
以 下 余 白		管理1	PR ₀	F (—)		要 否
		管理2	PR ₁	F (+)		
		管理3イ	PR ₂	F (++)		
		管理3ロ	PR ₃			
		管理4	PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)			
		管理1	PR ₀	F (—)		要 否
		管理2	PR ₁	F (+)		
		管理3イ	PR ₂	F (++)		
		管理3ロ	PR ₃			
		管理4	PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)			

備考 「じん肺健康診断の結果」の欄の記号は、それぞれ次の意味を表すものであること。

PR₀ じん肺の所見がない。

PR₁ エックス線写真の像が第1型である。

PR₂ エックス線写真の像が第2型である。

PR₃ エックス線写真の像が第3型である。

PR₄ (A, B) エックス線写真の像が第4型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のもの）である。

PR₄ (C) エックス線写真の像が第4型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるもの）である。

F (—) じん肺による肺機能の障害がない。

F (+) じん肺による肺機能の障害がある。

F (++) じん肺による著しい肺機能の障害がある。

様式第 10 号

施 行 注 意

種 類

局 号 欄	立 案	年	月	日
	決 裁	年	月	日
	施 行	年	月	日 印
	公 印		保存 種別	
	立 案 担 当 者 職 氏 名 印			
	労働基準部健康安全課 庁内電話 番			
標 題				
じん肺管理区分決定について				
(伺 い)				
から提出のあった標記について、地方じん肺診査医				
の意見に基づいて、別案 1 「じん肺管理区分決定通知書」のとおり決定し通知してよろしいかお伺いいたします。				
なお、御高裁のうえは、別案 2 により 労働局長、別案 3 により粉じん				
作業証明事業者あて決定通知書の写を添えて通知してよろしいか併せてお伺				
いいたします。				

 労 働 局

じん肺診査状況

(提出又は申請の区分)

番号	受付番号 所轄署又は局	受付年月日 業	事業場名 (住所)	氏名 (生年月日 住所)	じん肺 作業 内容 (従事年数)	申請等の内容				診査結果				資料返還 年月日	管理区分 決定年月	備考	
						決定履歴(右側から新しい情報を表示)			今回の申請	所見等 (合併症)	検査 結果	検査 結果	検査 結果				
						内容	内容	内容									
1	[Redacted]																
			以		()	下				余							
					()												
					()												
					()												
					()												
					()												
					()												
					()												
					()												
備考																	

年 月 日 診査を行った結果は、診査結果欄に記載のとおりです。
じん肺診査医

労働基準
平成 年 月 日

号
日

じん肺管理区分決定通知書



殿
あ？

労働局長

平成 年 月 日本職あて **提出**
(申請) のあつたじん肺管理区分の決定に関する **提出**
(申請) に基づき、

じん肺法 **第13条第2項 (同法第16条の2第2項において準用する場合を含む。)**
第15条第3項において準用する同法第13条第2項
第16条第2項において準用する同法第13条第2項 の規定により下記のとおり

じん肺管理区分を決定したので通知します。
なお、この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます (決定があつた日から1年を経過した場合を除きます。)。また、この決定に対する取消訴訟は、この審査請求についての裁決を経た後に、国を被告として (訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます (裁決があつた日から1年を経過した場合を除きます。)。なお、決定の取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

記

氏 名	住 所	じん肺 管 理 区 分	備 考			
			じん肺健康診断の結果			療養 の 要 否
			エックス線 写真の像	肺機能 の障害	かかつて いる合併 症の名称	
以 下	余 白	管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR ₀ PR ₁ PR ₂ PR ₃ PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)	F (－) F (＋) F (＋＋)		要 否
		管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR ₀ PR ₁ PR ₂ PR ₃ PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)	F (－) F (＋) F (＋＋)		要 否

備考 「じん肺健康診断の結果」の欄の記号は、それぞれ次の意味を表すものであること。

- PR₀ じん肺の所見がない。
 PR₁ エックス線写真の像が第1型である。
 PR₂ エックス線写真の像が第2型である。
 PR₃ エックス線写真の像が第3型である。
 PR₄ (A, B) エックス線写真の像が第4型 (じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のもの) である。
 PR₄ (C) エックス線写真の像が第4型 (じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるもの) である。
 F (-) じん肺による肺機能の障害がない。
 F (+) じん肺による肺機能の障害がある。
 F (++) じん肺による著しい肺機能の障害がある。

[Redacted]

第[Redacted]労収基第[Redacted]
平成[Redacted]年[Redacted]月[Redacted]日



[Redacted] 労働局長 殿
あこ

[Redacted] 労働局長
(公印省略)

じん肺管理区分の決定について

標記について、貴局管内事業場を最終事業場とする下記の者よりじん肺法第15条第1項の規定に基づく申請があり、別紙「じん肺管理区分決定通知書」(写)のとおり決定しましたので、関係資料を送付します。

記

- 1 申請者氏名
- 2 最終粉じん事業場
- 3 所在地

[Redacted]

じん肺管理区分決定申請書	
事業の種類	事業場の名称、事業場の所在地
当該申請に係るじん肺管理区分決定対象者数 	
添付資料	1 エックス線写真 枚 2 じん肺健康診断の結果を証明する書面 枚 3 その他の参考資料
じん肺法第十五条の規定に 基づく申請の場合	申請者は、上記事業場において、じん肺法施行規則第2条に定める粉じん作業に常時従事する であることに相違ありません。 年 月 日 事業場 職 氏名 代表取締役
事業者への通知の可否	
郵便番号 電話 住所 申請者 氏名 労働局長 殿	

- 備考 1 「事業の種類」、「事業場の名称」及び「事業場の所在地」の欄は、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者である場合は、その所属事業場について、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合は、常時粉じん作業に従事した最終の事業場について記入すること。
- 2 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 3 申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合には、「事業者への通知の可否」の欄に、事業者証明を行った事業者あてにじん肺管理区分決定結果を通知することの可否を記入すること。ただし、申請者がその事業場に現に使用されている労働者である場合には記入しないこと。
- 4 「じん肺法第十五条の規定に基づく申請の場合」の欄の「事業者」及び「申請者」は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

じん肺健康診断結果証明書

労働基準
平成 年 月 日

号
日

じん肺管理区分決定通知書

殿

労働局

平成 年 月 日本職あて [提出] のあつたじん肺管理区分の決定に関する [申請] に基づき、

じん肺法 第13条第2項 (同法第16条の2第2項において準用する場合を含む。) の規定により下記のとおり
第15条第3項において準用する同法第13条第2項
第16条第2項において準用する同法第13条第2項

じん肺管理区分を決定したので通知します。

なお、この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます (決定があつた日から1年を経過した場合を除きます。)。また、この決定に対する取消訴訟は、この審査請求についての裁決を経た後に、国を被告として (訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます (裁決があつた日から1年を経過した場合を除きます。)。なお、決定の取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

記

氏 名	住 所	じん肺 管 理 区 分	備 考				療養 の 要 否
			じん肺健康診断の結果				
			エックス線 写真の像	肺機能 の障害	かかっ てい る合 併 症の 名称		
以 下	余 白	管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR ₀ PR ₁ PR ₂ PR ₃ PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)	F (—) F (+) F (++)		要 否	
		管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR ₀ PR ₁ PR ₂ PR ₃ PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)	F (—) F (+) F (++)		要 否	

備考 「じん肺健康診断の結果」の欄の記号は、それぞれ次の意味を表すものであること。

PR₀：じん肺の所見がない。

PR₁：エックス線写真の像が第1型である。

PR₂：エックス線写真の像が第2型である。

PR₃：エックス線写真の像が第3型である。

PR₄ (A, B)：エックス線写真の像が第4型 (じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下) である。

PR₄ (C)：エックス線写真の像が第4型 (じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるもの) である。

F (—)：じん肺による肺機能の障害がない。

F (+)：じん肺による肺機能の障害がある。

F (++)：じん肺による著しい肺機能の障害がある。

検索結果（個人情報）

総件数

個人情報

対象者氏名	性別	生年月日	年齢	電話番号
(7桁)	健康管理手帳番号			
住所				

管理区分決定歴情報

決定年月日	受付番号	決定局	根拠条文	健康診断実施機関	管理区分	PR	F	合併症	発症確認日	勧奨・促進の別	指導年月日	作業転換年月日	作業転換実施通知書報告年月日	作業転換合意報告書報告年月日	作業転換指示年月日	再・追加検査物件導出命令年月日

粉じん作業歴情報

事業場名	管轄局	業種	粉じん作業種類	粉じん作業従事期間計

審 査 請 求 書

① 審査請求人の氏名、年齢及び住所		
審査請求に係る処分を受けた者の氏名、年齢及び住所		
審査請求に係る処分		
審査請求に係る処分をした都道府県労働局長		
審査請求に係る処分のあった年月日		
審査請求に係る処分のあったことを知った年月日		
② 審査請求の趣旨		
③ 審査請求の理由		
処 分 庁 の 教 示		
④ じん肺法第19条第5項の利害関係者の氏名及び住所		教示の内容 [Redacted]
添付資料	1. エックス線写真 2. じん肺健康診断の結果を証明する書面 3. その他の参考資料	枚 CT 枚 枚 枚
平成 年 月 日 審査請求人氏名 厚生労働大臣 田村 憲久 殿		

備考

- ①及び④の欄は、法人その他の団体である場合には、その名称、代表者の氏名、住所の所在地を記入すること。
- ②及び③の欄は、具体的かつ簡潔に記入すること。



じん肺管理区分決定通知書

殿

平成 年 月 日本職あて 提出 (申請) のあつたじん肺管理区分の決定に関する 提出 (申請) に基づき、

じん肺法 第13条第2項 (同法第16条の2第2項において準用する場合を含む。) 第15条第3項において準用する同法第13条第2項 第16条第2項において準用する同法第13条第2項 の規定により下記のとおり

じん肺管理区分を決定したので通知します。
なお、この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます (決定があつた日から1年を経過した場合を除きます。)。また、この決定に対する取消訴訟は、この審査請求についての裁決を経た後に、国を被告として (訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます (裁決があつた日から1年を経過した場合を除きます。)。なお、決定の取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

記

氏 名	住 所	じん肺 管 理 区 分	備 考			療養 の 要 否
			じん肺健康診断の結果			
			エックス線 写真の像	肺機能 の障害	かかつて いる合併 症の名称	
以 下	余 白	管理1	PR ₀	F (—)		要 否
		管理2	PR ₁	F (—)		
		管理3イ	PR ₂	F (+)		
		管理3ロ	PR ₃	F (++)		
		管理4	PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)			
		管理1	PR ₀	F (—)		要 否
		管理2	PR ₁	F (—)		
		管理3イ	PR ₂	F (+)		
		管理3ロ	PR ₃	F (++)		
		管理4	PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)			

備考 「じん肺健康診断の結果」の欄の記号は、それぞれ次の意味を表すものであること。

- PR₀ じん肺の所見がない。
- PR₁ エックス線写真の像が第1型である。
- PR₂ エックス線写真の像が第2型である。
- PR₃ エックス線写真の像が第3型である。
- PR₄ (A, B) エックス線写真の像が第4型 (じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のもの) である。
- PR₄ (C) エックス線写真の像が第4型 (じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるもの) である。
- F (—) じん肺による肺機能の障害がない。
- F (+) じん肺による肺機能の障害がある。
- F (++) じん肺による著しい肺機能の障害がある。

じん肺健康診断結果証明書

備考、第十条第二項の規定によりたんに関する検査及びエックス線特殊撮影による検査以外の検査を省略したときは、当該省略した検査に係る欄の記入を要しないこと。

意見書

平成 年 月 日

地方じん肺診査医

氏より審査請求のあったじん肺管理区分決定にかかる不服申立てに対し、下記のとおり意見を具申いたします。

記

じん肺管理区分決定申請書		
事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地
当該申請に係るじん肺管理区分決定対象数		
添付資料	1. エックス線写真 枚 2. じん肺健康診断の結果を証明する書面 枚 3. その他の参考資料	
じん肺法第十五条の規定に基づく申請の場合	申請者は、上記事業場において、じん肺法施行規則第 2 条に定める粉じん作業に常時従事する 年 月 日 職 事業者 氏名	
否 事業者への通知の旨		
年 月 日 郵便番号 電話 住 所 申請者 氏 名 労働局長殿		

- 備考
- 「事業の種類」、「事業場の名称」及び「事業場の所在地」の欄は、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者である場合は、その所属事業場について、申請者が粉じん作業に従事する労働者であった者である場合は、常時粉じん作業に従事した最終の事業場について記入すること。
 - 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
 - 申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合には、「事業者への通知の旨」の欄に、事業者証明を行った事業者あてにじん肺管理区分決定結果を通知すること。ただし、申請者がその事業者に現に使用されている労働者である場合には記入しないこと。
 - 「じん肺法第十五条の規定に基づく申請の場合」の欄の「事業者」及び「申請者」は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

DR(FPD)撮像表示条件確認表

申請者名

撮影日

比較読影に用いた写真(いずれかに○)

じん肺標準エックス線写真集(平成23年3月)電子媒体版

じん肺標準エックス線フィルム(昭和53年)

撮影条件

	審査受付条件	申請者の撮像表示条件
電圧	110~140 [kV]	
焦点被写体間距離	180~200 [cm]	
出力サイズ	ライフサイズ(半切または大角フィルム)	
撮影倍率	等倍撮影(縮小撮影は認めない)	
撮影条件表示	出力フィルムにメーカー毎画像処理条件が分かるように表示すること	
グリッド	限定しない(じん肺診査ハンドブックのグリッドの条件にも制約されない)	
空間分解能	限定しない	

画像処理条件(一般的表記)

	審査受付条件	申請者の撮像表示条件
階調処理	肺野部の最高濃度を1.5~2.0程度とすること	
周波数処理	マルチ周波数等処理を行わないこと	

メーカー毎画像処理条件(50音順)

メーカー	パラメータ	撮像表示条件	申請者の撮像表示条件
------	-------	--------	------------

キヤノン①	E	*あるいは1	
	D	****	
	対応濃度(GCSに続く数値)	17~20	
	コントラスト(上記に続く数値)	14~17	

キヤノン②	強調度	OFF	
	強調周波数	OFF	
	ノイズ低減	OFF	
	ダイナミックレンジ調整(高濃度)	OFF	
	ダイナミックレンジ調整(低濃度)	0~3	
	対応濃度	17~20	
	コントラスト	14~17	

キヤノン③	強調度	OFF	
	強調周波数	OFF	
	ノイズ低減	OFF	
	ダイナミックレンジ調整(高濃度)	OFF	
	ダイナミックレンジ調整(低濃度)	0~3	
	輝度	13~10	
	コントラスト	14~17	

メーカー	パラメータ	撮像表示条件				申請者の撮像表示条件
ケアストリーム ヘルス	※	ア	イ*	ウ	エ	
	Brightness	3	3	3	3	
	Latitude	-10~-7	-7	-7	-6	
	Detail Contrast	0	-1	-2	0	
	※	オ	カ	キ**		
	Brightness	3	3	3		
	Latitude	-10~-8	-10	-4		
	Detail Contrast	1	2	-1		

※ア~キいずれかの条件を満たす必要がある。例えばアの条件の場合、Brightness は 3、Latitude は -10~-7 のいずれか、Detail Contrast は 0 である必要がある。イ*は DR 圧縮・非圧縮とも可、キ**は DR 圧縮のみ可。

コニカミノルタ①	肺野濃度 (H)	1.8~1.8	
	周波数強調度 (HF)	0.0	
	周波数強調タイプ (HF)	OFF	
	LUT	THX-2	

コニカミノルタ②	肺野濃度 (H)	1.8~1.8	
	HE タイプ	HE-STANDARD2	
	HE 強調度 (低濃度側強調)	0.0~0.50	
	HE 強調度 (高濃度側強調)	0.00	
	HF タイプ	HF-STANDARD4	
	HF 強調度 (低濃度側強調)	0.00~0.30	
	HF 強調度 (高濃度側強調)	0.00~0.50	
	LUT	THX-2	

コニカミノルタ③	Contrast (C)	118~130	
	Brightness (B)	152~157	
	Edge (E)	1	

コニカミノルタ④	Contrast (C)	118~130	
	Brightness (B)	152~157	
	Edge (E)	1	
	Tissue Equalization (TE)	0~40/0~20, 0/0	

島津製作所①	W	11500~12500	
	L	8000~8500	
	E	0	

島津製作所②	GA (回転量)	0.9~1.0	
	GS (階調シフト)	-0.2~-0.1	
	RN (周波数ランク)	4	
	RE (周波数強調度)	0	
	GRF (鮮鋭度フィルター)	F	

島津製作所③	GA (回転量)	0.9~1.0	
	GS (階調シフト)	-0.2~-0.1	
	RN/MRB (周波数ランク)	4/C	
	RE/MRE (周波数強調度)	0/0	
	GRF (鮮鋭度フィルター)	F	
	DRN/MDR	2/A	
	DRT/MDT	B/B	
	DRE/MDE	0.0~0.6/0.0~0.6	

シーメンス旭 メディテック	SF	0/**	
	H	0/**	
	LUT	8	
	W	2300~3300	
	C	1900~2300	

メーカー	パラメータ	撮像表示条件	申請者の撮像表示条件
富士フイルム①	GA(回転量)	0.9~1.0	
	GS(階調シフト)	-0.2~-0.1	
	RN(周波数ランク)	4	
	RE(周波数強調度)	0.0~0.2	
富士フイルム②	GA(回転量)	0.9~1.0	
	GS(階調シフト)	-0.2~-0.1	
	RN/MRB(周波数ランク)	4/C	
	RE/MRE(周波数強調度)	0.0~0.2/0	
	DRN/MDR	2/A	
	DRT/MDT	B/B	
	DRE/MDE	0.0~0.5/0.0~0.5	

確認日 (年 月 日)

判定

検索結果 (個人情報)

総件数

個人情報

対象者氏名		性別		生年月日		年齢		電話番号	
(フリガナ)				健康管理手帳番号					
住所									

管理区分決定歴情報

決定年月日	受付番号	決定局	取扱条文	健康診断実施機関	管理区分	P R	F	合併症	症状確認日	肺炎・促進の別	指導年月日	作業転換年月日	作業転換実施 通知書報告年月日	作業転換合意 報告書報告年月日	作業転換 指示年月日	再・追加検査物件 提出命令年月日

粉じん作業歴情報

--

じん肺管理区分決定に係る不服審査請求チェックリスト

1 法令により提出が義務づけられているもの

書類	留意すべき項目	留意点	確認
審査請求書	審査請求人の氏名、年齢及び住所	代理人による申請のときは、代理人の氏名等と審査請求人の氏名等の両方が記入されていることを確認する。	
	処分を受けた者の氏名、年齢及び住所	労働者または労働者であった者の氏名等が記入されていることを確認する。	
	審査請求の趣旨	じん肺管理区分の決定に際し、管理区分〇〇の取消を求める旨が記入してある事を確認する。(注1) (記入例) 平成〇年△月□日付けで××労働基準局長の行ったじん肺管理区分〇〇の決定を取り消し、じん肺管理区分を〇〇とするよう求める。	
	処分庁の教示	必ず「有」になっていることを確認する。 (教示内容記入例) 処分を受けてから 60 日以内に厚生労働大臣に対し審査請求をすることが出来る。	
	利害関係者の氏名及び住所	①請求人が労働者である場合：事業者 ②請求人が労働者であった者である場合： 最終粉じん事業場の事業者 ③請求人が事業者である場合：原決定を受けた労働者 (注2)	
	添付資料	添付した資料が申請書に記載した数量があるかを確認する。	
	審査請求日欄	処分後 60 日以内の日付けであることを確認する。	
X線フィルム	名前、日付、枚数等の確認	本人のものであること、また、原決定の根拠となったものが全て添付されているか確認する。	
	DR (FPD)、CR 撮像条件	デジタル撮影によるX線フィルムである場合は、撮像条件表で確認し、添付する。	
健康診断結果証明書	粉じん作業及び号数の記入	作業内容、作業期間が明記されているか確認する。なお、従事歴証明書を別途添付することもできる。	

(注1) 審査請求の対象となるのは、管理区分の決定であり、管理区分決定通知書の記載事項にある合併症の有無については、不服審査の対象とならないので、その旨を請求人に了知されたい。

(注2) 審査請求の裁決(結果)については、じん肺法第19条の規定に基づき、利害関係者に通知されることになるので、その旨請求人に了知されたい。

2 事実関係の確認のため地方局が添付するもの

書類	留意すべき項目	留意点
地方じん肺 診査医の意見書	審査請求人氏名 (生年月日)、読影したエックス線写真の撮影年月日	読影したX線写真が特定できるよう、撮影年月日を明記しておく。
	判断理由	原決定のとおり判断した理由を具体的に記載する。肺機能検査の判定に関しても同様とする。
	診査医の署名	審査に関わった地方じん肺診査医全員の署名とすること。
管理区分決定通知書		原決定に係るものの写し
エックス線写真等の提出書又は管理区分決定申請書		原決定に係るものの写し
過去の管理区分決定等の個人情報	過去の管理区分決定の経緯	労働基準情報システムにより、個人情報を出力する。

3 その他審査請求人が添付して差し支えないもの（例）

書類	留意すべき項目	留意点
CT写真		フィルムである場合には本人のものであること確認すること。 また、光学ディスクの場合には本人のものであることの確認の上、ウイルスチェックを行うこと。
主治医の意見書		
過去のじん肺健康診断結果証明書		
委任状		審査請求人が代理人の時は必ず添付されていることを確認する。

(別紙)

CR 撮像表示条件確認表

申請者名

撮影日

()

比較撮影に用いた写真(いずれかに○)

()

じん肺標準エックス線写真集(平成23年3月)電子媒体版

()

じん肺標準エックス線フィルム(昭和53年)

撮影条件

	審査受付条件	申請者の撮像表示条件
電圧	110~140 [kV]	
焦点被写体間距離	180~200 [cm]	
グリッド	高密度グリッド使用で撮影電圧が120[kV]前後の時は格子比 12:1 上記以上の撮影電圧の時は格子比 14:1 とすること	
空間分解能 (画素数)	フィルムサイズがフルサイズ(半切)の場合 イメージングプレート読み取り画素数 3500×3500 [pixel] 以上とすること	

画像処理条件

	審査受付条件	申請者の撮像表示条件
階調処理	肺野部の最高濃度を 1.6~2.0 程度とすること	
周波数処理	低空間周波数(0 周波数)成分に対して高周波成分(0.2cycle/mm 以上) におけるレスポンスを 1.0~1.2 倍程度とすること (なお、濃度に応じて周波数応答を変化させる場合であっても、 上記範囲内であること。)	

メーカー毎画像処理条件(50 音調)

メーカー	パラメータ	撮像表示条件	申請者の撮像表示条件
ケアストリーム ヘルス①	Density Shift	-0.3	
	Contrast Factor	1.6~1.8	
	Matrix Size	35~75	
	High Density Boost	0.05~0.1	
	Low Density Boost	0~0.05	
ケアストリーム ヘルス②	※	ア	ア・イ・ウ・エ (該当に○)
	Brightness	6	
	Latitude	-4	
	Detail Contrast	-7	

※ア~エいずれかの条件を満たす必要がある。例えばアの条件の場合、Brightness 6、Latitude -4、Detail Contrast -7 である必要がある。

コニカミノルタ エムジ①	肺野濃度	1.6~1.8	
	強調度	0.1~0.3	
	マスクサイズ	7	
	LUT	THX-2	

コニカミノルタ エムジ②	肺野濃度 (H)	1.6~1.8	
	HE タイプ	HE-STANDARD2	
	HE 強調度 (低濃度側強調)	0.00~0.30	
	HE 強調度 (高濃度側強調)	0.00	
	HF タイプ	HF-STANDARD5	
	HF 強調度 (低濃度側強調)	0.00	
	HF 強調度 (高濃度側強調)	0.00~0.30	
	LUT	THX-2	

メーカー	パラメータ	撮像表示条件	申請者の撮像表示条件
------	-------	--------	------------

富士フィルム①	GA(回転量)	0.9~1.0	
	GS(階調シフト)	-0.2~-0.1	
	RN(周波数ランク)	4	
	RE(周波数強調度)	0.0~0.2	

富士フィルム②	GA(回転量)	0.9~1.0	
	GS(階調シフト)	-0.2~-0.1	
	RN/MRB(周波数ランク)	4/Q	
	RE/MRE(周波数強調度)	0.0~0.2/0	
	DRN/MDR	2/A	
	DRT/MDT	B/B	
	DRE/MDE	0.0~0.6/0.0~0.6	

確認日 (年 月 日)

判定 ()

審 査 請 求 書

① 審査請求人の氏名、年齢及び住所		
審査請求に係る処分を受けた者の氏名、年齢及び住所		
審査請求に係る処分		
審査請求に係る処分をした都道府県労働基準局長		
審査請求に係る処分のあった年月日		
審査請求に係る処分のあったことを知った年月日		
② 審査請求の趣旨		
③ 審査請求の理由		
処 分 庁 の 教 示		教示の内容
④ じん肺法第19条第5項の利害関係者の氏名及び住所		
添付資料	1. エックス線写真 2. じん肺健康診断の結果を証明する書面 3. その他の参考資料	枚 枚
年 月 日 厚生労働大臣 殿 審査請求人氏名		

備考

- ①及び④の欄は、法人その他の団体である場合は、所在地を記入すること。
- ②及び③の欄は、具体的かつ簡潔に記入すること。

じん肺健康診断結果証明書

備考 第十条第二項の規定によりたんに関する検査及びエックス線特殊撮影による検査以外の検査を省略したときは、当該省略した検査に係る欄の記入を要しないこと。

第 号
 平成 年 月 日
 労働基

じん肺管理区分決定通知書 (控)

殿

労働局長

平成 年 月 日本職あて [提出
申請] のあつたじん肺管理区分の決定に関する [提出
申請] に基づき、

じん肺法 第13条第2項 (同法第16条の2第2項において準用する場合を含む。)
 (第15条第3項において準用する同法第13条第2項)
 第16条第2項において準用する同法第13条第2項 の規定により下記のとおり

じん肺管理区分を決定したので通知します。
 なお、この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます (決定があつた日から1年を経過した場合を除きます。)。また、この決定に対する取消訴訟は、この審査請求についての裁決を経た後に、国を被告として (訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます (裁決があつた日から1年を経過した場合を除きます。)。なお、決定の取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

記

氏 名	住 所	じん肺 管 理 区 分	備 考			
			じん肺健康診断の結果			療養 の 要 否
			エックス線 写真の像	肺機能 の障害	かかっ てい る合 併 症の 名称	
以 下	余 白	管理1	PR ₀	F (—)		要 否
		管理2	PR ₁	F (+)		
		管理3イ	PR ₂	F (++)		
		管理3ロ	PR ₃			
		管理4	PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)			
		管理1	PR ₀	F (—)		要 否
		管理2	PR ₁	F (+)		
		管理3イ	PR ₂	F (++)		
		管理3ロ	PR ₃			
		管理4	PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)			

備考 「じん肺健康診断の結果」の欄の記号は、それぞれ次の意味を表すものであること。

PR₀ じん肺の所見がない。

PR₁ エックス線写真の像が第1型である。

PR₂ エックス線写真の像が第2型である。

PR₃ エックス線写真の像が第3型である。

PR₄ (A, B) エックス線写真の像が第4型 (じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のもの) である。

PR₄ (C) エックス線写真の像が第4型 (じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるもの) である。

F (—) じん肺による肺機能の障害がない。

F (+) じん肺による肺機能の障害がある。

F (++) じん肺による著しい肺機能の障害がある。

地方じん肺診査医の意見

審査請求人の氏名	
----------	--

1996, 1997, 1998, 1999, 2000, 2001, 2002, 2003, 2004, 2005, 2006, 2007, 2008, 2009, 2010, 2011, 2012, 2013, 2014, 2015, 2016, 2017, 2018, 2019, 2020, 2021, 2022, 2023, 2024, 2025, 2026, 2027, 2028, 2029, 2030, 2031, 2032, 2033, 2034, 2035, 2036, 2037, 2038, 2039, 2040, 2041, 2042, 2043, 2044, 2045, 2046, 2047, 2048, 2049, 2050, 2051, 2052, 2053, 2054, 2055, 2056, 2057, 2058, 2059, 2060, 2061, 2062, 2063, 2064, 2065, 2066, 2067, 2068, 2069, 2070, 2071, 2072, 2073, 2074, 2075, 2076, 2077, 2078, 2079, 2080, 2081, 2082, 2083, 2084, 2085, 2086, 2087, 2088, 2089, 2090, 2091, 2092, 2093, 2094, 2095, 2096, 2097, 2098, 2099, 2100, 2101, 2102, 2103, 2104, 2105, 2106, 2107, 2108, 2109, 2110, 2111, 2112, 2113, 2114, 2115, 2116, 2117, 2118, 2119, 2120, 2121, 2122, 2123, 2124, 2125, 2126, 2127, 2128, 2129, 2130, 2131, 2132, 2133, 2134, 2135, 2136, 2137, 2138, 2139, 2140, 2141, 2142, 2143, 2144, 2145, 2146, 2147, 2148, 2149, 2150, 2151, 2152, 2153, 2154, 2155, 2156, 2157, 2158, 2159, 2160, 2161, 2162, 2163, 2164, 2165, 2166, 2167, 2168, 2169, 2170, 2171, 2172, 2173, 2174, 2175, 2176, 2177, 2178, 2179, 2180, 2181, 2182, 2183, 2184, 2185, 2186, 2187, 2188, 2189, 2190, 2191, 2192, 2193, 2194, 2195, 2196, 2197, 2198, 2199, 2200, 2201, 2202, 2203, 2204, 2205, 2206, 2207, 2208, 2209, 2210, 2211, 2212, 2213, 2214, 2215, 2216, 2217, 2218, 2219, 2220, 2221, 2222, 2223, 2224, 2225, 2226, 2227, 2228, 2229, 2230, 2231, 2232, 2233, 2234, 2235, 2236, 2237, 2238, 2239, 2240, 2241, 2242, 2243, 2244, 2245, 2246, 2247, 2248, 2249, 2250, 2251, 2252, 2253, 2254, 2255, 2256, 2257, 2258, 2259, 2260, 2261, 2262, 2263, 2264, 2265, 2266, 2267, 2268, 2269, 2270, 2271, 2272, 2273, 2274, 2275, 2276, 2277, 2278, 2279, 2280, 2281, 2282, 2283, 2284, 2285, 2286, 2287, 2288, 2289, 2290, 2291, 2292, 2293, 2294, 2295, 2296, 2297, 2298, 2299, 2300, 2301, 2302, 2303, 2304, 2305, 2306, 2307, 2308, 2309, 2310, 2311, 2312, 2313, 2314, 2315, 2316, 2317, 2318, 2319, 2320, 2321, 2322, 2323, 2324, 2325, 2326, 2327, 2328, 2329, 2330, 2331, 2332, 2333, 2334, 2335, 2336, 2337, 2338, 2339, 2340, 2341, 2342, 2343, 2344, 2345, 2346, 2347, 2348, 2349, 2350, 2351, 2352, 2353, 2354, 2355, 2356, 2357, 2358, 2359, 2360, 2361, 2362, 2363, 2364, 2365, 2366, 2367, 2368, 2369, 2370, 2371, 2372, 2373, 2374, 2375, 2376, 2377, 2378, 2379, 2380, 2381, 2382, 2383, 2384, 2385, 2386, 2387, 2388, 2389, 2390, 2391, 2392, 2393, 2394, 2395, 2396, 2397, 2398, 2399, 2400, 2401, 2402, 2403, 2404, 2405, 2406, 2407, 2408, 2409, 2410, 2411, 2412, 2413, 2414, 2415, 2416, 2417, 2418, 2419, 2420, 2421, 2422, 2423, 2424, 2425, 2426, 2427, 2428, 2429, 2430, 2431, 2432, 2433, 2434, 2435, 2436, 2437, 2438, 2439, 2440, 2441, 2442, 2443, 2444, 2445, 2446, 2447, 2448, 2449, 2450, 2451, 2452, 2453, 2454, 2455, 2456, 2457, 2458, 2459, 2460, 2461, 2462, 2463, 2464, 2465, 2466, 2467, 2468, 2469, 2470, 2471, 2472, 2473, 2474, 2475, 2476, 2477, 2478, 2479, 2480, 2481, 2482, 2483, 2484, 2485, 2486, 2487, 2488, 2489, 2490, 2491, 2492, 2493, 2494, 2495, 2496, 2497, 2498, 2499, 2500, 2501, 2502, 2503, 2504, 2505, 2506, 2507, 2508, 2509, 2510, 2511, 2512, 2513, 2514, 2515, 2516, 2517, 2518, 2519, 2520, 2521, 2522, 2523, 2524, 2525, 2526, 2527, 2528, 2529, 2530, 2531, 2532, 2533, 2534, 2535, 2536, 2537, 2538, 2539, 2540, 2541, 2542, 2543, 2544, 2545, 2546, 2547, 2548, 2549, 2550, 2551, 2552, 2553, 2554, 2555, 2556, 2557, 2558, 2559, 2560, 2561, 2562, 2563, 2564, 2565, 2566, 2567, 2568, 2569, 2570, 2571, 2572, 2573, 2574, 2575, 2576, 2577, 2578, 2579, 2580, 2581, 2582, 2583, 2584, 2585, 2586, 2587, 2588, 2589, 2590, 2591, 2592, 2593, 2594, 2595, 2596, 2597, 2598, 2599, 2600, 2601, 2602, 2603, 2604, 2605, 2606, 2607, 2608, 2609, 2610, 2611, 2612, 2613, 2614, 2615, 2616, 2617, 2618, 2619, 2620, 2621, 2622, 2623, 2624, 2625, 2626, 2627, 2628, 2629, 2630, 2631, 2632, 2633, 2634, 2635, 2636, 2637, 2638, 2639, 2640, 2641, 2642, 2643, 2644, 2645, 2646, 2647, 2648, 2649, 2650, 2651, 2652, 2653, 2654, 2655, 2656, 2657, 2658, 2659, 2660, 2661, 2662, 2663, 2664, 2665, 2666, 2667, 2668, 2669, 2670, 2671, 2672, 2673, 2674, 2675, 2676, 2677, 26

じん肺管理区分決定申請書

事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地
当該申請に係るじん肺管理区分決定対象者数		
添付資料	1 エックス線写真 2 じん肺健康診断の結果を証明する書面 3 その他の参考資料	枚 枚
じん肺法第十五条の規定に基づく申請の場合	申請者は、上記事業場において、じん肺法施行規則第2条に定める粉じん作業に常時従事する であることに相違ありません。 平成 事業 職 事業者 氏名	
事業者への通知の諾否		
平成 年 月 日 郵便番号 住所 申請者 電話 氏名 労働局長 殿		

備考

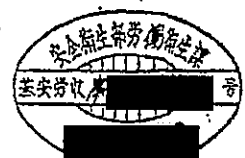
- 「事業の種類」、「事業場の名称」及び「事業場の所在地」の欄は、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者である場合は、その所属事業場について、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合は、常時粉じん作業に従事した最終の事業場について記入すること。
- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合には、「事業者への通知の諾否」の欄に、事業者証明を行った事業者あてにじん肺管理区分決定結果を通知することの諾否を記入すること。ただし、申請者がその事業場に現に使用されている労働者である場合には、記入しないこと。
- 「じん肺法第十五条の規定に基づく申請の場合」の欄の「事業者」及び「申請者」は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名すること。

審 査 請 求 書

① 審査請求人の氏名、年齢及び住所		
審査請求に係る処分を受けた者の氏名、年齢及び住所		
審査請求に係る処分		
審査請求に係る処分をした都道府県労働局長		
審査請求に係る処分のあった年月日		
審査請求に係る処分のあったことを知った年月日		
② 審査請求の趣旨		
③ 審査請求の理由		
処分庁の教示	教示の内容	
④ じん肺法第19条第5項の利害関係者の氏名及び住所		
添付資料	1 エックス線写真 2 じん肺健康診断の結果を証明する書面 3 その他の参考資料	
平成 年 月 日	審査請求人氏名	
厚生労働大臣 田村憲久 殿		

備 考

- ①及び④の欄は、法人その他の団体である場合には、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- ②及び③の欄は、具体的かつ簡潔に記入すること。



じん肺健康診断結果証明書

備考 第十条第二項の規定によりたんに関する検査及びエックス線特殊撮影による検査以外の検査を省略したときは、当該省略した検査に係る欄の記入を要しないこと。

のじん肺管理区分に関する意見

じん肺法により、「じん肺管理区分」は下記のように定められている。

じん肺管理区分		じん肺健康診断の結果
管理 1		じん肺の所見がないと認められるもの
管理 2		エックス線写真の像が第 1 型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
管理 3	イ	エックス線写真の像が第 2 型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
	ロ	エックス線写真の像が第 3 型又は 4 型（大陰影の大きさが一側の肺野の 3 分の 1 以下のものに限る。）で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
管理 4		1 エックス線写真の像が 4 型（大陰影の大きさが一側の肺野の 3 分の 1 を越えるものに限る。）と認められるもの 2 エックス線写真の像が第 1 型、第 2 型、第 3 型又は第 4 型（大陰影の大きさが一側の肺野の 3 分の 1 以下のものに限る。）で、じん肺による著しい肺機能の障害があると認められるもの

また、じん肺法ではエックス線写真像の区分は、次のように定められている。

型	エックス線写真の像
第 1 型	両肺野にじん肺による粒状影又は不整形陰影が少数あり、かつ、じん肺による大陰影がないと認められるもの
第 2 型	両肺野にじん肺による粒状影又は不整形陰影が多数あり、かつ、じん肺による大陰影がないと認められるもの
第 3 型	両肺野にじん肺による粒状影又は不整形陰影が極めて多数あり、かつ、じん肺による大陰影がないと認められるもの
第 4 型	じん肺による大陰影があると認められるもの

これによると、じん肺のエックス線写真像は（大陰影を除けば）、粒状影又は不整形陰影により成り立ち、これらの程度によって型が定まることになっている。

じん肺管理区分決定にかかる審査請求に対する意見書

標記のことにつきまして、下記のとおり意見を申し述べます。

記

1. 審査請求人の氏名

[Redacted]

2. 審査請求人の住所

[Redacted]

3. エックス線写真等に対する意見

[Redacted]

地方じん肺診査医

[Redacted]

地方じん肺診査医

[Redacted]

厚生労働大臣 殿

労働基準

平成 年 月 日

じん肺管理区分決定通知書

殿

労働局長

平成 年 月 日本職労 [提出] のあつたじん肺管理区分の決定に関する [提出] に基づき、

じん肺法 [第13条第2項（同法第16条の2第2項において準用する場合を含む。）]
 [第15条第3項において準用する同法第13条第2項]
 第16条第2項において準用する同法第13条第2項] の規定により下記のとおり

じん肺管理区分を決定したので通知します。

なお、この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（決定があつた日から1年を経過した場合は除きます。）。

また、この決定に対する取消訴訟は、この審査請求についての裁決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（裁決があつた日から1年を経過した場合は除きます。）。

なお、決定の取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

記

氏 名	住 所	じん肺 管 理 区 分	備 考			
			じん肺健康診断の結果			療養 の要不
			エックス線 写真の像	肺機能 の障害	かかつて いる合併 症の有無	
以 下 余 白		管理1	PR ₀			
		管理2	PR ₁	F (—)		
		管理3イ	PR ₂	F (+)		
		管理3ロ	PR ₃			
		管理4	PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)	F (++)		要 否
		管理1	PR ₀			
		管理2	PR ₁	F (—)		
		管理3イ	PR ₂	F (+)		
		管理3ロ	PR ₃			
		管理4	PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)	F (++)		要 否

備考 「じん肺健康診断の結果」の欄の記号は、それぞれ次の意味を表すものであること。

PR₀ じん肺の所見がない。PR₁ エックス線写真の像が第1型である。PR₂ エックス線写真の像が第2型である。PR₃ エックス線写真の像が第3型である。PR₄ (A, B) エックス線写真の像が第4型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のもの）である。PR₄ (C) エックス線写真の像が第4型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるもの）である。

F (—) じん肺による肺機能の障害がない。

F (+) じん肺による肺機能の障害がある。

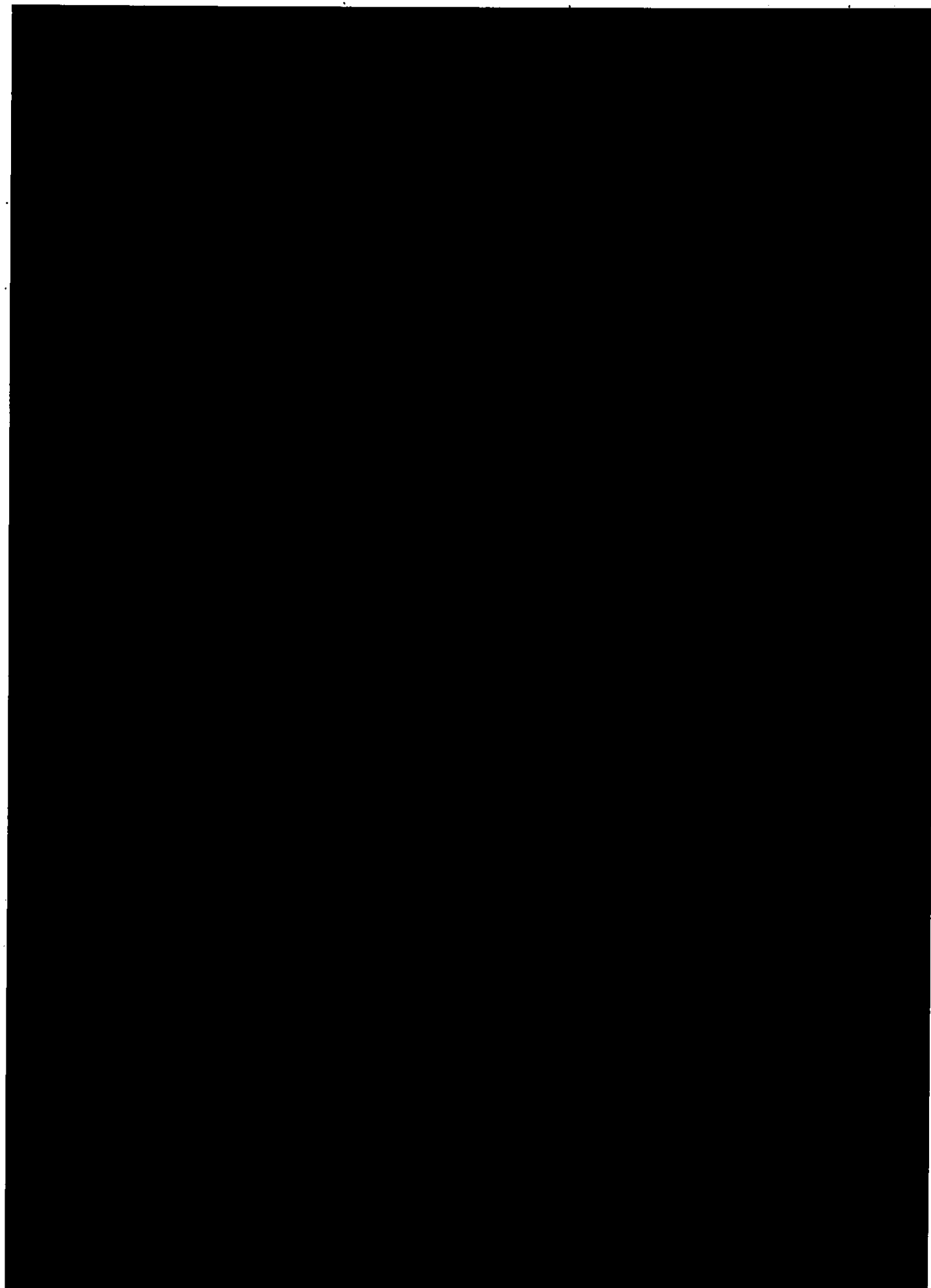
F (++) じん肺による著しい肺機能の障害がある。

様式第 6 号 (第20条関係)

じん肺管理区分決定申請書	
事業の種類	事業場の名称 事業場の所在地
当該申請に係るじん肺管理区分決定対象者数	
添付資料	1 エックス線写真 枚 2 じん肺健康診断の結果を証明する書面 枚 3 その他の参考資料 枚
じん肺法第十五条の規定 に基づく申請の場合	申請者は、上記事業場において、じん肺法施行規則第2条に定める粉じん作業に常時従事する [redacted] であることに相違ありません。 平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日 職 [redacted] 事業者 [redacted] 氏 名 [redacted]
事業者への通知の可否	[redacted]
平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日	
郵便番号 [redacted] 住 所 [redacted] 申請者 [redacted] 氏 名 [redacted] 電 話 [redacted]	
労働局長 殿	

備考

- 「事業の種類」、「事業場の名称」及び「事業場の所在地」の欄は、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者である場合は、その所属事業場について、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合は、常時粉じん作業に従事した最終の事業場について記入すること。
- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合には、「事業者への通知の可否」の欄に、事業者証明を行った事業者あてにじん肺管理区分決定結果を通知することの可否を記入すること。ただし、申請者がその事業者に現に使用されている労働者である場合には、記入しないこと。
- 「じん肺法第十五条の規定に基づく申請の場合」の欄の「事業者」及び「申請者」は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。



じん肺診査報告書

様式第2号

労働局長 殿

診 査 年 月 日 平成 年 月 日

地方じん肺診査医

地方じん肺診査医

番号	提出又は申請の区分	事業場	氏名	診 査 結 果				再・追加検査等の内容	作業転換に係る意見	備考
				PR	F	じん肺管理区分	合併症			
		(以下余白)								

検索結果（個人情報）

総件数

個人情報

対象者氏名

性別

生年月日

年齢

電話番号

(ﾌｻｸﾀ)

健康管理手帳番号

住所

管理区分決定歴情報

決定年月日

受付番号

決定局

掲載
本文

健康診断実施機関

管理区分

PR

F

合併症

症状確認日

勤労・
促進の別

指導年月日

作業転換年月日

作業転換実施
通知書報告年月日

作業転換合意
報告書報告年月日

作業転換
指示年月日

再・追加検査物件
提出命令年月日

粉じん作業歴情報

事業場名

管轄局

業種

粉じん作業種類

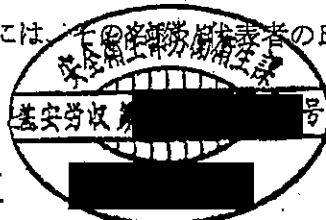
粉じん作業従事期間計

審 査 請 求 書

① 審査請求人の氏名、年齢及び住所		
審査請求に係る処分を受けた者の氏名、年齢及び住所		
審査請求に係る処分		
審査請求に係る処分をした都道府県労働局長		
審査請求に係る処分のあった年月日		
審査請求に係る処分のあったことを知った年月日		
② 審査請求の趣旨		
③ 審査請求の理由		
処 分 庁 の 教 示		
④ じん肺法第19条第5項の利害関係者の氏名及び住所		
添付資料	1. エックス線写真 2. じん肺健康診断の結果を証明する書面 3. じん肺管理区分決定通知書コピー	枚 枚 枚 枚
平成 年 月 日		
審査請求人氏名		
厚生労働大臣 田 村 憲 久 殿		

備考

- ①及び④の欄は、法人その他の団体である場合には、
所の所在地を記入すること。
- ②及び③の欄は、具体的かつ簡潔に記入すること。



労働基準 号
平成 年 月 日

じん肺管理区分決定通知書

殿

労働局

平成 年 月 日本職あて 提出
(申請) のあつたじん肺管理区分の決定に関する

じん肺法 第13条第2項（同法第16条の2第2項において準用する場合を含む。）
第15条第3項において準用する同法第13条第2項
第16条第2項において準用する同法第13条第2項 の規定により下記のとおり

じん肺管理区分を決定したので通知します。
なお、この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（決定があつた日から1年を経過した場合を除きます。）。また、この決定に対する取消訴訟は、この審査請求についての裁決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（裁決があつた日から1年を経過した場合を除きます。）。
なお、決定の取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

記

氏 名	住 所	じん肺 管 理 区 分	備 考			療養 の 要 否
			じん肺健康診断の結果			
			エックス線 写真の像	肺機能 の障害	かかつて いる合併 症の名称	
以 下	余 白	管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR ₀ PR ₁ PR ₂ PR ₃ PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)	F (—) F (+) F (++)		要 否
		管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR ₀ PR ₁ PR ₂ PR ₃ PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)	F (—) F (+) F (++)		要 否

備考 「じん肺健康診断の結果」の欄の記号は、それぞれ次の意味を表すものであること。

PR₀ じん肺の所見がない。

PR₁ エックス線写真の像が第1型である。

PR₂ エックス線写真の像が第2型である。

PR₃ エックス線写真の像が第3型である。

PR₄ (A, B) エックス線写真の像が第4型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のもの）である。

PR₄ (C) エックス線写真の像が第4型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるもの）である。

F (—) じん肺による肺機能の障害がない。

F (+) じん肺による肺機能の障害がある。

F (++) じん肺による著しい肺機能の障害がある。

じん肺健康診断結果証明書

厚生労働大臣
田村 憲久 殿

地方じん肺診査医

氏 名

氏 名

意見書の提出について

平成 年 月 日に決定を行った (昭和 年 月 日生)に係るじん肺管理区分について、下記のとおり意見を申し述べます。

(診査に用いられたX写真等の撮影年月日 平成 年 月 日)

(診査に用いられた肺機能検査年月日 平成 年 月 日)

記

じん肺管理区分決定申請書		
事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地
[Redacted]		
当該申請に係るじん肺管理区分決定対象者数		[Redacted]
添付資料	1 エックス線写真 2 じん肺健康診断の結果を証明する書面 3 その他の参考資料	
定に基づく申請の場合 じん肺法第十五条の規	申請者は、上記事業場において、じん肺法施行規則第2条に定める粉じん作業に常時する [Redacted] であることに相違ありません。 平成 [Redacted] 年 [Redacted] 月 [Redacted] 日 職 [Redacted] 事業者 [Redacted] 氏 名 [Redacted]	
事業者への通知の諾否	[Redacted]	
平成 [Redacted] 年 [Redacted] 月 [Redacted] 日 [Redacted] 郵便番号 [Redacted] 住 所 [Redacted] 電 話 [Redacted] 氏 名 [Redacted] 申請者 [Redacted] [Redacted] 労働局長 殿		

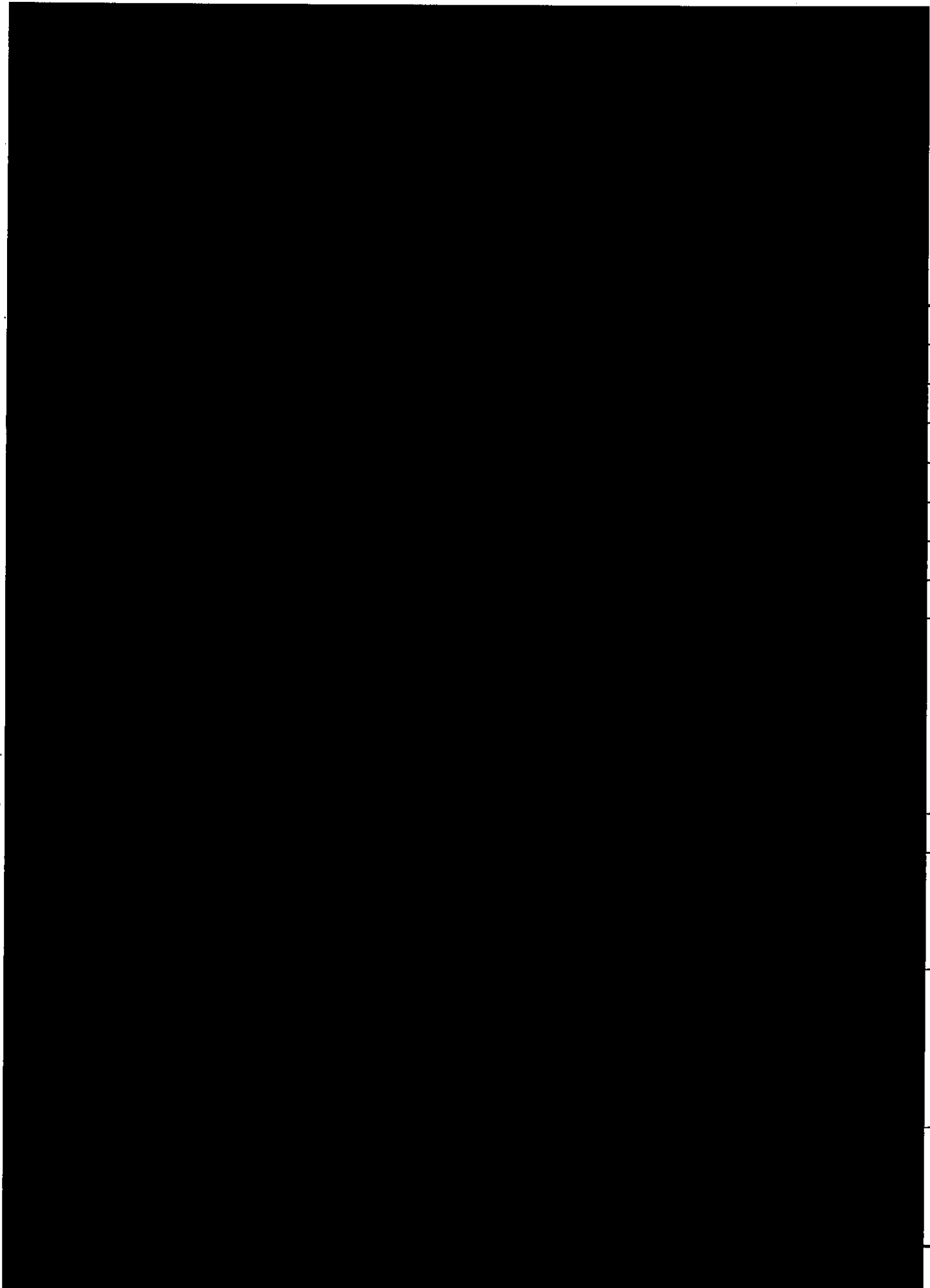
備考

- 「事業の種類」、「事業場の名称」及び「事業場の所在地」の・は、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者である場合は、その所属事業場について、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合は、常時粉じん作業に従事した最終の事業場について記入すること。
- 「事業の種類」の・は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合には、「事業者への通知の諾否」の・に、事業者証明を行った事業者あてにじん肺管理区分決定結果を通知することの諾否を記入すること。ただし、申請者がその事業者に現に使用されている労働者である場合には、記入しないこと。
- 「じん肺法第十五条の規定に基づく申請の場合」の「事業者」及び「申請者」は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

じん肺管理区分決定申請書		
事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地
当該申請に係るじん肺管理区分決定対象者数		
添付資料	1 エックス線写真 枚 2 じん肺健康診断の結果を証明する書面 枚 3 その他の参考資料	
じん肺法第十五条の規 定に基づく申請の場合	申請者は、上記事業場において、じん肺法施行規則第2条に定める粉じん作 業に常時する であることに相違ありません。	
事業者への 通知の諾否		
平成 年 月 日		
住 所 申請者 電 話 氏 名		
労働局長 殿		

備考

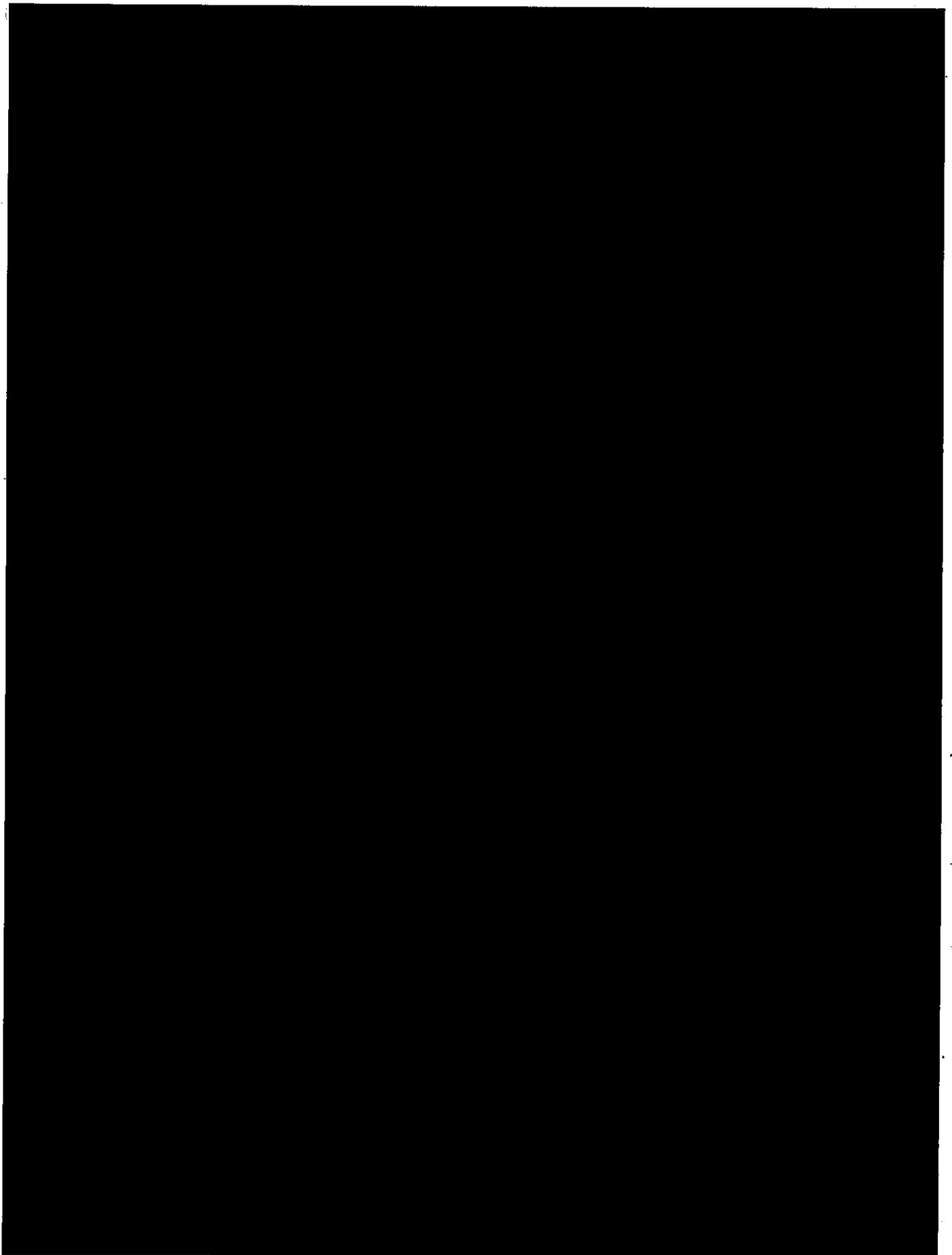
- 「事業の種類」、「事業場の名称」及び「事業場の所在地」の・は、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者である場合は、その所属事業場について、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合は、常時粉じん作業に従事した最終の事業場について記入すること。
- 「事業の種類」の・は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合には、「事業者への通知の諾否」の・に、事業者証明を行った事業者あてにじん肺管理区分決定結果を通知することの諾否を記入すること。ただし、申請者がその事業場に現に使用されている労働者である場合には、記入しないこと。
- 「じん肺法第十五条の規定に基づく申請の場合」の・の「事業者」及び「申請者」は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

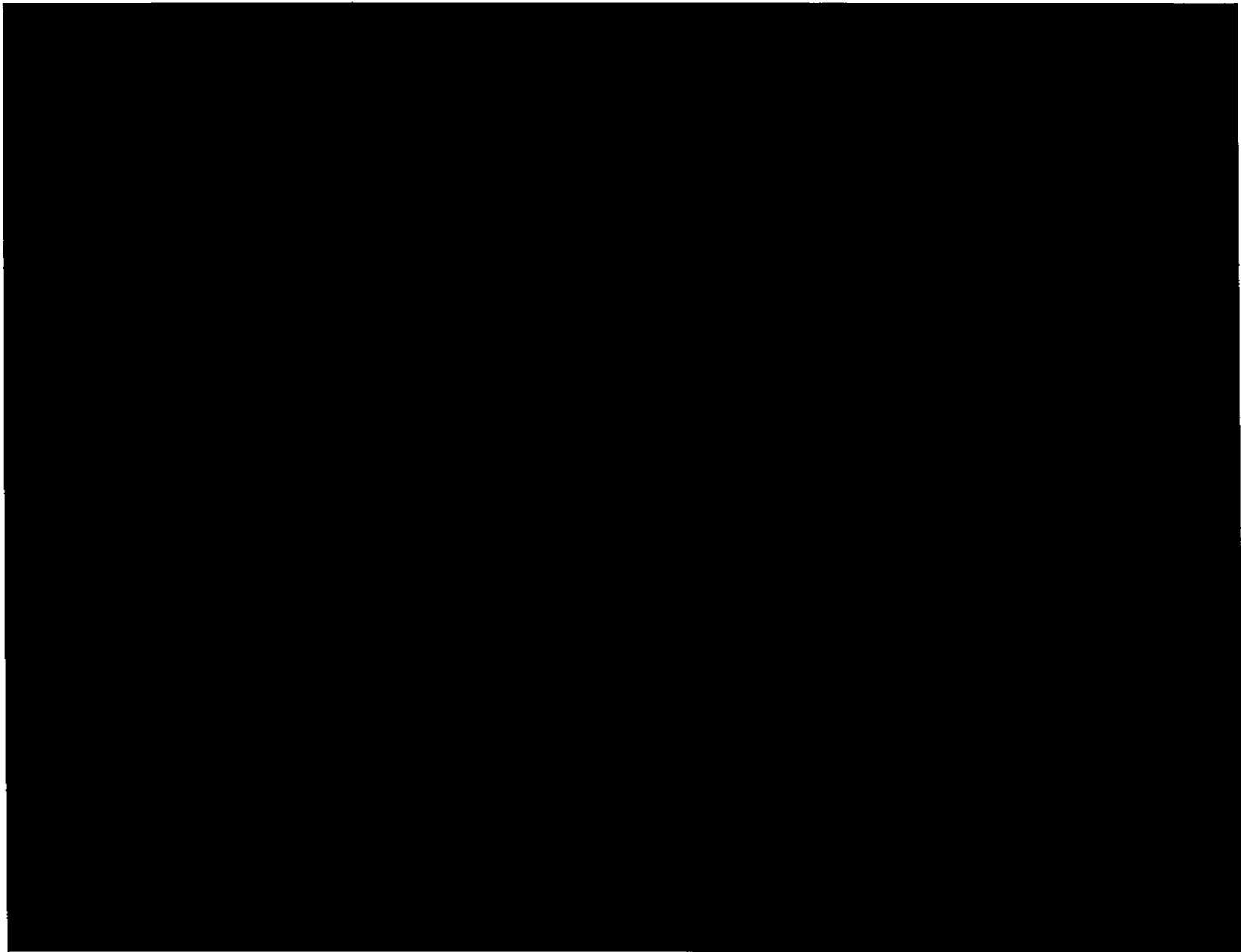


(別添) じん肺健康診断における肺機能検査評価等

新たに追加された指標等

	氏名	性別	身長(m)	年齢(歳)	肺機能検査(1次検査)								肺機能検査(2次検査)				備考
					①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	
	〇〇〇		〇.〇〇	〇〇	{男性}0.036×身長(cm)－ 0.028×年齢－1.178 (L) [女性]0.022×身長(cm)－ 0.022×年齢－0.005 (L)	{男性}0.045×身長(cm)－ 0.023×年齢－2.258 (L) [女性]0.032×身長(cm)－ 0.018×年齢－1.178 (L)	(実測値)	(実測値)	(実測値)	⑤/④×100	⑦/①×100	⑧/②×100	(実測値)	(実測値)	150－⑨/0.83－ ⑩	AaDO2限界値 表より	なし、やめた、吸っている ○本/日×○年 (○～○歳)
4																	
5																	なし、やめた 本/日×年 (歳～歳),吸っている
6																	なし、やめた 本/日×年 (歳～歳),吸っている
7																	なし、やめた 本/日×年 (歳～歳),吸っている
8																	なし、やめた 本/日×年 (歳～歳),吸っている
9																	なし、やめた 本/日×年 (歳～歳),吸っている





(別紙)

CR 撮像表示条件確認表

申請者名

撮影日

		審査受付条件	申請者の 撮影表示条件
撮 影 条 件			
撮影条件	電 圧 [kV]	110~140	
	焦点被写体間距離[cm]	180~200	
装置等	(1)グリッド		
	高密度グリッド使用で撮影電圧が120[kV]前後	格子比 12:1	
	上記以上の撮影電圧	格子比 14:1	
	(2)空間分解能(画素数)		
	フィルムサイズがフルサイズ(半切)の場合、イメージングプレート読み取り画素数[pixel]	3500×3500以上	
画 像 処 理 条 件			
階調処理	肺野部の最高濃度	1.6~2.0程度	
周波数処理	低空間周波数(0周波数)成分に対して高周波成分(0.2cycle/mm以上)におけるレスポンス (なお、濃度に応じて周波数応答を変化させる場合であっても、右記範囲内であること。)	1.0~1.2倍程度	
そ の 他			
富士フィルム ①	回転量(GA)	0.9~1.0	
	階調シフト(GS)	-0.2~-0.1	
	周波数強調度(RE)	0.0~0.2	
	周波数ランク(RN)	4	
富士フィルム ②	回転量(GA)	0.9~1.0	
	階調シフト(GS)	-0.2~-0.1	
	周波数強調度(RE /MRE)	0.0~0.2/0	
	周波数ランク(RN /MRB)	4/C	
	DRN /MDB	2/A	
	DRT /MDT	B/B	
	DRE /MDE	0.0~0.6/0.0~0.6	

コニカミノルタ エムジー①	肺野濃度	1.6~1.8			
	強調度	0.1~0.3			
	マスクサイズ	7			
	LUT	THX-2			
コニカミノルタ エムジー②	肺野濃度	1.6~1.8			
	HEタイプ	HE-STANDARD2			
	HE強調度(低濃度側強調)	0.00~0.30			
	HE強調度(高濃度側強調)	0.00			
	HFタイプ	HF-STANDARD5			
	HF強調度(低濃度側強調)	0.00			
	HF強調度(高濃度側強調)	0.00~0.30			
ケアストリーム ヘルス	LUT	THX-2			
	Density Shift	-0.3			
	Contrast Factor	1.6~1.8			
	Matrix Size	35~75			
	High Density Boost	0.05~0.1			
ケアストリーム ヘルス	Low Density Boost	0.00~0.05			
	※	①	②	③	④
	Brightness	6	6	6	7
	Latitude	-4~2	-4~2	-6	-5
	Detail Contrast	-7	-8	-6	-6

※①~④いずれかの条件を満たす必要がある。例えば①の条件で提出した場合、Brightness 6 Latitude -4 Detail Contrast -7である必要がある。

判 定 (

確認年月日 (

年 月 日)

じん肺健康管理台帳

勞 働 局

整理番号	氏名
	生年月日

住 所			TEL
粉 じ ん		所在地	
事 業 場 名			

じん肺診査経過 処理番号	決定 年月日	申請区分	粉じん作 業号別	経験年数	じん肺分 管理区	じん肺健康診断の結果			療養の 要否	症確認 状日
						エックス線 写像	肺機能障害	かかっている 合併症の名称		

検索結果 (個人情報)

総件数

個 人 情 報																
対象者氏名										性別	生年月日		年齢	電話番号		
(フリガナ)										健康管理手帳番号						
住 所																
管 理 区 分 決 定 歴 情 報																
決定年月日	受付番号	決定期	振換 表文	健康診断実施機関	管理区分	P R	F	合併症	症状確認日	勤労・ 促進の別	指導年月日	作業転換年月日	作業転換実施 通知書報告年月日	作業転換合意 報告書報告年月日	作業転換 指示年月日	再・追加検査物件 提出命令年月日
粉 じ ん 作 業 歴 情 報																
事業場名					管轄局		業種			粉じん作業種類				粉じん作業従事期間計		

労働局長 殿

地方じん肺診査医

じん肺管理区分の決定について

平成 年 月 日実施した標記について、下記の者に係る診査結果を報告する。

記

[Redacted content]

じん肺診査対象者リスト

平成 年 月 日
労働局

X線	番号	申請者氏名	健診機関名	経過	診査結果	備考

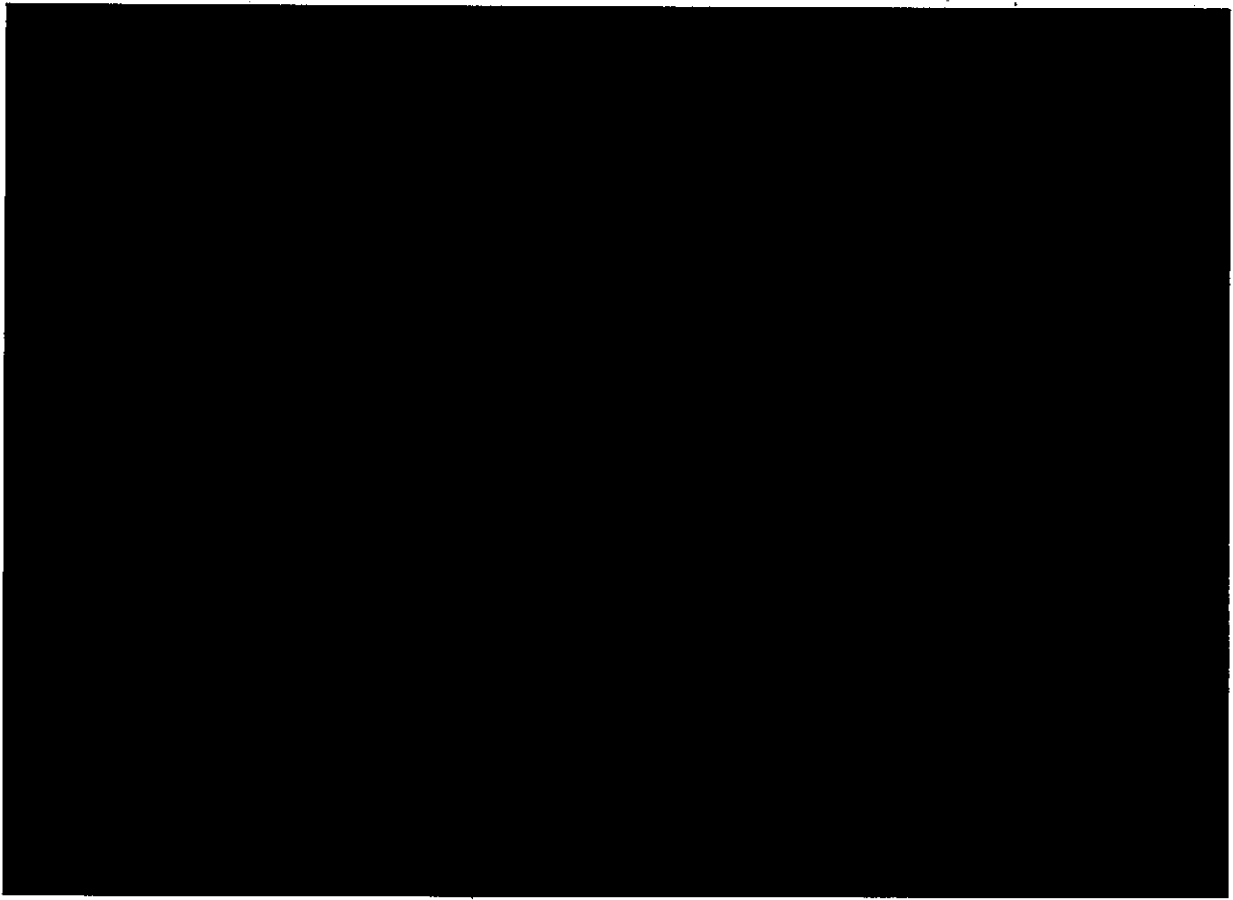
平成 年 月 日 診査を行った結果は、診査結果欄に記載のとおりです。 地方じん肺診査医

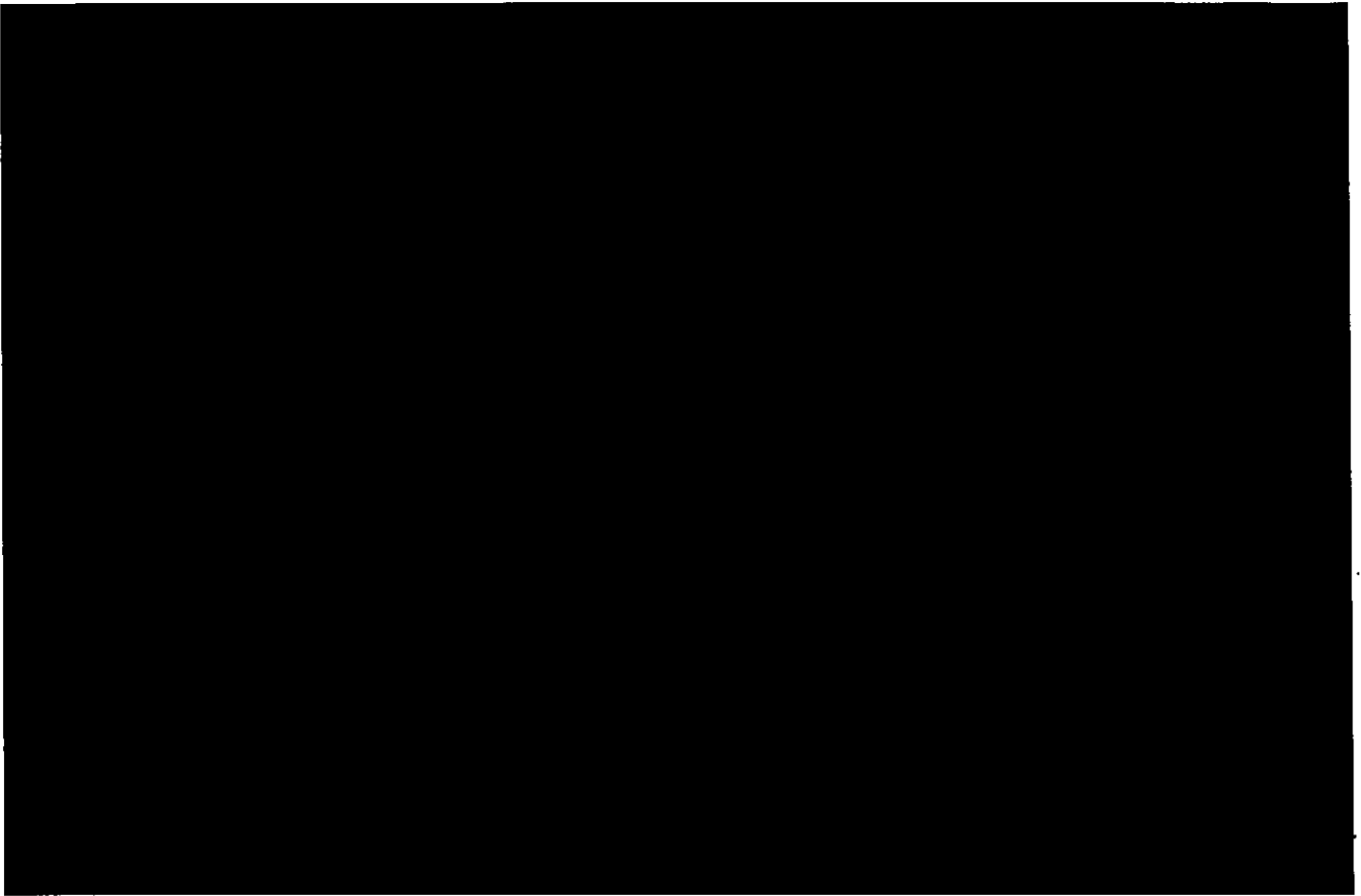
じん肺診査対象者リスト

労働局

X線	番号	申請者氏名	健診機関名	経過	診査結果	備考

平成 年 月 日 診査を行った結果は、診査結果欄に記載のとおりです。 地方じん肺診査医





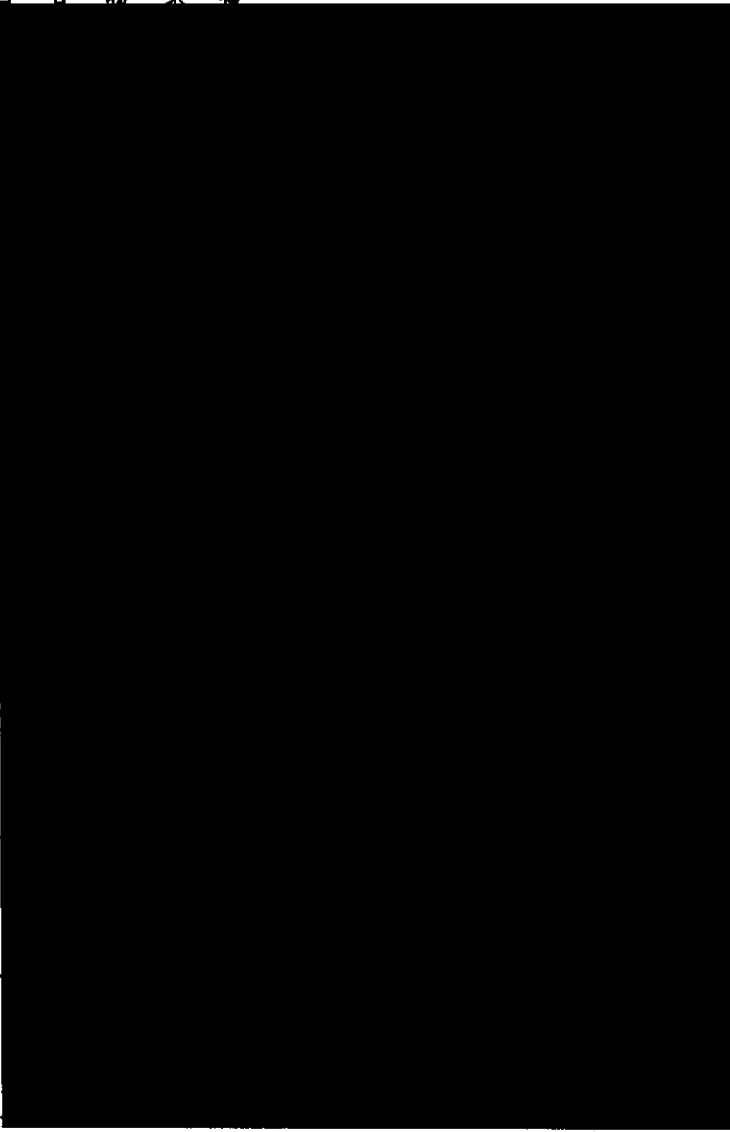
参考 2 : 部内限

中央じん肺診査医会

健康管理手帳不交付決定に対する
審査請求書等提出資料一式

厚生労働省

審 査 請 求 書

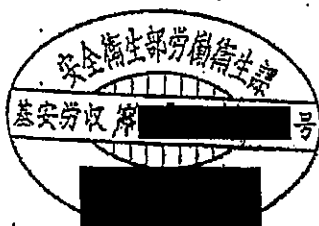
1 審査請求人の氏名、年齢及び住所	
2 審査請求に係る処分を受けた者の氏名、年齢及び住所	
3 審査請求に係る処分をした都道府県労働局長	
4 審査請求に係る処分のあった年月日	
5 審査請求に係る処分のあったことを知った年月日	
6 審査請求の趣旨	
7 審査請求の理由	
8 処分庁の教示の有無及び内容	
9 その他(添付書類等)	

平成  年  月  日

審査請求人氏名 

厚生労働大臣 殿

備考： 1 の欄は、法人、その他の社団又は財団の代表者若しくは管理人、総代又は代理人によって審査請求する場合には、その住所、氏名及び年齢を記載すること。

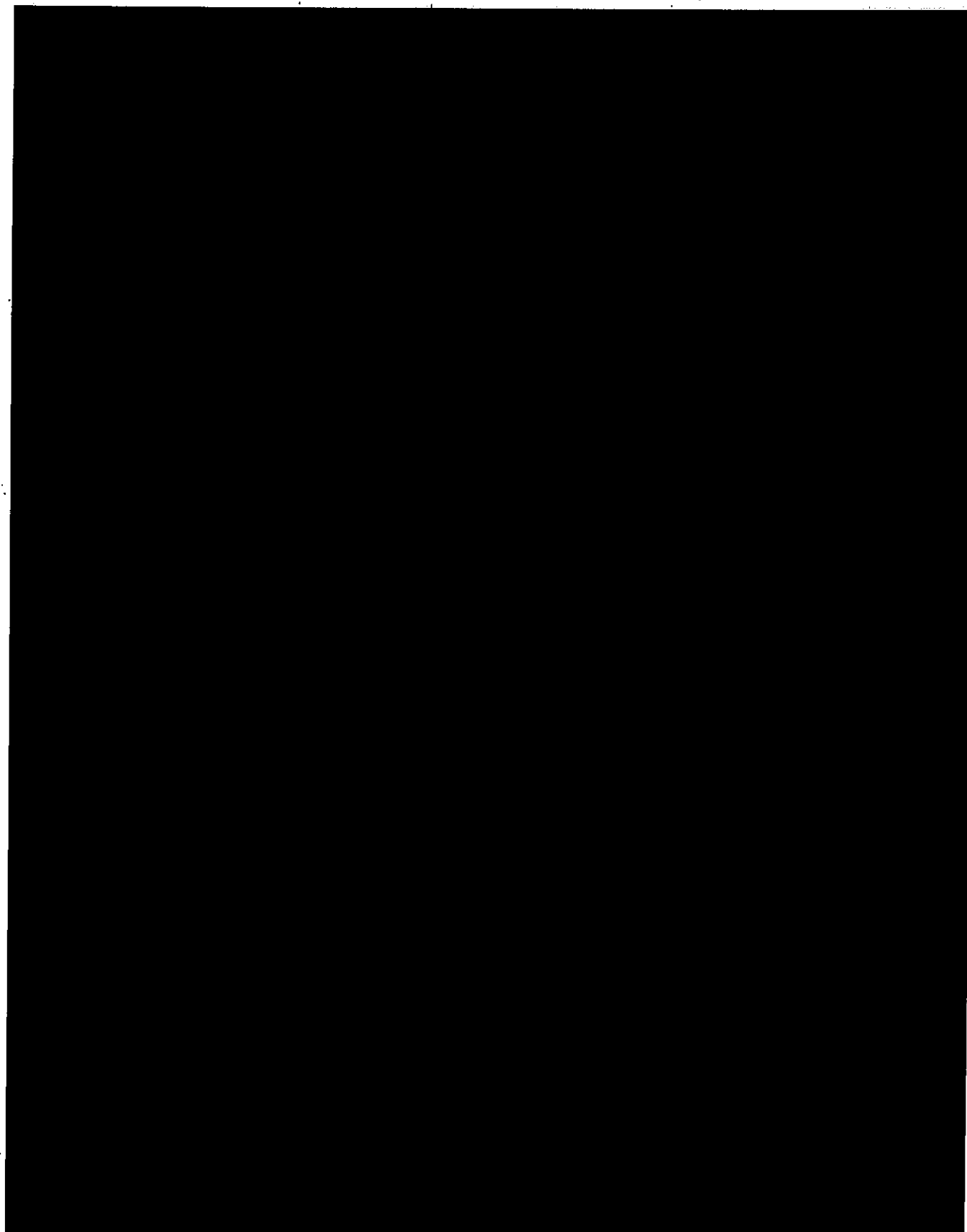


健康管理手帳（石綿）確認書

受付番号	氏名 (生年月日・性別)	(読影医療機関) 所見内容	医師による読影結果		医師意見	医師氏名 確認年月日
			両肺野の不整形陰影	胸膜肥厚		
			有 ・ 無	有 ・ 無		

健康管理手帳（石綿）確認書

受付番号	氏名 (生年月日・性別)	(読影医療機関) 所見内容	医師による読影結果		医師意見	医師氏名 確認年月日
			両肺野の不整形陰影	胸膜肥厚		
			有 ・ 無	有 ・ 無		



殿

労働局長

健康管理手帳 決定通知書

付けをもって申請のあった石綿に係る健康管理手帳交付申請は、労働安全衛生法第67条第1項に基づく労働安全衛生規則第53条第1項に定める下記の要件を具備しないため、健康管理手帳を交付しないことを決定したので通知します。

記



なお、この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（決定のあった日から1年を経過した場合を除きます。）。

この決定に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、決定の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

■ 労発基第 ■ 号

平成 ■ 年 ■ 月 ■ 日

■ 殿

■ 労働局長

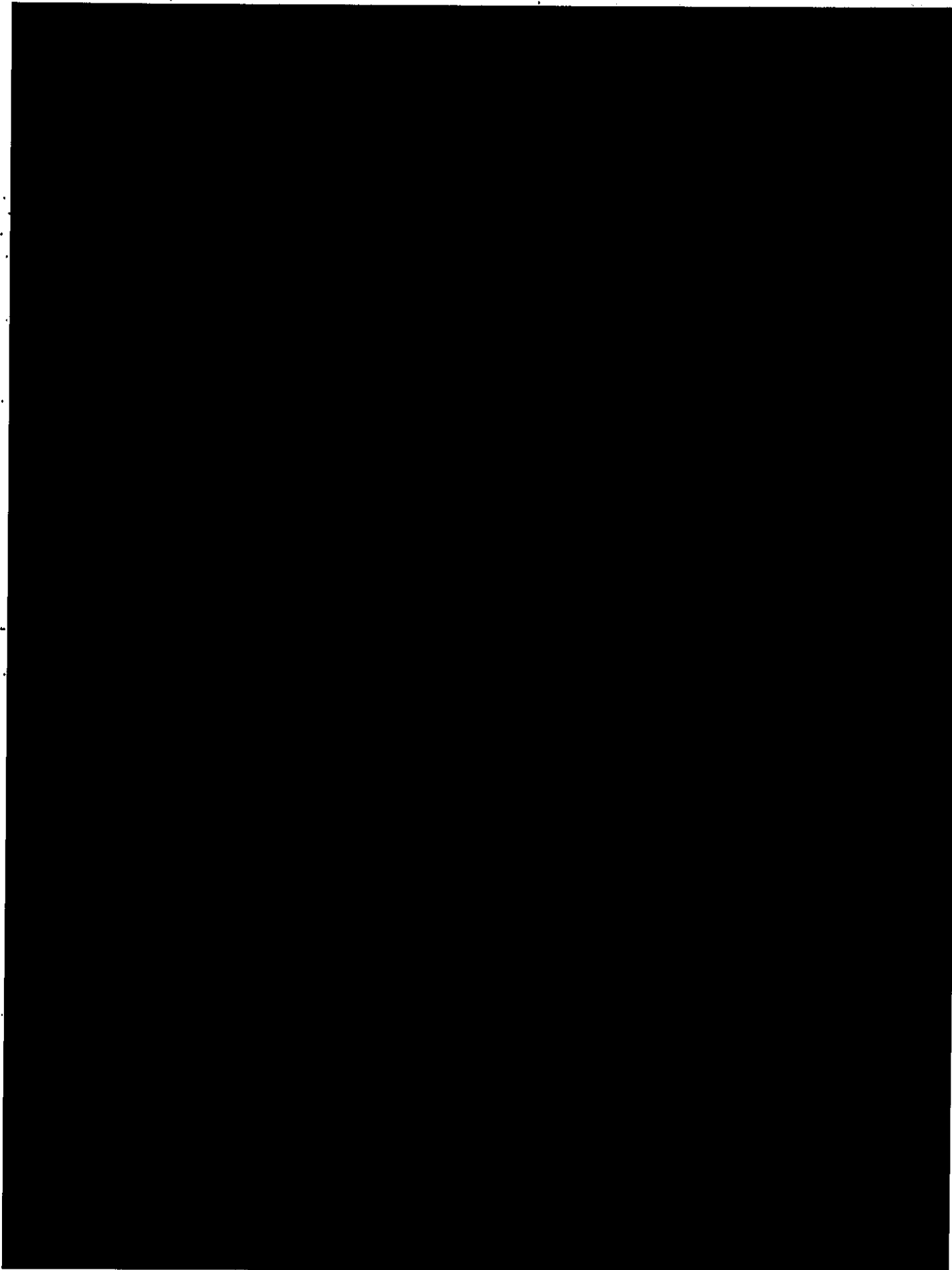
健康管理手帳不交付決定通知書

平成 ■ 年 ■ 月 ■ 日付けをもって申請のあった石綿に係る健康管理手帳交付申請は、労働安全衛生法第67条第1項に基づく労働安全衛生規則第53条第1項に定める下記の要件を具備しないため、健康管理手帳を交付しないことを決定したので通知します。

記

【備考】なお、この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（決定のあった日から1年を経過した場合を除きます。）。

この決定に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、決定の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。



健康管理手帳交付申請書

手帳の種類			
(ふりがな) 氏 名		性 別	
生 年 月 日			
住 所			
本 籍 地			

労働安全衛生法第67条の規定により、健康管理手帳を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

平成 年 月 日

申請者

労働局長 殿

連絡先等

〔備考〕

- 1 労働安全衛生基則第53条第3項の書類を添付すること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

従事歴証明書(事業者記載用)(石綿)

ふりがな		
申請者氏名		
雇入年月日		離職年月日
① 事業場の主な業務内容		
② 申請者の石綿に係る具体的な業務内容		
③ ②に記載された業務に該当する右記の業務の種類に○を1つ付けてください。		
④ ②に記載された業務への従事期間		
⑤ ④に記載された従事期間における②に記載された業務の頻度		
⑥ ④に記載された従事期間における石綿健康診断の実施状況		
⑦ ④に記載された従事期間における石綿に係るじん肺健康診断の実施状況		
⑧ 備考欄 (資事業場の名称が合併・分社化等により変更され、申請者が②の業務に従事していた時期の事業場の名称と異なる場合は、事業場の沿革等を記載してください。)		

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

証明者(事業者) 事業場の名称

所在地

代表者

照会先:

(注意): 事業者が証明する業務内容が複数の場合には、業務毎に証明書を作成してください。

ふりがな		性別	生年月日
氏名			
住所			
該当交付要件(石綿業務の申請に限る) 右記の交付要件で該当すると思われるものに○を1つ付けてください。 (1. の○に○がある場合、胸部所見及び従事歴の両方の審査を行い、交付・不交付の決定通知をお送りします。)		1. 石綿を製造し、又は取り扱う業務 「胸部所見」 「従事歴」 「胸部所見」、「従事歴」の両方 2. 石綿を製造し、又は取り扱う業務の周辺業務 「胸部所見」	
職歴(申請している健康管理手帳に係る業務の職歴を記載してください。)			
従事期間	事業場の名称と所在地	従事した業務	

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

申請者:

